

研究チーム制度について

自治総合研究センターでは、地域並びに自治体行政の基礎的かつ長期的な課題に係る調査研究を通して、職員の資質向上をめざすとともに政策形成への寄与を図るため、毎年研究テーマを複数選定し、それぞれについて研究チームを設置し、自治体職員による研究事業を実施してきております。

研究チームは、県職員の中から応募した公募研究員、テーマに関連した部局から推薦された部局研究員、そして市町村及び公共機関から推薦された研究員により8名程度で構成され、研究員はそれぞれの部局で業務を遂行しながら当センターに兼務となり、原則として週1日、1年間にわたって研究を進めてきております。

研究活動においては、既存の制度や制約をのりこえた自由な発想と新たな問題提起が最も重要な視点となります。

これらの共同研究の成果は報告書としてまとめ、県・市町村の各部課及び関係機関に送付しており、行政運営等の参考として活用されています。

昭和58 - 59年度においては、A 神奈川の水 - その循環と保全 -、B 情報化社会と自治体、C 新しい公共サービスの供給方式の3テーマについて研究チームが編成され、このたびその研究報告書がまとめられましたのでお届けします。

なお、この報告書は、C 新しい公共サービスの供給方式の研究チームに係るものです。

おわりに、この研究活動に御支援と御協力をいただいた関係各位に対し、心から感謝の意を表します。

昭和59年9月

神奈川県自治総合研究センター所長

はじめに

「グループ・カーム（佳夢）」という障害を持った人たちの服づくりをする女性のグループがある。代表の小澤さんは、重度障害者施設での長いボランティアの経験を通して、障害者向け衣料の開発が非常に遅れているのを発見した。「障害を持つ人たちが必要な衣料も満足に手に入らないのを目のあたりにして、それなら自分の縫製の技能を商品開発に役立たせたら」と思ったのがグループ・カームの誕生のきっかけで、友人7人と任意団体としてスタートしたのが昭和58年5月である。「注文の多いところを見ると、必要とされている仕事なんですね。そして、それが主婦のボランティアだけでなく経済的自立を助ける仕事として確立できればよいのですが。」と小澤さんはひかえめに語る。小澤さんに作品の数々を見せていただいた。障害者向け衣料の他に、老人向け、病人向けの衣料も手がけておられ、どれも明るい感じでセンスがよく、着る人の身になった工夫があちこちに光る。

「あすなる」は、障害を持った人たちが「自らの力で自立生活と社会参加を獲得するために諸々の活動をおこなう」ことを目的として生まれたグループである。単に受身的な社会参加ではなく、自分の能力を生かし「私にはこれが出来る!」という自信と目的を持って地域で生きることを願って、障害者どうしの連携と障害者をとりまく人々との連携の中で活動を進めていきたいというのが「あすなる」の活動の願いである。活動は手工芸品を製作し（在宅障害者の製作した作品も集めて）販売を行ったり、バザーを通して地域での交流の場づくりをしたり、積極的に行なわれている。活動している人たちは、事務局のある厚木市を中心に、神奈川県全域にわたっている。将来は、福

祉に関する情報の収集、提供の機能も果たしていきたいという希望がある。

「グリーンヒルズ横浜緑の会」は、緑の回復にとり組んでいる自治会の主婦を中心としたグループである。小さな広報記事をきっかけに、団地自治会の役員になった女性達が、身近な緑の回復に取り組みでいった。自分達の住んでいる建物の周囲に木を植えることにはじまり、周辺の通勤、通学路の緑化を行なうまでになった。植栽は、周囲の協力を支えられて、彼女達の活動は根つき、住民同志の交流もできてきた。緑豊かな住環境を取り戻すという彼女達の目標の奥には、ここがふるさととなる子供達のために、愛着のもてるところにする。そして、子供達が土に触れることによって緑を自然を解する人になって欲しいという願いがある。また、まだ歴史の浅い自治会のなかで、住民が緑に関心を持ち、協力することをテコにして、住民の心がようまちにしていきたいという希望がある。

高度経済成長期以降、我国の社会は都市化、高度化が進み、急速な高齢化、情報化社会を向かえようとしている。

このような社会の変化のなかで、公共サービスも拡大するとともに変容してきているといえよう。

高度成長期から安定成長期に入って、行政による公共サービスの供給の増大も難しい現状にある。他方、公共サービスの供給についても行政、第3セクター、民間等と多様化している。最近では、自治体と地域住民が共同して事業を処理する体制として「第4セクター」という言葉も使われはじめている。また、行政の守備範囲や行政、市民の間の「共的領域」のあり方が問われてきている。

私たちのテーマは「新しい公共サービスの供給方式」である。このテーマには2つの問題が含まれていると考えられる。1つは「公共性」をめぐる問題であり、2つめは「サービスの供給」をめぐる問題である。

1つめの問題において、このように供給形態が多様化する中で、いま「公共性」というものをもう一度問い直すべき時期にきていると思われる。本来、社会サービスに明確な公私の区別があるわけではない。私たちはこの問題の鍵を市民の中から探ろうとした。具体的には、市民の意識と行動について藤沢市長後地区を対象にアンケート調査を行った。

2つめの問題に対しては、市民社会の成熟するなかで、市民参加のまちづくりや女性、障害者の社会参加など、市民自身による活動が生まれてきており、市民はサービスの「受け手」とともに「担い手」ともなっていると思われる。私たちが着目したのは、こういった活動が共的領域で求められているものを具現化し、ある局面で、それ自体が公共性をもつものとなっているということである。それは、多様化した公共サービスの需要に対応すると同時に行政や市場では行えないサービスを供給しているといえよう。これらの活動を「市民による公共的活動」とここでは称している。

私たちはこのような市民による公共的活動に焦点をあて、県内外各地で拡動している市民団体、企業、及びそれを支援する公益法人など広範囲に35組織を対象に聴き取り調査を実施した。調査では、活動の目的や内容、それに対する自己評価、一般市民の反応、活動の阻害要因、行政への要望などについてうかがった。これらの調査は、市民と行政の新しい協力関係、第4セクターを議論す

るための基礎的な材料となると考えている。

本研究では、こうした市民の意識と行動、市民の公共的活動の実態を探ることから、行政の支援のあり方を模索した。

本研究の目的とアプローチの方法

本研究の目的は、「高齢化社会、婦人の社会参加の進展や市民意識、社会、経済等の変化に対応した公共サービス需要の高まるなかで、様々な供給方式（行政、公営企業、公社、民間等）がある。その課題や新たな可能性、受益と負担のあり方等を検討することにより市民、民間企業等を巻き込んだ社会計画推進の戦略的方策を探る」ことである。

このような目的に対する接近のし方については、いくつか考えられようが、本研究では、次の視点から、アプローチの限定を試みた。

1 対象領域

公私領域の区分のためには、次の4つの基準があるとされている。（註1） 保障対象水準（社会生活を営む上で何らかのハンディキャップを負う人に与える保障の水準） 欲求水準（各種の社会ニーズに対し、その充足を社会的責任において図るべき水準） 有効規模水準（サービス機能を有効に発揮する最底限必要とされる規模の水準） 安定水準（そのサービスをいかなる時にも定期性をもって安定的に提供することを保障する水準、である。しかしながらこれらの水準も社会構造の変化や住民ニーズの増大、多様化により現実的には変動しており、公共領域もまた変化していると考えられる。市民、あるいは、自治体にとっての現在の関心事の一つは、そうした境界を補う公私の共同による課題の解決、処理方法であろう。このような観点から、研究の対象を公・共・私の間

2 供給体制の実態の把握

公共サービスの供給形態は行政、市民、企業と実に様々であり、地域福祉サービスや文化・教育サービスなど幾多の分野で、それらが、選択的、重層的に提供されるようになってきている。こう

したサービスの状況について、いくつかの分野で具体的な実態を把握する必要がある。また、こうした実態を行政、市民、企業といった主体の相互の関係についても分析を試みる。

3 市民サイドからのアプローチ

このような共的領域（グレイ・ゾーン）に対しては、主として2つのアプローチが考えられる。1つは行政施策の再検討を中心とした「行政サイドからのアプローチ」であり、2つめは、市民ニーズや市民の活動の分析を中心とした「市民サイドからのアプローチ」であろう。この2つのアプローチは、いずれも有効なものと思われるが、ここでは「市民サイドからのアプローチ」を選択する。経済・社会の変動により新たに生ずる社会需要は行政需要へも大きな影響を及ぼすこととなるが、究極的には市民による「公共性」の判断のもとに、行政で対応するもの、地域で対応するもの、あるいは相互に連繋して対応するものという分担がなされることが望ましいと思われる。

このようなことから市民サイドから接近することが変化する市民ニーズをより直接的に把握したサービス供給のあり方を考察できると考えられるからである。

以上の点から、本研究では、公私の共的領域（グレイ・ゾーン）において、市民サイドからの実態調査を行った。具体的には、第2章「市民生活と公共サービス」及び付属資料1において、展開されている。

註1） 地方自治体における行政ニーズと効率化、政策科学研究所

目 次

はじめに	
本研究の目的とアプローチの方法	
第1章 公共私論の展開	
第1節 公共サービスに関する諸概念の整理	1
第2節 公共私概念の変容	5
第3節 公共サービス需要の発生構造と今後の課題	8
第4節 これからの公共サービスの方向	17
第2章 市民生活と公共サービス	
第1節 主体的な市民	19
第2節 市民活動への意識と行動	22
1 調査の概要	22
2 調査結果の分析	25
第3節 市民の公共的活動	36
1 調査の概要	36
2 調査結果の分析	39
第4節 市民・行政間の新しい課題	58
1 コミュニティジョブ	58
2 福祉の新しい動き	59
3 市民によるまちづく	61
4 市民の公共的活動を支える公共施設	62
5 組織・団体関連	64
第3章 市民による公共的活動への支援	
第1節 市民の公共的活動の課題の整理	67
第2節 市民の公共的活動への支援のあり方（提言）	69
第3節 ネットワーク社会をめざして（支援による活性化の試み）	74
< 資料編 >	
団体・組織の紹介	75
市民活動ネットワーク形成の意義を考える	108
「市民活動への意識と行動」に関するアンケート	114
おわり	

第1章 公共私論の展開

第1節 公共サービスに関する諸概念の整理

公共財、サービスについての一般的な定義は、サミュエルソン、マスグレイヴといった経済学者によってなされている。それによれば、「人びとによって『等量消費』（あるいは共同消費）され、費用負担なしでもその財の提供する便益から排除されないという非排除性を有する財」を一般的に公共財と呼んでいる。このような定義を厳密にみたら「純粋公共財」の例として、国防、司法、外交、警察といったものが挙げられている。しかしながら、図1-1-1 財・サービスの分類の示すように現代社会には、このような純粋な意味での公共財以外に「私的財のかたちで供給される可能性をもっているものでありながら、公共財として供給することに何らかの利点を見出せるもの」すなわち、公共価値財が数多く存在しているといえる。

現代社会における公共サービスを概観するにあ

たり、基本的な論点を整理しておく必要がある。ここでは、1 市場性と費用負担、2 供給形態、3 主体性（参加度）、4 地域性、5 専門性、6 多様性と画一性、の5つの視点により把えてみよう。

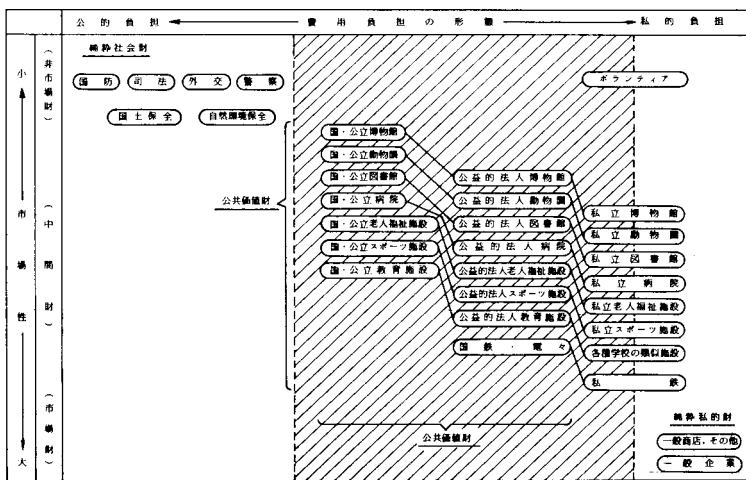
1 市場性と費用負担

図1-1-1で示されるように、そのサービスが市場のメカニズムにより供給されるような性質（市場性）をそなえている場合は、多くの分野において、公と民の供給が混在しているといえよう。市場性をもっているサービスでも市民にとって必需的であったり、安定的に供給される必要がある場合は、公的部門が、その費用を負担したり、あるいは、自ら供給を行ったりしているケースが多い。ここで問題とされるのは費用負担の面であり受益者と非受益者との間に不公平が、生ずるといことである。この点においては、公的供給が望まれる財・サービスでも、基礎的水準以上のサービスや選択性のある領域のものは一般に受益者による負担が導入されている。（註1）

2 供給形態による分類

公共サービスの供給形態としては、様々な分類が可能であろうが、一般的に次のように分類・整理できよう。

公共部門としては、一般政府活動、公共法人（公益法人を含む）一般私企業という形に分類できる。また、これを自治体（地方政府）の段階で、整理すると、若干異なり、地方公営



出展：「社会的サービスと地域政策」 国土庁 計画・調整局編

図1-1-1 財・サービスの分類

表1-1-1 公共部門マトリックス

供給の形態	公的規制	所有	供給形態	事例
行政 政府	直接活動	公	一般政	全 国 国立病院
				地 方 公立大学
公 企 業	直接規制	有	府活動	政府現業
				全 国 郵便事業
			地 方 公営企業	
	間接規制	混 合	公共法人	全 国 国 鉄
地 方 土地開発公社				
公私混合 (公益法人)			全 国 日 航	
			地 方 新 交 通 株式会社	
			全 国 私立大学	
			地 方 社会福祉法人	
民間 企業	私 有	一般私企業	私有公益企業 規制対象企業	私 鉄 民 放

出典：「80年代の公共部門」

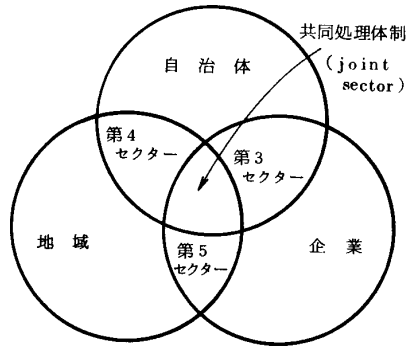
〔 公企労協
平和経済計画会議編 〕
P8、9を簡略化した。

企業、民法法人・商法法人、特別法による地方3公社、地方開発事業団、のように大別される。この中での地方公社は「一つの自治体が25%以上出資している民法及び商法等に基づく法人（場合によっては特別法による地方3公社を含むことがある。）」と定義される。また、第3セクターについては、「自治体と民間の共同出資による民法及び商法等に基づく法人」とした範囲で使われることが多い。

さらに、自治体と地域住民が共同して事業を

処理する体制として、「第4セクター」という概念を用いる場合もある。

しかし、「第4セクター」という概念自体まだ、実際に定着した概念ともなっていないようである。地域福祉やコミュニティの振興といった課題の中で、期待されている面も少なくない。このような地域と自治体との共同事業処理体制の現状は、本研究第2章で、検討することになる。



出典：(財) 神戸都市問題研究所
「都市経営システムの開発」

図1-1-2

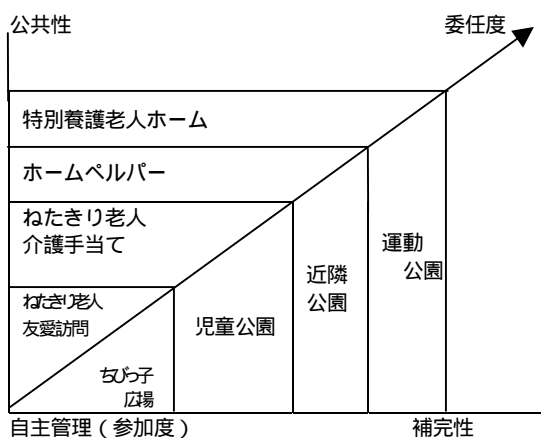
表1-1-2 地方自治体の公企業

経営形態		事業数または法人数	
直営	地方公営企業	7,790(67.3%)	
間接	民放法人 および 商法法人	財団法人 社団法人 株式会社 有限会社	1,532(13.3) 323(2.8%) 416(3.6%) 11(0.1%)
	特別法による地方3公社		1,434(12.5%)
	地方開発事業団		15(0.1%)
			3,731 (32.4%)

(註) (1) 直営公企業の数字は、昭和56年度末、間接公企業の数字は、昭和56年1月1日現在の数字である。(ただし、地方開発事業団は、昭和56年7月1日現在)
(2) 地方公営企業の数字は、地方公営企業が適用されている事業適用されている事業の総数である。
(3) 単一の地方自治体の4分の1以下で出資して事業を開始して民法法人、商法法人の数字不明である。
(4) 地方開発事業団と同じ数多くの地方自治体共同して事業処理している一部事業団も、たとえ最近のみ処理専用線利用がなっておりかつ、その真意から考えても、公企業としてとり上げるべきであるが、ここで真意が不明とした。なお、同じ数字は、昭和56年7月1日現在、2,945である。ただし、この数字の中には、地方公営企業である一部事業団が含まれている。

3 主体性（参加度）

ちびっ子広場の管理や児童館・公民館のプログラム作成は、地域住民の積極的な参加により行われていることが多い。行政サービスの中には、市民の積極的な参加によって質が高められたり、主体的な活動によって地域に根ざしたものになるケースが数多くあるといえよう。図1-1-3の行政サービスと参加度は、公共性と参加度の一表現である。



出典：「52,年度神戸市報告書」11頁

図1-1-3 行政サービスと参加度

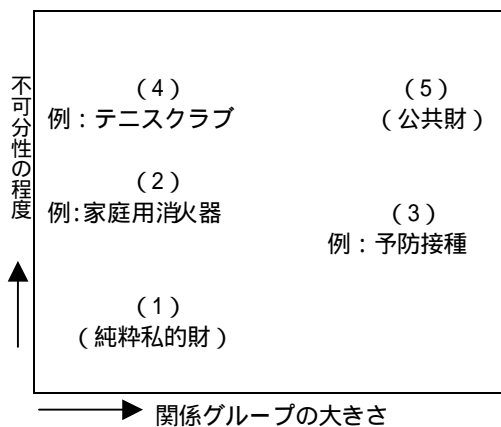
4 地域性

純粋公共財以外の公共価値財を J.M. フォヤンはその提供する便益を「不可分性の程度」と「関係するグループの大きさ」という2つの特性から分類している。

図1-1-4のように(5)の公共財は、その便益が全く不可分的でその便益の及ぶ範囲も極めて広範囲である。逆に(1)の純粋私的財は、完全に分割可能で、関係する範囲も1個人に限定される。

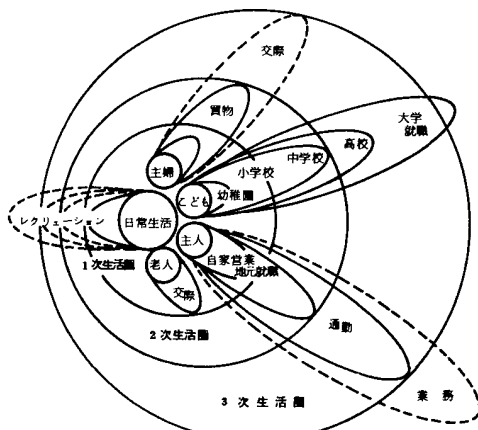
また、この中間に意味する財、すなわち、「特定のグループによって共同消費されている財」を「クラブ財」と称することもある。

また、自治体の提供する多くの財・サービスを地域公共財と呼ぶこともある。地域公共財をとらえるにあたり現実の地域について、ここでは図1



出典：「公共部門の経済学」古田精司・原豊編より

図1-1-4



出典：「地域問題に関する分析手法」愛媛県社会経済研究財団

図1-1-5

- 1 - 5のように第1次生活圏(小学校区程度)、第2期生活圏(中学校区)、第3次生活圏(高校区)のように分けておこう。

5 多様性と画一性

公共サービスは、その需要者に対する公平性という観点からも、その提供者としては、画一的なものにならざるをえない傾向がある。他方、その需要者としては、県域、市町村、さらに小さな地域と、様々なレベルで、その地域のニーズに合ったサービスが望まれる。公共サービスにおいては、その供給と需要において、画一性と多様性という二面的な課題が存在しているといえる。

6 専門性と一般性

公的部門の提供するサービスの多くは、病院、教育施設、保健所といった技術的専門性を有するものである。これに対して、地域住民により担われているサービスは、誰でも参加の可能な一般性を有しているといえよう。たとえば、地域福祉における「在宅サービス」においては、医師、看護婦、保健婦、ホームヘルパーなどの専門あるいは準専門職員と民生委員、介護人、ボランティアといった専門性をもたない人々との連繋の上に成りたっている。地域公共サービスの公私の分担には、技術的な専門性の程度による面があり、そのあり方が一つの課題となっている。(この点については、第2章2節でアンケート調査を行っている。)

このような6つの視点から公共サービスを観てきたが、公私領域の区分にあたってのこれまでの考え方としては、次の4つの基準が挙げられている。(註2)

(1) 保障水準.....社会生活を営む上で何らかのハンディキャップを負う人に与える保障の水準

(2) 欲求に対する責任水準...各種の社会ニーズに対し、その充足を社会的責任において図るべき水準

(3) 有効規模水準...サービス機能を有効に発揮するに最低限必要とされる規模模の水準

(4) 安定水準.....そのサービスをいかなる時にも定期性をもって安定的に提供することを保障する水準

行政の範囲領域に対してこれらの基準を設定することもできようが現実的な課題に対して行政・民間・地域がどのように対応しているかを検討する必要がある。

次節では、公共私概念について考えてみたい。

(註1) 『地方自治の経営』高寄昇三学陽書房 参照

(註2) 『地方自治体における行政二
-ズと効率化』政策科学研究所
1977年3月 参照

第2節 公共私概念の変容

本来、社会サービスに明確な公私の区別があるわけではない。それは、自治体の歴史をふりかえてみても明らかである。かつては、ゴミ処理や町村道の改修を家庭や町村会の労力で行なわれていた時期もあった。また、イギリスを例にとっても、産業革命以降、工業化、都市化と同時にそれに伴う社会問題、労働問題などが表面化し、警察、救貧、公衆衛生、街路、住宅、上下水道、清掃、教育など、政府の機能をかぎりなく拡大してきたのである。このように行政サービスは時代とともに変化している。そこで、ここでは、今後の議論の前提として、公共私概念の変容を行政サービス領域の変化としてとらえることにより、その時代的変遷をモデルを使いながら簡単に整理する。(註1)

1 モデルの説明

下の図は、サービスとその供給主体との関係を採算性、公共性の観点からモデル化したものである。図1-2-1のabcdで囲まれる領域はサービスの需要を示し、サービスの性質から次の3

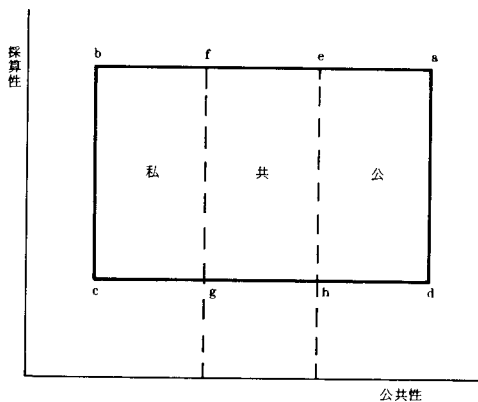


図1-2-1 公共私領域分類(概念図)

つに分類される。(第1節参照)

公的領域のサービス (a e h d)	不可分性、非排除性、非競合性
私的領域のサービス (b c g f)	可分性、排除性、競合性
共的領域のサービス (e f g h)	公と私の間領域、グレイゾーン

図1-2-2はサービスの供給領域を行政や民間(企業)といった主体別に示している。したがって、これら2つの図を組合わせた図1-2-3はサービスが如何なる主体により如何なる領域にて供給されているかを概念的に示している。

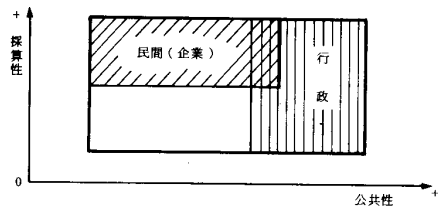


図1-2-2 供給の主体(概念図)

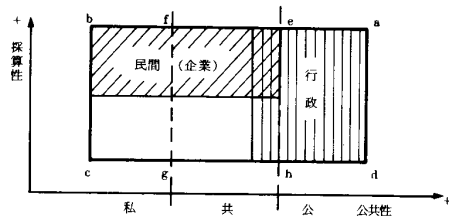


図1-2-3 供給主体と領域の分類

2 歴史の変遷

次に、このモデルを用いて公共性の歴史の変遷について、(1)高度成長期前、(2)高度成長期、(3)安定成長期の3期に分けて説明してみよう。

(1) 高度成長期前(～昭和30年代)

我が国には従来大家族制に基づく血縁コミュニ

ティが存在していたが、戦後においても高度成長期前は、これが、存続しており、地域において相互扶助の役目を果たしていたと考えられる。従って図1-2-4のように共的領域の多くは家族および地域で担われていたであろう。

表1-2-1 部門別地方公務員数の変化

S43 48

	地方公務員 (千人) 昭・43.4.1	昭・48.4.1	増加数	増加率 (%)	増加数 構成比 (%)
一般行政部門	834	1,005	171	20.5	47.8
〔福祉関係〕	〔237〕	〔339〕	〔102〕	〔43.1〕	〔28.5〕
〔その他〕	〔594〕	〔666〕	〔69〕	〔11.6〕	〔19.3〕
特別行政部門	1,216	1,367	151	12.4	42.2
〔教育関係〕	〔974〕	〔1,065〕	〔91〕	〔9.3〕	〔25.4〕
〔警察・消防〕	〔242〕	〔302〕	〔60〕	〔24.8〕	〔16.8〕
公営企業等	306	342	36	11.8	10.0
合計	2,356	2,714	358		100.0

出典：「行政学」西尾 勝

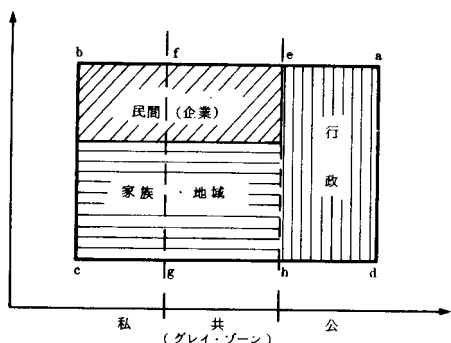


図1-2-4 高度成長期前

(2) 高度成長期(昭和30年代~昭和49年)

30年代40年代には都市に人口が集中し、公害、福祉、交通など多くの「都市問題」が激化した。

それは、都市社会でのコミュニティの崩壊を伴い、経済成長の反面で、身障者、交通事故被害者、老人、貧困家庭など多くの弱者対策としての福祉に対する行政需要が増大した。このことは、表1-2-1にみるように部門別公務員数の変化においても福祉関係に目立った増加をみるところにその端的な例をみる事ができよう。

また、経済成長に伴い、住民の行政サービスへの

の欲求は生活のさまざまな基礎的サービスだけでなく、文化スポーツなど多様化、高度化していった。そして、一時は松戸市の「すぐやる課」にみられるように、住民のあらゆる注文・苦情の解決がすべて行政サービスであるかのようにみられた時期もあった。高度成長期の状況は、概ね、図1-2-5のように示されよう。

(3) 安定成長期(昭和50年~)

しかし、昭和48年のオイルショックによって状況は大きく変わってきた。「福祉ただ乗り論」

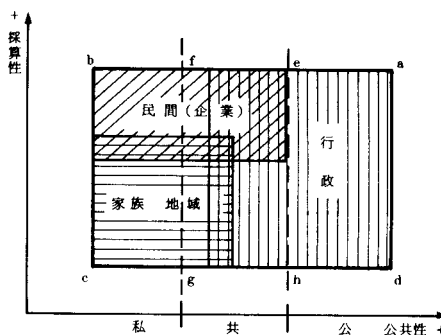


図1-2-5 高度成長期

が台頭し、また財政難を理由に、行政改革や福祉見直し論が勢を得るようになった。行政サービスは増え続けるものであり、そのこと自体が「善」であるという神話はぐらつき始めた。

このような状況により、行政領域の拡大に限界が生じる一方、家族や地域の役割が質的な変化をとげる過程の中で、図1-2-6に示すように、行政・民間(企業)・家族・地域の間でそのいずれによっても主体的に解決されえない「すき間」が生じつつあるといっても良いであろう。そしてこの「すき間」は生活様式の変化に伴う共的領域サービス(e f g h)需要の増大によりさらに大きくなりつつある((例)一人ぐらし老人の介護サービス需要、夜間の保育サービス需要)。このような「すき間」の部分のサービス需要をみため、誰がどのような形で供給し、また費用をどのように負担すべきか、行政の責任範囲と限界は、どこにあるのかという事が問題となってきた。特に行政と民間との役割分担と両者が相互にかかわりあっている共的領域(グレイ・ゾーン)としてのサービスの対応のあり方が問われるようになってきたのである。

次節では、これらの観点から、公共サービスの需要の発生構造について検討したい。

(註1) 「県民ニーズの長期的・構造的
研究」第4章(53年7月神奈川県
公務研修所研究チーム)、「県民
ニーズの長期的・構造的変化に関
する意識調査」第4章(54年7
月神奈川県公務研修所研究チーム)
を参考とした。

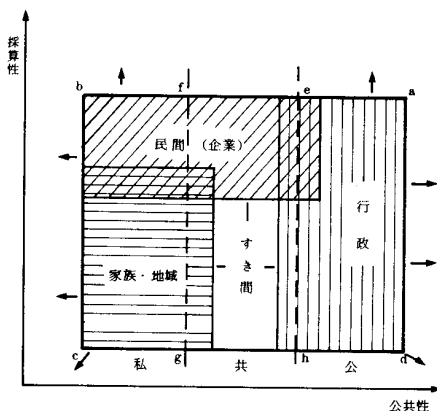


図1-2-6 安定成長期

第3節 公共サービス需要の発生構造 と今後の課題

歴史的変遷により、公共サービスが量的にも質的にも変化してきたことは、第2節で述べたとおりであるが、変化をもたらした需要の発生構造を、現代社会の5つのトレンド 都市化社会、核家族化社会、女性の社会参加、高齢化社会、福祉社会 の中からさぐり、今後の課題を考えてみたい。

1 都市化社会

(1) 血縁共同体の崩壊

戦前までの日本は、隣組と称する近隣コミュニティを社会制度の底辺として、成立してきた。これは、村落共同体が発展した形態としての相互扶助、及び統制の組織であり、その中核となったのは、大家族制に基づく血縁共同体であった。ここでは、現在、公共サービスとして提供されている多くのもの、例えば、保育、教育、老人介護などが、当然のこととして地域内で循環的に供給されていた。この血縁コミュニティは、本来の役割を離れ、不幸なことに権力体制強化のための手段として、機能した時期もあったが、一面では行政を補ない、住民の相互協力の根強い中軸になっていたことも事実である。

しかし、この共同体も戦後急速に崩壊し、それとともに、近隣コミュニティも衰退の道をたどった。これは、民法改正による家父長制の廃止、町内会組織の解体などによる共同体の制度的解体のほか、急激な都市化現象を契機としている。

(2) 都市への人口集中

若年人口の農村からの流出、つまり都市への定着は、村落共同体を老人と子どもたちだけの親睦

や、行事のためだけの組織として、形骸化させてしまい、一方、都市では新たに増大している新人口をネットワークするだけの組織が生まれてこなかった。個々人がバラバラに生きてゆく巨大な都市社会が、経済成長とともに成立していったのである。

戦後の高度成長、特に昭和35年から50年までの15年間の都市への人口集中は著しく、人口集中地区(DID)人口でみて、昭和35年に、4,083万人(全国比43.7%)であったものが、昭和50年には、6,382万人(同57.0%)となった。なかでも神奈川県への人口集中は著しく、この15年間に、295万人(伸び率86%)の人口が増加してきている。

このような都市への急激な人口集中を招いたのは、戦後の急速な重化学工業化とこれを支える企業の本社、官公庁などの中枢管理機構、それに大学、研究所などが集中したことによる。すなわち、第2次産業の肥大化とともに、第3次産業の急速な進展が、都市への人口集中に拍車をかけたといえる。

(3) 都市化によって生じた新しいサービス需要

この高度成長による大都市の成立は、新しい公共サービスの需要をもたらした。

その1つは、「都市問題」という新たな矛盾の惹起によるものである。つまり、既成の市街地においては、狭小で過密な住宅立地や交通の混雑、環境汚染、水不足、公園など緑地の不足、廃棄物の処理などの問題を引き起こし、郊外においては、スプロール現象といわれる無秩序な市街化を誘起した。このような都市の矛盾は、問題解決のための行政サービス需要を増大させたわけである。

2つめとして、核家族化による「イ工福祉の公

共化」があげられる（この部分については、次節で詳しく述べることとする。）つまり、従来、家庭で担われてきた、保育や老人介護などのサービスが家庭内で対応できなくなり、新たな公共需要として台頭してきたのである。

そして、3つめとして、近隣コミュニティ衰退による「ムラ福祉の公共化」があげられよう。つまり、都市への急激な人口集中により、旧住民と新住民、また新住民どうしのヨコのつながりが成立しにくく、従来、地域で担われてきた、防犯、消防、教育、相互扶助などのサービスの公共化が求められてきたのである。

これらの外部化されたサービス需要のうち、商業ベースに乗るものは民間に、また、残りの多くのものは新たな行政需要として位置づけられていった。

2 核家族化

(1) 家族機能の変化

都市化は家族の近代化をもたらした。近代化は、一方では、封建的な制度や慣習からの解放であったが、他方では、家族機能の単純化でもあった。

表 1 - 3 - 1 家族の機能

1. 性的欲求充足機能
2. 生殖機能
3. 扶養機能
4. 消費生活機能
5. 経済的生産機能
6. 弱者の保護機能
7. 教育的機能
8. 宗教的機能
9. 娯乐的機能
10. 社会的地位付与機能

（福武直著「社会学」より）

この節では、核家族化による家族機能の変化を中心に、その外部化の様子をみてみたい。（註1）

家族の機能については、（表1-3-1）のように10の機能が考えられる。

まず、性的欲求充足機能は、個人が原子化されている現在、より重要な機能となってきたが、性殖機能については、家族計画の普及や性と生殖の分離、また住宅問題などにより著しく減退している。

扶養機能 子どもを育てる機能は、産児数の減少や、社会保障の普及によって減退している反面、高等教育の普及による教育期間の延長によって、増大してきている面もある。

消費生活機能は、家庭電化製品の普及や、家事サービス産業の拡大によって合理化されてきている。経済的生産機能は、ほとんど産業の手に移り、外部化されてしまい、家族に残されたものは、労働力の再生産機能ぐらいになってしまった。また、老人や子ども、病人などの弱者を保護する機能は、医療制度や社会保障、社会福祉制度により、教育機能は公的な学校教育や社会教育、あるいは教育産業によって、それぞれ社会化されている。宗教的機能は祖先崇拜の後退により著しく減退してしまっし、娯楽機能も、余暇時間の増大や大衆娯楽の発達によって量的には増大したかにみえるものの、その大部分が娯楽産業に支配されているといえる。最後の社会的地位付与機能は近代化の過程で一時後退したものの、現在では再び強まる傾向にあるという。（註2）

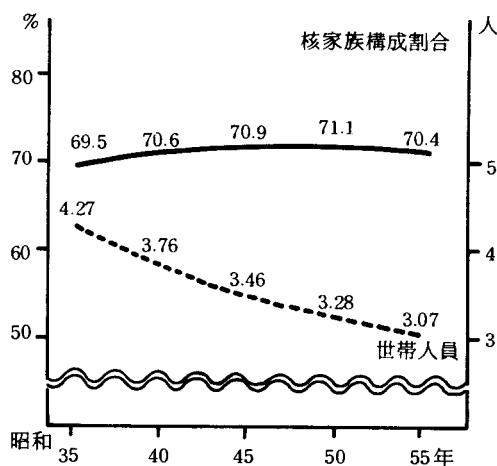
このように、核家族化により、家族の機能は大幅に減少し、外部化されている。そして、そのほとんどが、産業と公的制度によって代替されているのである。

(2) 家族機能の喪失と新たな課題

核家族化による家族機能の単純化は、反面では、その他の機能を失ったともいえるだろう。核家族は高齢化して援助の必要となった老人を排除してしまうという大きな問題を含んでいる。

また、近隣コミュニティの衰退により、地域の中で家族は孤立し、とりわけ、主婦は社会からの疎外感、閉塞感、空虚感に悩む現象となるのである。(註3)

図1-3-1 神奈川の核家族化



(県統計課：統計ダイジェストより)

(註1) 福武 直 「社会学」有斐閣

(註2) 塩原 勉他編 「社会学の基礎知識」有斐閣

(註3) 同上

3 女性の社会参加

女性の生き方は、現在、大きな変革期を迎えている。第一には、長寿・少産時代の到来によるライフサイクルの変化や家事の省力化・サラリーマン家庭主婦の増加により、多くの女性の生涯と生活には、かつてない自由・余暇時間が生まれてい

る。第二には、封建的な家制度からの解放や法的諸権利の平等・教育の機会均等により、高学歴で社会経験の豊富な女性が増えてきている。また、生活水準の向上・一億総中流化により、夫の収入だけでは暮らしてゆけないという経済的要因も出てきている。

このような社会的背景のもとで、女性の社会参加は世の中のあらゆる分野で進展しつつある。一言に社会参加といっても広範な意味を持つため、ここでは社会参加を「収入を伴う活動 - 就業と、収入を伴わない活動 - 社会活動」という分類(註1)に従って述べてみたいと思う。

(1) 就業の実態

昭和57年就業構造基本調査によると、神奈川県の場合、女性全体の42.1%、主婦の62.9%が何らかの形で働いている。年代でみると、20~24歳と35~54歳にピークがきており、(表1-3-3)労働の内容をみると女性全体の33.5%、主婦の47.8%がパート・アルバイトという形である。また、神奈川県婦人の社会参加に関する調査をみても、年収入が100万円未満とするものが51.9%と半数を占めている。就労の理由としては、「生活を維持するため」が36.0%、「家計に余裕が欲しい」が27.1%、次いで「自分の自由になるお金が欲しい」が21.3%となっている(表1-3-2)。

また、現在、無職の主婦の46.6%が「就業希望あり」と答えている。

(2) 社会活動の実態

社会活動は、「趣味的・教養的個人活動」「趣味的・教養的サークル活動」「PTA・町内会などの組織活動」「消費生活に関する組織活動」「ボランティア活動」「地域づくり活動」「住民・市

民運動」に分類（註2）されるが、神奈川県婦人の社会参加に関する調査によると、現在、社会活動を行っている人は、対象の54.4%、現在は行っていないが過去に行ったことのある人（17.7%）を含めると、70%以上の女性が社会活動の経験を持つことになる。また、現在、活動をしていない人の24.6%が今後新しい活動をしたいと考えている。

社会活動の内容をみても、まず手始めに「趣味的・教養的個人活動」を行いたいとする人が非常に多いが、現在、何らかの形で活動している人たちは、次のステップとして「ボランティア活動」や就業への意欲が強くなっている。

(3) 女性の社会参加を阻むもの

以上みてきたように、就業にしても社会活動にしても、女性の社会参加は時代のすう勢であるにもかかわらず、現実には、さまざまな困難が積みまとう。前出の神奈川県婦人の社会参加に関する調査では、就業と社会活動の阻害要因を過去・現在・将来にわたって調査分析しているが、就業・社会活動ともに「家事・育児・子どもの教育」が非常に大きな阻害要因となっている。（表1-3-4）

家事・育児の分担がもっぱら女性に負わされているという現実もあり、家事をはじめとする家庭

表1-3-2 就業の理由

生活を維持するため	36.0%
家計に余裕がほしい	27.1
子どもの教育・マイホーム資金づくり	10.8
老後のために備えたい	10.4
自分の自由になるお金がほしい	21.3
能力を生かしたい・のびしたい	11.1
仕事にやりがいを感じるため	16.1
社会のために役立ちたい	2.4
社会とのつながりがほしい	5.5
働くのがあたりまえだから	12.8
自分の家の仕事だから	16.3
その他	4.2

（神奈川県婦人の社会参加に関する調査より）

表1-3-3 年代別女性の就業率

年代	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	平均
	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69	74	79	
就業率 (%)	18.7	66.9	44.9	36.8	48.4	55.1	55.1	47.5	39.0	32.8	22.5	14.1	6.3	42.1

（昭和57年就業構造基本調査より）

内の責任を女性だけが担うという性別役割分業論の是正や、妻の社会参加を喜ばない夫の意識改革といったことは勿論、基本的に必要なことであるが、それらの阻害要因をできるだけ軽くし、女性の社会参加を支える社会的努力も強く求められているところである。

また、高齢化社会を目の前にして、老人の介護等のホームケアがいや応なく、女性の双肩にかかってくるであろうことを思う時、獲得した社会参加の権利を失わないためにも、これを支援する地域システムなどのサービスの提供が必須のものに

表1-3-4 女性の社会参加の阻害要因

(単位 %)

区 分		社 会 活 動	就 業
過	家庭レベル	家事・育児・子供の教育が忙しくて余裕がなかった。24.4 子供を預ける所がなかった。(預けられなくなった。)2.1 老人・病人の世話が必要になった。2.1 家族の理解・協力がなかった。(反対があった。)2.0	家事・育児・子供の教育との両立ができなかった。24.6 子供を預ける所がなかった。(預けられなくなった。)3.1 老人や病人の世話が必要になった。2.9 家族の理解・協力がなかった。(反対があった。)2.2 転居・夫の転勤 7.0
	本人レベル	健康上の理由 8.0 仕事が忙しくて余裕がなかった。18.0	健康上の理由 11.0 収入を伴わない活動(趣味・地域活動など)が思うようにできなかった。1.3 能力を生かせなかった、自分の性格に向いてなかった。7.6
去	活動・仕事レベル	活動に経費がかかった。2.1 活動の内容・メンバーの問題 22.8 活動時間(時間帯)の問題 1.8 活動場所の問題 6.8	職場に女性の若年定年制、結婚・出産による退職制度があった。10.6 仕事を長く続ける女性に対する職場の周囲の圧力があつた。1.7 賞金・仕事内容など、男性と同等の待遇をされなかった。2.4 残業や出張が多かった。2.9 職場の人間関係がうまくいかなかった。3.7
現	家庭レベル	家事・育児・子供の教育が忙しくて余裕がない。7.6 子供を預ける所がない。3.7 老人や病人の世話がある。2.2 家族の理解・協力がない。(少ない。)12	家事・育児・子供の教育との両立がむずかしい。13.4 子供を預ける所がない。2.1 老人や病人の世話がある。1.6 家族の理解・協力がない。(少ない。)6.6 転居・夫の転勤 0.4
	本人レベル	健康に自信がない。3.7 仕事が忙しくて余裕がない。10.7	健康に自信がない。6.6 収入を伴わない活動(趣味・地域活動など)が思うようにできない。5.0 能力を生かせない、自分の性格に向いてない。3.4
	活動・仕事レベル	活動に経費がかかる。3.4 活動の内容やメンバーの問題 3.7 活動時間(時間帯)の問題 9.5 活動場所の問題 3.2	職場に女性の若年定年制、結婚・出産による退職制度がある。0.7 仕事を長く続ける女性に対する職場の周囲の圧力がある。1.4 賞金・仕事内容など、男性と同等の待遇をされない。4.5 残業や出張が多い。1.2 職場の人間関係がうまくいかない。2.8
将	家庭レベル	家事・育児・子供の教育が忙しくて余裕がない。28.5 子供を預ける所がない。4.1 老人や病人の世話がある。3.7 家族の理解・協力がない。(少ない)2.7	家事・育児・子供の教育との両立がむずかしい。45.3 子供を預ける所がない。10.6 老人や病人の世話がある。7.7 家族の理解・協力がない。(少ない。)5.8 転居・夫の転勤 2.1
	本人レベル	健康に自信がない。13.9 仕事が忙しくて余裕がない。26.7	健康に自信がない。22.4 収入を伴わない活動(趣味・地域活動など)が忙しくて余裕がない。2.2 仕事に対する準備・技術・資格がない。9.3
来	活動・仕事レベル	活動に経費がかかる。3.6 一緒にやる人、活動グループ、団体が身近にない。8.0 知識・技術がなく不安だから。5.1 参加の方法や手続きがわからないから。2.7	年齢制限など採用制限がある。10.6 賞金などの条件のよい職場がない。1.6 就業時間(時間帯)の適当なものがない。8.5

(神奈川県婦人の社会参加に関する調査より)

なると思われる。

(註1) この定義は「現代女性の意識と生活」吉田昇・神田道子著によるものである。

(註2) 神奈川県婦人の社会参加に関する調査結果報告書(昭和56年3月発行)によるものである。

4 高齢化社会

(1) 高齢化社会とは

人口の高齢化の絶対的定義はないが、通常は1956年の国連のレポートによる基準を用いている。(註1)それによれば、全人口に占める65歳以上の人口が7%を超えた場合は人口が高齢化現象を見せ始めたと思われ、14%以上を高齡社会としている。日本の1983年における総人口に占める65歳以上の人口(老年人口)の割合は9.8%であり西欧諸国に比較するとまだ低い段階であるが、長期的に見るとこの比率は急速に上昇すると予測されている。(図1-3-2)日本の高齢化は、短期間に老年人口の比率が上昇し、そのピークが諸外国に比較し最も高いものとなることに特徴があるといわれている。

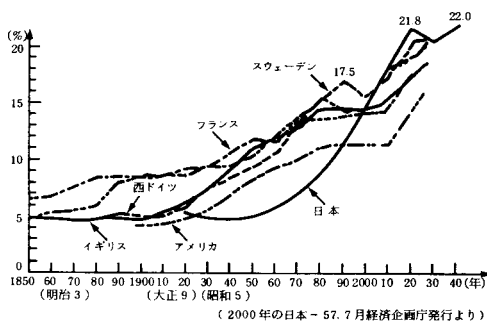


図1-3-2 人口高齢化の国際比較

(2) 神奈川における高齢化

神奈川県では1960年代の高度経済成長期における若年労働力の流入により、人口構成からみると若い世代の多いものとなっている。しかし今後は流入人口が減少し、人口の増加は自然増によるものを中心となる。従って現在の若年から中年年齢層が多い人口構成のまま高齢化していくため、今後20年間にわたり「人口増の連続した津波」をかぶり続ける形で中高年齢層の増加がすすむと予測されている。(註2)

(3) 家庭及び地域における高齢者

高度経済成長期以前

戦前から高度経済成長期以前までは、高齢者問題は議論されることがなかった。高齢者は原則として家族が扶養の責任をもち、それが不可能な場合は親族・地域社会へとその扶養責任が拡大した。こうした私的扶養を受けられない者が公的扶助や公的施設への入居など公的扶養の対象となった。

また、高齢者は単に扶養される者ではなく、家庭で、地域で、また労働において、重要なあるいは指導的な位置を占めていた。戦後、家父長的家族制度が否定されたが、家庭においては原則的には扶養=同居という考え方が根強く、地域における役割も重要なものであった。

高度経済成長期

全人口に占める老年人口の割合は、この時期に入り急激に上昇を始めた。またこの時期は、農村から都市へ若い世代を中心とした大量の国内人口移動があり、都市部においては過密などの都市問題が発生し、農村地域では高齢化が進んだ。また家族員数の減少と核家族化が進んだ。こうした地域や経済構造の変化により高齢者の社会における役割は奪われ、また家庭においても私的扶養能力が

減退したため、高齢者問題が意識され、行政においても様々な施策が講ぜられるようになった。

高度経済成長期以降

高度経済成長期に出された高齢化対策は、私的扶養を公的扶養や社会保障の充実によって代替させるものであったが、低成長期に入ってからは、高齢者の経済的、精神的な自立を保持することを前提として、公的扶養と私的扶養の機能分担を考えなければならなくなった。また減速経済のなかで、都市においてもコミュニティの再建や伝統的文化の復活など精神的豊かさを求める意識が生まれてきた。

(4) 高齢化社会における公共サービスの課題

こうした高齢化社会の課題として、健康の問題、雇用と収入保障問題、住宅環境問題、家族の問題が考えられる。

健康の問題

健康の問題は加齢によって生ずる最も顕著な問題であり、高齢者にとって最も関心が高い。(註3) 高齢者の介護は病気だけではなく肉体的、精神的、社会的、宗教的、環境的要因の相互依存性を考慮に入れた全体的福祉の観点から考えていかなければならない。(註4)

雇用と収入保障問題

日本の高齢者の就労意識及び就労率は極めて高く、「生きがい」「社会参加」のためにも高齢者に働く場をつくる必要があるとされている。しかし、技術革新による雇用環境や労働内容の高度化は中高年齢層の就業確保を難しくするものと思われる。

住宅環境問題

高齢者、特に体の不自由な高齢者が自宅で生活できるような設備、環境を備えた住宅の確保は、

日本の高齢化社会における最大の課題である。また住宅を中心とした都市施設、公共施設、輸送機関、公園などの生活環境を総合的に捉えた「高齢者にとって住みよいまちづくり」が必要とされている。

家族の問題

小家族化、核家族化そして女性の社会参加により、高齢者の扶養を家庭に、特に女性にまかせることは困難となりつつあることは既に見たとおりである。高齢者と同居する家族を援助する政策（介護手当、住宅手当、ホームヘルプサービス等）及び地域でこれらの家族を支援するサービスも考えられるべきである。高齢者のみの世帯や独り暮らしの高齢者世帯が増えつつある現在、今まで家族や親族が負っていたサービスを公的サービスあるいは地域で負担することがますます必要となっている。

(註1) 国連「The Aging of Population and Its Economic and Social Implications」

Population Studies 26より。

(註2) 「急迫する高齢化社会の実像」

(56年9月 神奈川県自治総合研究センター研究チーム)より。

(註3) 昭和56年度 県民健康調査より。

(註4) 高齢者問題国際行動計画

‘82 高齢者問題世界会議より。

5 福祉社会

戦後の社会福祉は、憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す

る。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という規定から始まった。

そして、前節でみてきたような、都市化、核家族化、女性の社会参加、高齢化という時代の波をかぶり、その内容は、量的にも質的にも大きく変わろうとしている。

ここでは、戦後から現在までを3つの時期に分け、社会福祉の変遷の様子と今後の課題をみてみたい。

(1) 1945年(昭和20年)～1950年代末

1950年、社会保障制度審議会において、「社会福祉とは、国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童その他援助育成を要する者が、自立してその能力を発揮できるよう必要な生活指導、更生補導その他の援護育成を行うこと」との定義が出された。これと前後して、各種の法律が制定されたが、生活保護など貧困への対応が主で、社会保障制度は今だ不十分であった。

(2) 1960年(昭和35年)～1970年代中頃

この時期は、経済の高度成長期であり、国民総生産は急増して、雇用の場も拡大し、賃金も急上昇をとげた。一方では、人口の都市集中化や核家族化、婦人労働者の増加により過疎、過密や家族機能の変化があり、また、公害の発生や交通事故の多発など、さまざまな社会問題を発生させた。

すなわち、急激な経済、社会の変動により生じたアンバランスによるひびきみが、個々では対応できないまでになったわけである。このことは、従来のような現金給付中心の社会福祉では解決できない、多くの問題を含んでいた。それは社会福祉へのニーズの大きな変化となって現われた。つまり、社会福祉に対する国民の意識の大きな変化

により、従来の貧困、低所得者対象の福祉から、一般国民を対象とした、権利としての社会保障という考えが強まり、社会保障制度も次第に整備されていった。

また、市民の福祉への参加も、「法による制度参加」だけでなく、老人や障害者自身、そして市民による福祉の改善や制度変革をめざした「自発的・運動的参加」が進められ、ボランティア活動も活発化していった。

こうして、この時期に、社会福祉は大きく発展し、地域福祉、在宅福祉についても、論議されるようになった。

(3) 1970年代中頃(昭和50年)～現在

急成長を続けてきた日本経済も、ここにゆきづまり、低成長へと変化してきた。それとともに、今まで発展拡大されてきた社会福祉についても、財政的負担面から見直しが求められ、「公私機能分担論」や、臨時行政調査会の答申を受けた「高福祉高負担論」「受益者負担論」などが活発に論議されるようになった。

そのトップを切って、新しい費用負担方式が導入された。例としては、老人ホーム等の費用徴収基準の改正と、家庭奉仕員制度の改正(今まで派遣対象が所得により制限されていたが、所得制限を撤廃した代わりに、所得により一部自己負担がつくようになった)である。

また、ボランティアについても、従来より、地域福祉を担う重要な構成員としての位置を占めてきたが、最近では、一部に有償ボランティアが生じ、社会的にも認められ、需要も増加してきている。

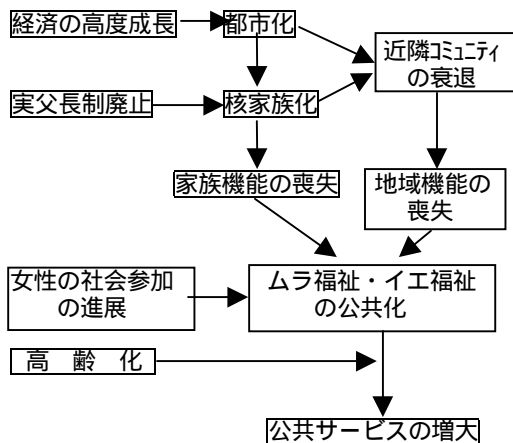
6 まとめと今後の課題

以上戦後日本の経済・社会の変動による公共

サービス需要の発生構造を、「都市化」「核家族化」「女性の社会参加」「高齢化」「福祉社会」の5つのトレンドに従って述べてきたが、本項では、その概念の整理と今後の課題のまとめをしてみたい。

まず、経済・社会の変動による公共サービス需要の発生構造については、図1-3-3のように整理されよう。

図1-3-3 公共サービス需要の発生構造モデル



戦後の経済の高度成長は、人口の都市への集中をもたらししたが、それはまた、雇用世帯の増大であり、核家族化への道でもあった。都市化により、地方の村落共同体は崩壊し、都市においても、新住民の大量の移入により、昔からの近隣コミュニティは衰退し、それに代わるべき結びつきも生まれなかった。また、核家族化は「封建的な家制度からの解放」であり、家族機能の単純化であったが、それはとりもなおさず、家族機能の喪失の歴史であった。

このように、従来、地域や「家」で担ってきたさまざまなサービスは、都市化によって外部化せざ

るを得なくなり、その大半は公的需要として処理され、行政サービスの増加をもたらしたのである。

しかし、昭和49年の石油パニックを契機として、日本経済は大転回を余儀なくされ、高長成長時代の行政サービスのあり方は、財政面から見直しをせまられている。

しかも、都市化自体は幾分沈静化しつつあるものの、核家族化、女性の社会参加、高齢化といった傾向は今後ますます進展してゆくと考えられ、こうした面から公共サービス需要も増え続けることが予想される。

こうした中で、行政サービスを含めた公共サービスの新しい展開方法をさぐることは、行政にとっても、市民生活にとっても、価値観の転換をせまられる大きな課題であろう。

では、これからの公共サービスはどうあるべきなのだろうか。次節で述べたい。

第4節 これからの公共サービスの方向

1 これまでの公共サービスの構造的変化

前節でみてきた各分野における公共サービスの構造的変化は次のような仮説として整理できよう。

(1) サイクルからリニア

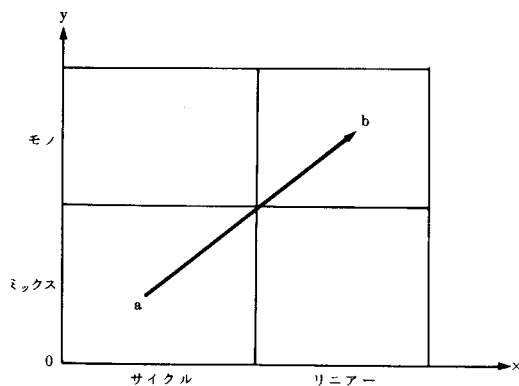
家族とか地域で循環的に需給することにより解決できていたサービスが外部化され、サービスの受け手と担い手の距離が離れすぎたため、エントロピーが増大し、人的・物的エネルギーにムダが生じている。(註1)

(2) ミックスからモノ

都市化の過程とりわけ高度成長期において、サービスの需要者と供給者の両者ともに合理性・効率性を追求しすぎたため、過度に画一化・専門化され、これによりイリイチの言う「逆生産性」の現象が生じている。(註2)

- (例)・医療サービスの過度の専門化
・学校教育の画一化

図1-4-1 これまでの公共サービスの構造的変化



2 解決のための新しい方向

(1) リニアから再びサイクルへ

過度の市場化・産業化・官僚主義などの批判として

自主的参加活動の活発化

- ・サービスの受け手としてだけでなく担い手としての参加(人的エネルギーの活用)
- ・参加による人間的充足

社会生活における地域の不可欠な役割を見直そうとする動き

眠っている物的エネルギーの活用

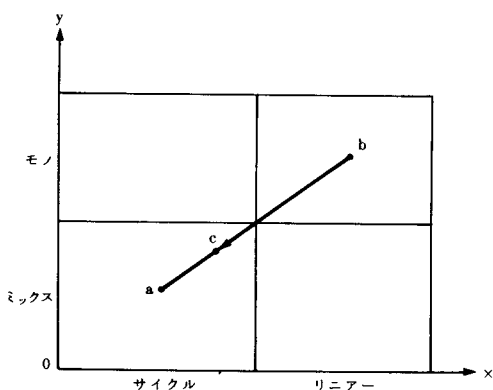
- (例)・リサイクル運動・ゴミの余熱利用・ソフトエネルギーの活用

(2) モノから再びミックスへ

過度に画一化・専門化されすぎた批判として
施設の複合化

- ・空間的複合(例)児童施設と老人施設との複合
- ・時間的複合(例)老人施設に転用可能な保育所

図1-4-2 解決のための新しい方向



組織の複合化

- ・企画調整部門の設置（タテ割りの是正）
- ・出先機関の総合機能の強化

施策の複合化

- ・都市整備施策と福祉施策の融合
- ・文化施策との融合

3 崩壊したコミュニティの再建

新しい方向への推進力として、崩壊したコミュニティの再建への動きが出てきている。

近隣コミュニティの再生

近隣社会には、共同で処理すべきことが今もなお多く、高齢化社会、定住化社会を迎える都市生活において、さらに増大する傾向にある。

（例）・福祉サービス……身障者や寝たきり老人に対するコミュニティケア等

- ・まちづくり …… 美観問題や地区計画、建築協定等
- ・その他…………… ゴミ分別収集、青少年非行対策等

このように近隣社会の役割は少なくなく、こうした活動は各地で活発化しつつある。

ニューコミュニティの創造

ある目標あるいは価値を共有している人々の間で、既存の組織への所属とか、職場上の立場とか、居住する地域とかの差異や制約をはるかに越えて、自由で弾力的な人間のつながりができている。そしてこの情報を媒介とした結びつき（ニューコミュニティ）の創造は、市場経済にのらない形で共領域のサービス需要を満たしていることから、今後特に注目すべき方向と言える。

（註1） 「エネルギーの第2法則」、利用できないエネルギーの増大
ジェレミー・リフキン「エントロピーの法則」より

（註2） サービス顧客の大多数にその制度がつくられた本来の目標どおりサービスを提供できなくなった状態で負の内部性ともいう。
イバン・イリイチ「シャドーク」より

第2章 市民の生活と公共サービス

第1節 主体的な市民

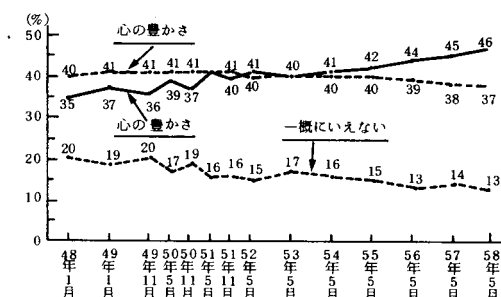
前章では、社会の構造変化による公共サービスの変化について考えてみた。その中で共的領域のサービスを考える時、我々は“市民サイドからのアプローチ”をとることにした。なぜなら“行政サイドからのアプローチ”をとった場合、ややもすれば行政施策の効率性、有効性、公平性等の基準に比重がおかれ、本来主人公である市民のニーズや地域、集団でのサービスの供給との整合性の検討を欠く危惧があったからである。

また、これまでの公共サービスの構造変化を、“サイクルからリニア”と“ミックスからモノ”と整理し、課題解決の方向を“リニアから再びサイクルへ”と“モノから再びミックスへ”と提唱した。そのひとつの具体的な形をコミュニティにおけるサービスの近未来像として描いてみたが、サービスの担い手となるのは主体的な市民ではないだろうか。ここではまず主体的な市民の成立とその背景を考えてみよう。

社会の高度化、多様化する中で、趣味やスポーツのサークル活動にはじまり、生涯学習、ボランティア活動、あるいは消費者運動、草の根民主主義の市民運動と、全国各地で、市民はさまざまな活動を行っている。従来から市民の活動として、自治会、婦人会、子ども会、青年団など、地域に根ざした活動はあったが、これほど多様な活動が噴出してきたのは、ごく最近のことではないだろうか。

こういった、主体的な市民の活動がおこる背景として次の3点があげられる。

まず第1に、産業構造の高度化、技術進歩、都市化によって、消費生活は豊かになった。しかし、



(注)心の豊かさは「物質的に圧程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きを置きたい」
物の豊かさは「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きを置きたい」
内閣総理大臣官房広報室「国民生活に関する世論調査」

図2-1-1 心の豊かさ物の豊かさ

その反面、労働や社会生活での疎外状況が生み出された。こうした中で、経済合理性追求だけではなく、人間性の回復を求めること、また巨大な機能集団ではなく、第1次集団の価値に根ざす人間関係が再評価されてきたこと。

第2に、生産性の向上、経済の高度成長によって、所得は増大し、自由時間も増加した。このことによって、職味やスポーツ、文化活動などに、

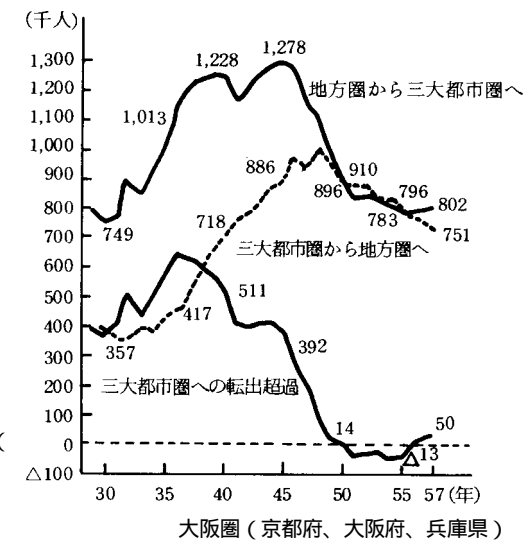
表2-1-1 自由時間の推移

年	自由時間 (分/日)
昭和35年	300
40年	356
45年	352
50年	384
55年	397

(注)1.15歳以上男女計平日の時間である。
(注)2.自由時間として分類されているのは、「個人的つきあい」、「くつろぎ・休息」、「レジャー活動」、「新聞・雑誌・本」、「ラジオ」、「テレビ」の合計である。
(資料)NHK「国民生活時間調査」

自由時間が向けられるようになった。また、高学歴化が進んだこともあり、精神的にも文化的にもより高い次元の豊かさや自己実現を求めるようになったこと。

第3に、経済の高度成長に伴う都市化の波は、旧来の地域共同体の解体をもたらした。ムラのな自己完結的、共属的、共同的な地域社会は崩壊し、住民の居住地への関心は薄らいだ。しかし、その波もおさまりはじめ、安定化、定着化しはじめた都市では、人々は再び人間性の回復の場、精神的安定の拠点としてわが街を意識しはじめていること。



2. 沖縄県を含まない。

(資料) 総理府統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」

図2 - 1 - 2 三大都市圏と地方圏の
転出転入状況

市民意識の特性として、主体性、合理性、自発的権利主張、そのための連帯と義務の分担といったものがあげられる。(註1) 西欧では市民革命

や第2の市民革命といわれるスイスやアメリカの直接民主制の拡大があった。今日の日本をはじめとする先進諸国での市民の主体的活動をとらえて「第3の市民革命」とするものもある。(註2) それは、現在のこの動きが、かつての市民(=ブルジョア)ではなく、普遍的な広い市民層によって支えられているからである。

こういった活動の契機となったものは、豊かな社会とともに訪れた社会の管理化、集権化に対して自己実現を図ろうとし、あるいは環境破壊や健康への関心のように現代の社会や文明に対する批判である。その意味で、今日の主体的市民とは、生活に根ざした普遍的な価値を持っている人であるともいえる。(註3)

ただ、草の根の、あるいは普遍的な広い市民層といっても、現実的に主体的に活動している人は数の上ではむしろ“草の頂上”の一部の市民である。(註4) 実際には、主婦や高齢者あるいは障害者などが、活動の中心であるが、それは単に活動に振り向けられる時間があるからだけではなく、彼らこそが、生活に根ざした普遍的価値の具現者だからではないだろうか。

その“^{グラスルーツ}草の頂上”の主体的な市民の活動の実際に視点をすえ、活動の実態と課題をさぐるとともに、これまでの公共サービスの問題の整理、方向性を検証する必要がある。また“草の根”にも視点をすえ、市民の意識と行動を探り、“草の頂上”と“草の根”のギャップをいかに埋めるかを検討する作業も必要になってくるだろう。こうしたねらいにそってヒアリング調査やアンケート調査を行い分析したのがこの章である。なお、県内外で主体的、公共的な活動を展開している団体や組織の紹介は、巻末に掲載した。

-
- (註1) 倉沢進 著 「日本の都市社会」 福村出版
- (註2) 篠原一 監修「市民の複権」
中央法規(該当部分の執筆は
篠原一)
- (註3) 篠原一 監修「市民の復権」
中央法規(該当部分の執筆は
菅直人)
- (註4) 篠原一 監修「市民の複権」
中央法規(該当部分の執筆は
篠原一)

第2節 市民活動への意識と行動

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

公共サービスを最終的に受け取る地域における市民が、自らの活動によりサービスの担い手ともなっている。このような活動は又行政のサービス供給のあり方にも、市民性、総合性を促すものである。本アンケートは、「自治会」、「文化活動」、「住環境」、「福祉」及び「リサイクル・共同購入」の分野に限り、市民がこれらの分野のサービスの受け手や担い手になりうるかという意識と行動をさぐり、あわせて行動の阻害要因や負担意識、行政との役割分担に対する考えを調査するものである。

このアンケートにより、市民のボランティア活動への高い意欲、地域での市民のつながりの深さと地域への関心の強さ、具体的活動への阻害要因、市民と行政の役割分担や負担意識のあり方などで、一定の分析ができた。

(2) 調査の設計と概要

市民活動の意識と行動を8つの項目、32問にわたりそれぞれ回答を求めた（調査票は本報告書末尾に添付）質問項目は

近所づきあい	1項目
定住性	1項目
自治会	2項目
文化、生涯学習	6項目
地域の住環境	9項目
福祉について	7項目
リサイクルなど	5項目

であった。フェイスシートは

性別

年齢

職業

家族構成

住居形態

居住年数

70歳以上の方との同居の有無

中学生以下の方との同居の有無

であった。

(3) 調査の方法と対象

ア 調査方法

郵送法によりアンケート用紙を送付し、回収は郵送法と訪問面接法を併用した。訪問調査は、(株)情報科学研究センターの職員が担当した。

イ 調査期間

昭和59年3月15日～26日

ウ 調査地域

藤沢市長後地区

エ 調査対象とサンプリング

上記地区に居住する20歳以上70歳未満の男女400人を調査対象とし、住民基本台帳による単純無作為抽出法（系統抽出）を用いてサンプルを抽出した。

オ 回収結果

回収標本数は277標本（回収率69.3%）で、そのうち分析有効数は272標本で有効回収率は68.0%であった。

(4) 標本構成

ア 性・年齢

計	男						女					
	計	20代	30代	40代	50代	60代	計	20代	30代	40代	50代	60代
272人	122	14	29	47	18	14	150	23	47	36	25	19
100%	44.9%	5.1%	10.7%	17.3%	6.6%	5.1%	55.1%	8.5%	17.2%	13.2%	9.2%	7.0%

イ 職業・性

計	農林・水産	商工サービス業(自営)	自由業	内職・臨時雇用	経営管理職	専門技術職	事務職	労務職	販売サービス業	主婦	学生	無職	その他・無回答
272人	3	15	7	22	17	36	33	23	10	73	5	12	16
100%	1.1	5.5	2.6	8.1	6.3	13.2	12.1	8.5	3.7	26.8	1.8	4.4	5.9
男 100%	1.6	5.7	5.7	0.8	12.3	26.2	11.5	16.4	4.1	-	3.3	4.9	7.4
女 100%	0.7	5.3	-	14.0	1.3	2.7	12.7	2.0	3.3	48.7	0.7	4.0	4.7

ウ 家族構成

計	単身	1世代(夫婦など)	2世代(親または子供と同居)	3世代(親と子と同居)	無回答
272人	20	83	137	25	7
100%	7.4	30.5	50.4	9.2	2.6

エ 居住年数

計	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上	無回答
272人	43	40	64	31	89	5
100%	15.8	14.7	23.5	11.4	32.7	1.8

オ 住居形態

計	一戸建て家	マンションの持家	一戸建ての借家	2DK以上の賃貸マンション・アパート	借家(ワンルーム・1DKのアパート)	無回答
272人	212	2	30	14	5	9
100%	77.9	0.7	11.0	5.1	1.8	3.3

カ 回答総括表

各設問に対する回答が対象者のフェイスシートの各属性項目とどのような関連があるかを示したものが表2-2-1である。

関連が強くみられる項目には「」、やや関連のみみられる項目には「」、その他あまり関連のみみられないものは「」とした。

性別、職業、家族構成、住居形態、老人子供の同居の有無については、回答出現率の平均値よりも5%以上離れた値をとった場合は「」とし、10%以上の場合は「」とした。年齢、居住年数については、さらに上昇傾向または下降傾向があるかないかを含めて判定した。

表2 - 2 - 1 『市民活動への意識と行動』(総括表)

表 頭 タ イ ト ル	属 性	性 別	年 齢	職 業	家族構成	居住年数	住居形態	同居老人	同居子ども
1* 隣近所とのつきあい方									
2* 長後地区から移るつもりはあるか									
3* 現在参加している団体や組織									
4* 自治会に必要な活動									
5* 自治会活動への参加程度									
6* 学校卒業後の学習や趣味の必要性									
7* 公民館活動への参加有無									
8* 公民館活動への不参加理由									
9* 公民館活動での適当な費用負担									
10* 特技を生かしたボランティアについて									
11* 公民館の活動のやり方									
12* 住環境(広場・公園)									
13* 住環境(街並み・たたずまい)									
14* 住環境(住みやすさ)									
15* 地域の環境に関心をもっているか									
16* 地域活動のための会合への参加意向									
17* 地域活動の進め方									
18* 地域活動のための会合への不参加理由									
19* 住環境を守るための形									
20* 子供の遊び場、建設後の協力可能事項									
21* ボランティア活動への参加経験の有無									
22* ボランティア活動への不参加理由									
23* ボランティア活動についての意見									
24* ボランティア活動への報酬について									
25* 報酬の制度化について									
26* 福祉サービスの利用についての意見									
27* 福祉サービスの負担増について									
28* 資源の節約や再利用についての意見									
29* バザーなどへの参加経験の有無									
30* バザーなどへの不参加理由									
31* 食品化学添加物や合成洗剤についての意見									
32* 商品入手困難時の対応									

2. 調査結果の分析

(1) 調査結果の概要

高い地域のまとまりと定住志向

調査した地区は、一戸建の住宅がほとんどを占めるところで、隣近所との結びつきも強く、定住意識も高いことがわかった。この傾向は年齢があがるほど、居住年数が長くなるほど、家族が多くなるほど強くなっている。また地域の自治会や、子どもの教育に関連する子ども会、PTAへの参加率や活動への参加も高いうえに、自治会の活動として「地域の様々な話し合い」を求める人が4割近く居るなど積極的な態度がみられる。

生涯学習への意欲と負担意識

生涯学習に対する意欲は大変強く、ほとんどの人が学校卒業後の学習や趣味を深める必要性を認めている。その中で公民館活動の占める役割は高く、また市民の方からも公民館などで行う講座や活動内容に意見を出すべきだという意見が6割以上あり、自主的な学習意欲の高いことがわかった。

しかし、一方で全体の4割近くの人が「忙しいため」こうした生涯学習の場に参加できないと答えている。

また、公民館等で行う学習への費用負担の意識は、7割近くの人が「経費、または経費の一部」は負担すべきと考えている。生涯教育の担い手としての意識も高く、自分の特技等を生かして人に教えてもよいと考える人は、年齢があがるにつれて多くなっている。

自ら守る地域の環境と住みやすさの評価

住環境のうち「住みやすさ」について、良いと評価する人は、6割以上を占め大変高い。良い評価は、定住志向の傾向と同じく、年齢、居住年数が高くなるほど多くなっている。

しかし、具体的な「広場、公園、街並み、たたずまい」といった「まち」としてのハードな環境については、悪いと感じている人の方が逆にかなり多くなっている。そのため、住環境の整備や、まちづくりの様々な活動は、行政だけにまかせるのではなく、住民の協力と行政や専門家も含めた対応によって行なおうとする意見が多かった。

少ないボランティア活動経験と報酬の制度化
ボランティア活動の経験のない人が8割以上であり、その理由の約半数は「忙しい」をあげているが、「ボランティア活動の内容を知らない」や、「きっかけがない」を理由としてあげる人があわせて3割以上もあり、眠っている市民のボランティア活動に対する意欲をうまく生かす働きかけが必要とされている。

ボランティア活動への報酬については、無償奉仕でよいとする人は4人に1人の割合であるが、その他の人は、「実費程度」の報酬を、制度化(ルール化)して支払った方が良いと考えている人が大半であった。

福祉サービスへの希望と負担

老後の福祉サービスの形態として、在宅と施設を望む人はそれぞれ同じくらいであったが、やや施設を望む方が多くなっている。

福祉サービスの向上に対する負担は、「税」によるべきと考える人が約6割であり、福祉サービスは、公的な責任において向上すべきという考えが強いことがわかる。ただし、60歳以上の年齢では、「個人が負担する」を選んだ人が増え、「税により負担」とほぼ同数となっているのが、注目される。

強い省資源意識と商品に対する意識の高さ
資源の節約や再利用に対する意識は高く、適切

な機会があれば、ほとんどすべての人が、不用品交換会やバザーなどを利用したいと考えていることがわかった。また実際にこのような活動に参加している人も4人に1人位居ることがわかった。

食品化学添加物や合成洗剤などについてもできれば使わないとする人が多くまた安全な商品や新鮮な野菜などを、積極的に手に入れるよう働きかけたいと答えた人が多かった。

(2) 各設問に対する回答

隣近所とのつき合い方

「顔もよく知らない」は全体で1.1%とほとんどいなく、「親しいつきあいをしている」と「相談したり助け合ったりしている」が合わせて28.3% (図2-2-1)あった。親しくなる傾向は、年齢が上がるにつれて、また居住年数が長くなるにつれて強くなっている。

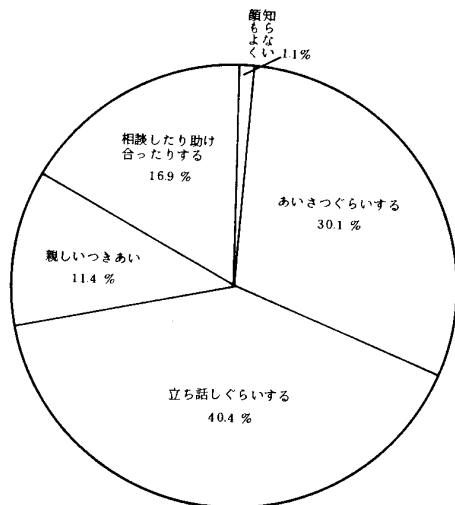


図2-2-1 隣近所とのつき合い方

定住意識 移るつもりはあるか

「ずっと住むつもり」が54.8%で半数を超えている。「いずれは他に移るつもり」の者は13.2%であった。借家又は共同住宅に住む者に「いずれ

は他に移る」又は「わからない」が多い。

70歳以上の老人のいる世帯では70.3%が定住する意向を持っている。

住居形態、居住年数からみて、定住意識は大変高いといえる。

現在参加している団体や組織(複数回答)「自治会」の68.4%、「PTA」の30.9%、「子ども会」26.8%をはじめ約8割の人がなんらかの団体組織に参加している。(図2-2-2)

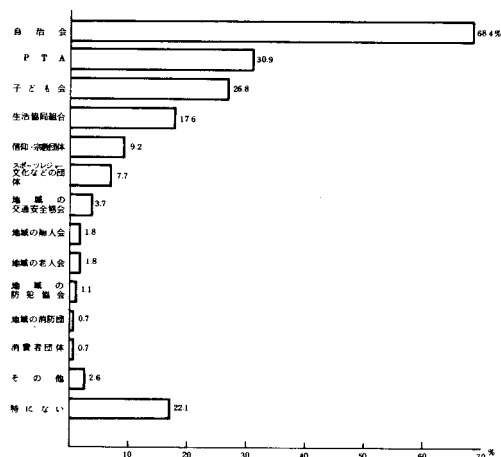


図2-2-2 現在参加している団体や組織

ただその参加状況は、年齢による差が大きく(図2-2-3)20歳代は「特になし」が64.9%で最も多い回答となっている。

PTA・子供会は、主に子供が小学校、中学校に在学している間の活動であるので年齢による参加率の変動が大きい。これに対して自治会の参加率の動きは、「特になし」層と逆の動きをしており、地域における団体や組織への参加は自治会が中心であることを示している。

居住年数が10-15年の者は、自治会活動等主な活動で最も参加する割合が高い。スポーツ・レジャー団体は全体で7.7%だが10-15年の居住年数

の人は14.1%と平均の2倍近い。(図2-2-4)

婦人会、安全協会、防犯協会、消防団へ参加しているのは、ほとんど居住年数20年以上の人である。

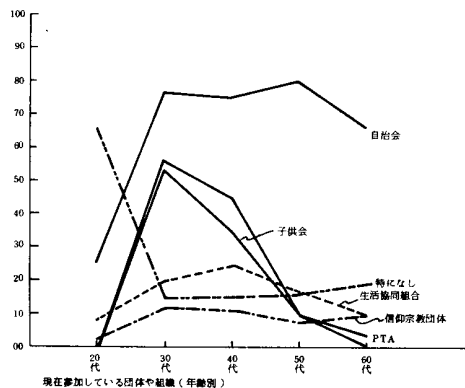


図2-2-3 現在参加している団体や組織 (年齢別)

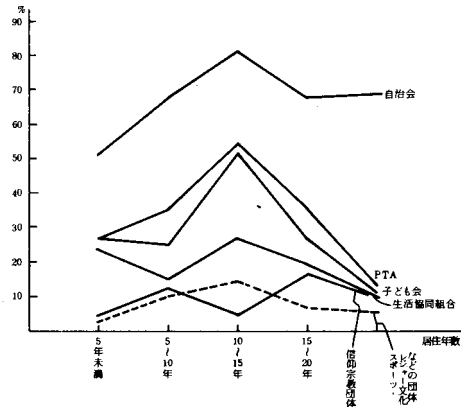


図2-2-4 現在参加している団体や組織 (居住年数別)

表2-2-2

計	自治会	子ども会	PTA	地域の婦人会	交通安全協会	防犯協会	消防団	老人クラブ	スポーツレジャー文化などの団体	消費者団体	生活協同組合	信仰・宗教団体	その他	特になし
272人	186	73	84	5	10	3	2	5	21	2	48	25	7	60
100%	68.4	26.8	30.9	1.8	3.7	1.1	0.7	1.8	7.7	0.7	17.6	9.2	2.6	22.1

自治会に必要な活動 (複数回答)

「行事」、「掃除や消毒」、「不用品などの回収・再利用」などと並んで、「地域の様々な問題に関する話し合い」が38.2%あった。特に男性の場合は「話し合い」を41.8%と4割以上の方が望んでおり、地域の問題に関する意識の高さがうかがわれる。

(図2-2-5)

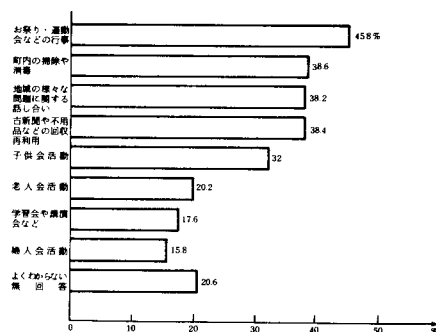


図2-2-5 自治会に必要な活動

自治会活動への参加程度

自治会活動には「いつも参加」と「ときどき参加」を合わせて60.6%の人が参加しており、自治会に加入している人の活動の度合は高いといえる。(図2-2-6)

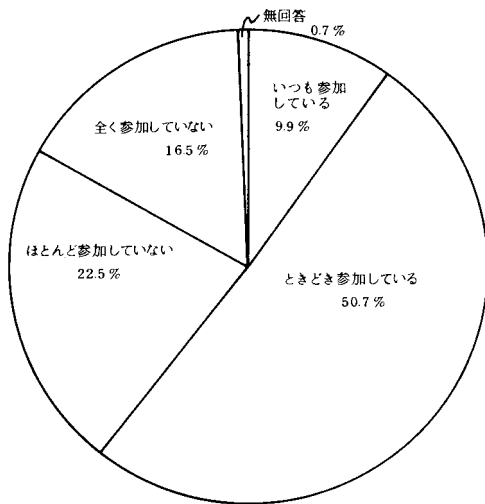


図2-2-6 自治会活動への参加程度

年齢で見ると、20歳代の参加の度合は極端に低く、また60歳代も他の年齢層に比べてやや低くなっている。(図2-2-7)

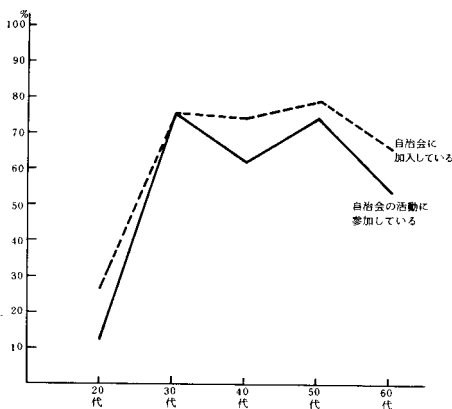


図2-2-7 自治会活動への参加程度(年齢別)

この地域での自治会活動は30歳代の参加を中心とし、40歳代50歳代までの比較的若い年齢層によって担われているといえる。

学校卒業後の学習や趣味の必要性

「ぜひ必要」35.7%、「必要だと思う」57.4%とほとんどの人が必要性を認めている。経営管理職、専門技術職、事務職では約半数の人が「ぜひ必要」と答えており、内職パートも40%以上が「ぜひ必要」としている。(図2-2-8)

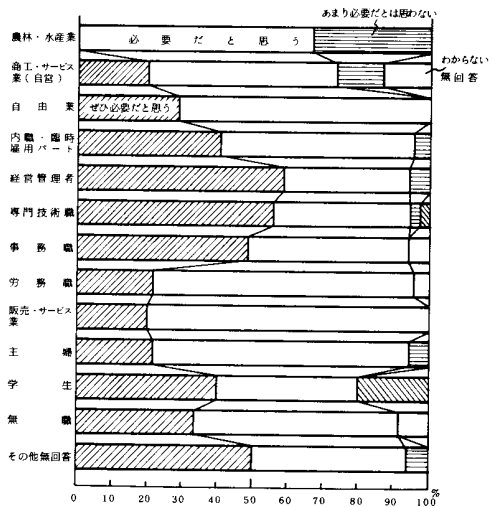


図2-2-8 学校卒業後の学習や趣味の必要性(職種別)

公民館活動への参加経験

社会教育の場として公民館活動に参加したことのある者は、全体の24.6%と約4人に1人の割合である。男性よりも女性に参加経験が多く、年齢では30~40歳代と60歳代に経験者が多くなっている。(図2-2-9、2-2-10)

居住年数で見ると長くなるほど参加経験は多くなるが、20年以上の居住年数の者は低くなる。(図2-2-11)

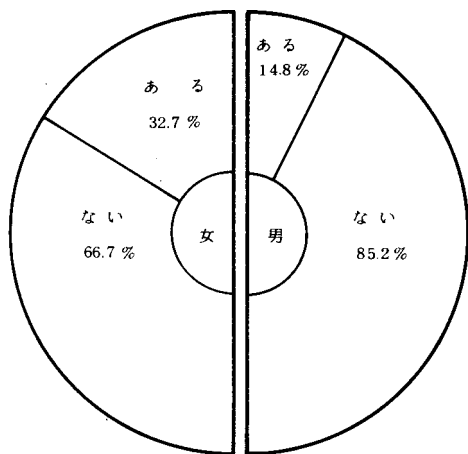


図 2 - 2 - 9 公民館活動への参加者

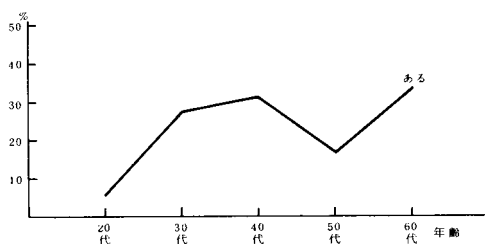


図 2 - 2 - 10 公民館活動への参加有無 (年齢別)

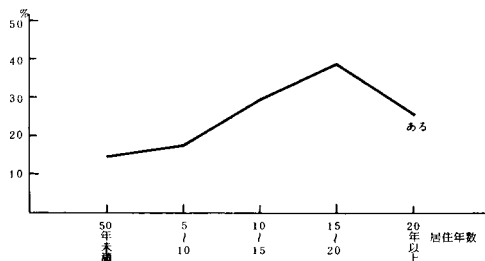


図 2 - 2 - 11 公民館活動への参加有無 (移住年数別)

- 1 公民館活動に参加しない理由

不参加の理由は「仕事や家事が忙しい」からが52.0%と全体の過半数を占める。「関心がない」又は「参加したい内容がない」が、あわせて27.9%であった。社会教育・生涯学習の必要は認めるものの、公民館で行なわれる活動に、市民をひきつける魅力を感じさせない面があるように見える。また「活動のあることを知らない」という回答も全体の6.4%あった。

図 2 - 2 - 12 及び図 2 - 2 - 13 でみるように年齢では30代以上の人、居住年数では10年以上の層では、「不参加」の主な理由は「忙しい」であるが、20代や居住年数の短い層では、「関心や内容」または「別な活動がある」などの理由が多くなっている。

活動に関する情報がないのも主に居住年数の短い層、年齢の若い層であり、これらの層にあった公民館活動や、情報の提供を考えていかなければならない。

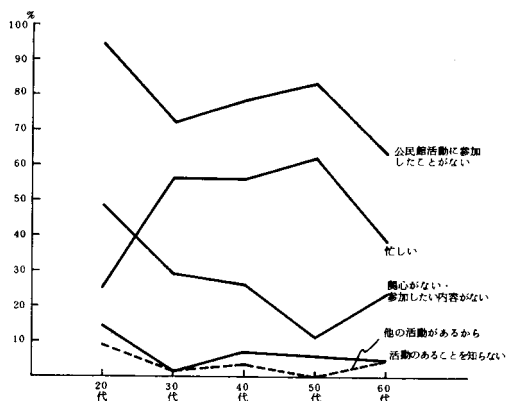


図 2 - 2 - 12 不参加の理由

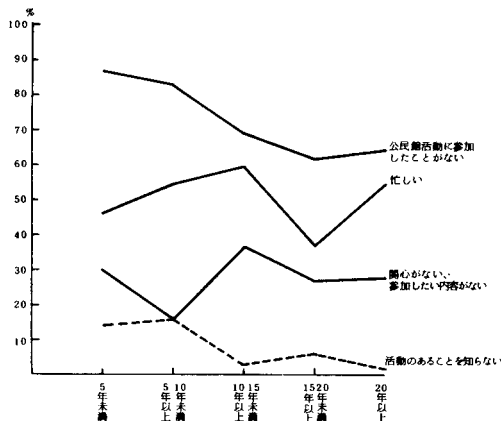


図 2 - 2 - 13 公民館活動不参加理由 (居住年数別)

公民館活動での適当な費用負担

講座や教室などに参加する場合の費用負担については、「無料がよい」と答えた人は11.8%また、「民間(文化講座など)並みの負担でよい」とする人は4.0%といずれも低く、「経費」あるいは「経費の一部」と答えた人が約8割であった。

(図 2 - 2 - 14)

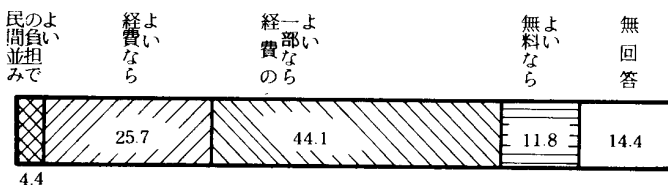


図 2 - 2 - 14 公民館活動での費用負担

特技を生かしたボランティアについて

自分の持つ特技を、ボランティア活動に生かすことへの意欲を聞いたところ、約半数の人が肯定的な回答をしている。ただし、20代では肯定的な回答は16.2%にとどまっている。また年齢があるにつれて「よろこんで引き受ける」人、「引き受けるつもりはない」人も増えており、意識が明確になっていくことがわかる。

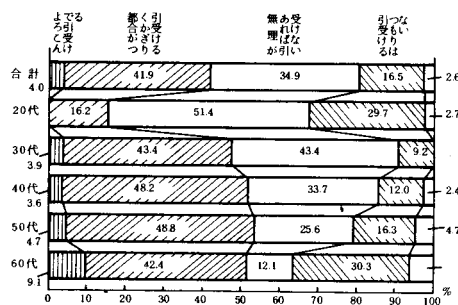


図 2 - 2 - 15 特技を生かしたボランティアについて

公民館活動のやり方

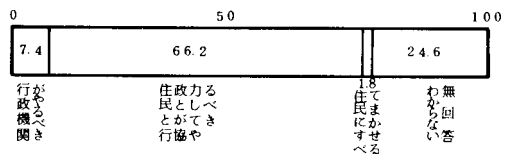


図 2 - 2 - 16 公民館活動のやり方

公民館活動の運営については、「行政と住民が

協力してやるべき」とする意見が66.2%と大半を占めて、公民館活動に対して、積極的にかわろうとする意欲のあることがわかる。

住環境(広場・公園・街並み・たたずまい・住みやすさ)

現在住んでいる地域の住環境に対する評価と満足度を聞いたところ、「広場・公園」や「街並み・たたずまい」を、「悪い」と感じている人が4割から5割以上であった。ところが「住みやすさ」については、62.5%の人が「非常に満足」又は「満足」と答えている(図 2 - 2 - 17)。このことは「住みやすさ」の主要な要因が、公園や街並みなどの施

設が、公園や街並みなどの施設が、住環境の改善に大きく貢献していることがわかる。

設の面だけではないことを示している。

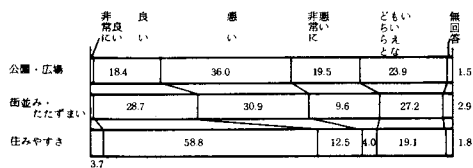


図2-2-17 住環境の評価

地域の環境に関心をもっているか

地域の環境への関心は、図2-2-18のように大変高い。特に性別で見ると男性の方が女性よりも「関心をもつ」方が15%多くなっている。

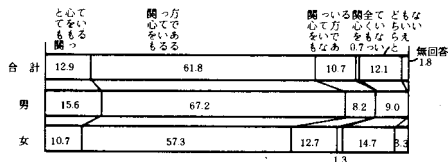


図2-2-18 地域の環境に関心をもっているか

地域活動のための会合への参加意向

地域の環境の整備やまちづくりに関する会合があった場合、「参加する」と答えた人が85%であった。年齢別にみると20歳代と60歳代を除いて「参加する」と答える割合が大変高くなっている。

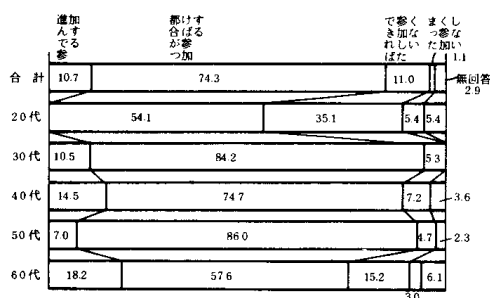


図2-2-19 地域活動のための会合への参加意向

- 1 不参加理由

全体で12.1%いる「できれば参加したくない」と「まったく参加したくない」人の理由を聞いたところ「忙しい」42.4%、「難しい問題だから」24.2%、「関心がないから」30.3%であった。女性は男性に比べて「忙しい」「難しい」が多く、男性は「関心がない」が多かった。

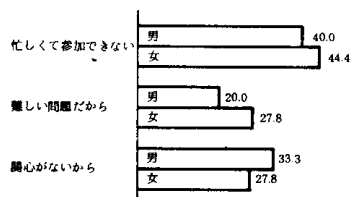


図2-2-20 会合への不参加

- 2 地域活動の進め方

地域活動に関する会合に参加したいと答えた人に地域活動の進め方を聞いたところ、地域住民「みんなが協力」してが65.4%で最も多く、「自分たち（住民）の組織と行政の協力により」が29.0%であった。「行政との共同組織を設立して」と「個人、個人で」はそれぞれ3.5%、0.4%であった。行政との協力よりも住民同志が協力して地域活動を進めようとする傾向が強い。

「みんなが協力」のうち、活動のなかに「専門家も入れて」という意見が15.6%、「協定をつくって」は10.8%であった。

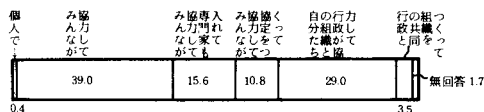


図2-2-21 地域活動のすすめ方

住環境を守るための形

地域の住環境を守るための事業のすすめ方については、「行政と住民が協力し合い」が76.1%と

圧倒的に高かった「すべて行政が事業をする」は10.3%、「住民が行う」は10.6%であった。特に30歳代、40歳代では「行政がすべて事業でやる」という意見が少なくなっている。

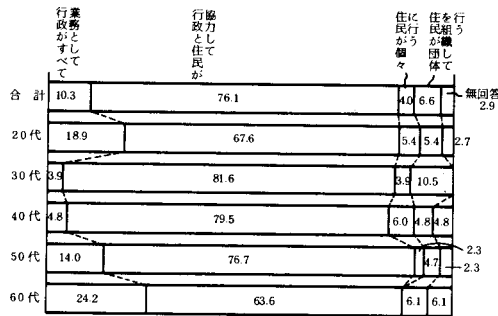


図2-2-22 住環境を守るための形

子供の遊び場建設後の協力可能事項

「遊び場の草むしりや掃除」を81.6%とほとんどの人があげている。「遊び場の利用規定の作成」が14.7%、「遊び場の設計」が6.6%、「遊び場マップの作成」が5.5%と設計や規定の作成ができるという人がかなり居ることがわかる。特に若い年齢層にその傾向が強い。

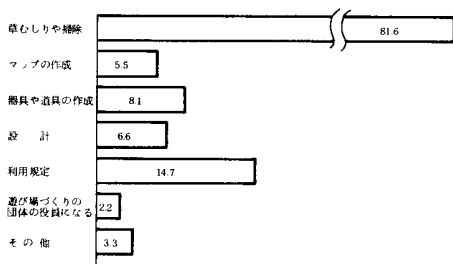


図2-2-23 子供の遊び場が建設の協力可能事項

ボランティア活動

経験のない人が全体の80.1%であり、現在活動している人は4.0%にすぎない。また、過去に活動した経験のある人が12.1%あった。

現在活動している人は20歳代は0であるが、年齢があがるにつれて増えている。活動の経験は30歳代が21.1%でかなり高いがその他の年代は10%前後である。

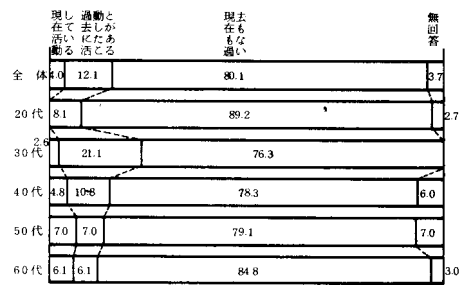


図2-2-24 ボランティア活動への参加経験の有無

- 1 ボランティア活動への不参加理由

ボランティア活動の経験がない理由は、「忙しい」が46.8%で最も多く、ついで「きっかけがない」が22%、「健康体面でできない」が11.0%、「活動を知らない」が10.6%である。「健康体面でできない」という答えは、50歳代から多くなり、60歳代では42.9%と最も多い理由となっている。

「関心がない」という理由は、全体の8.3%であるが、20歳代では21.2%、30歳代では10.3%ある。

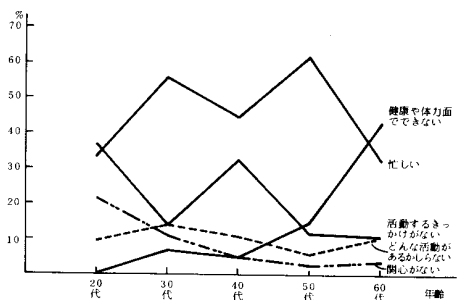


図2-2-25 ボランティア活動への不参加理由

「きっかけがない」と「どんな活動があるか知らない」者が、合わせて32.6%もあり、こうした人達に対して適切な呼びかけをしていく必要があるように思える。

ボランティア活動に専門的技術が必要か

図2-2-26のように、甲（必要とする分野の専門技術を学んで行すべき）とする意見に賛成する者が11%なのに対して、乙（難しい技術がなくともできることを探してやればよい）とする意見に賛成の者は、68.7%である。20歳代では乙に賛成する者は52%であるが、他の年代はすべて70%を超えている。

専門的技術を必要とする意見は、若い年齢ほど高く、20歳代では18.9%である。

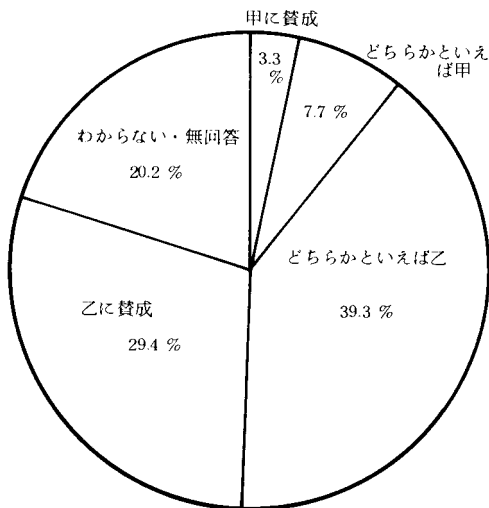


図2-2-26 ボランティア活動に専門的技術が必要か

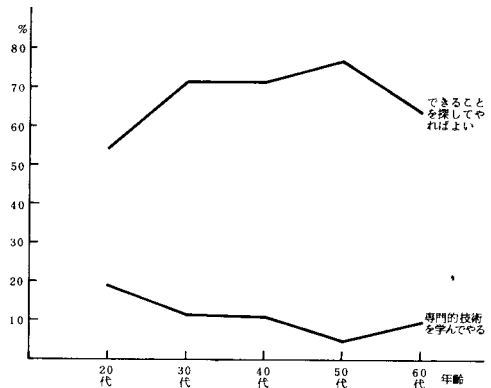


図2-2-27 ボランティア活動への参加経験の有無

ボランティア活動についての意見

ボランティア活動に対する報酬について、あわせて55.5%の「実費程度」又は「労力にみあった」報酬をもらってもよいと考えている。そしてこれらの有償を肯定する人のうち、63.5%が報酬を制度化した方がよいと答えている。

ボランティア活動は無償が原則ではあるが、多くの人に参加できるように、実費程度の報酬を、なんらかの基準に基づいて払った方がよいと考えている。

無報酬奉仕が	実報酬程度の	労力にみあった報酬	わからない	無回答
25.4	52.6	2.9	14.3	4.8
制す度あり	制度化すべき	別べき決める	別べき決める	わからない
15.2	48.3	12.6	15.9	7.9

図2-2-28 ボランティア活動への報酬について

福祉サービスの利用について

老後の身の回りの世話を、もし家族や親せきの援助が受けられない場合、どのような形でしてもらうかについて聞いたところ、甲「施設の福祉サービス」を望む人は必 44.5%、乙「在宅の福祉サービス」を望む人は 35.0%、「わからない」と答えた人は 14.7%であった。

甲に賛成	どちらか甲とに賛成	どちらか乙とに賛成	乙に賛成	わからない	無回答
26.1	18.4	21.0	14.0	14.7	5.9

図 2 - 2 - 2 9 福祉サービスの利用についての意見

年齢別にみると(図 2 - 2 - 30)、「施設」を希望する人は、だいたい 40~50%の間であるが、60 歳代は 51.5%と過半数を占める。「在宅」を希望する人は、年齢があがるとともに増えていくが、60 歳代では 50 歳代に比べ減っている。「わからない・無回答」は、「在宅」の希望とほぼ逆の傾向を示していて、20 歳代では 37.8%である。

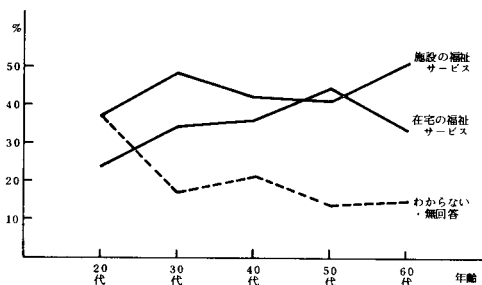


図 2 - 2 - 30 福祉サービスの利用についての意見

福祉サービスの負担について

「税により負担」が 60.7%で最も多く、「個人が負担する」は 25.4%、「ボランティアで負担を補う」は 8.1%であった。

図 2 - 2 - 31でみるように、30 歳代は「税により負担」が最も多く、60 歳代は「個人が負担する」が 39.4%にもなっている。

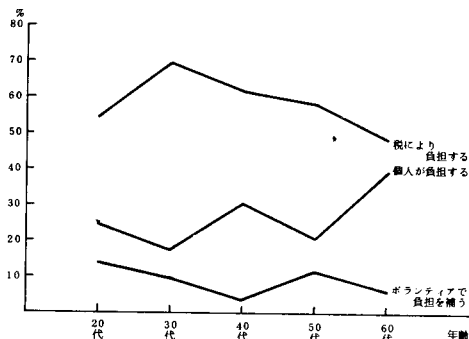


図 2 - 2 - 31 福祉サービスの負担増について

① 資源の節約や再利用についての意見

「再利用すべき」という意見が大変多く、「どちらかといえば再利用すべき」を加えると 90.4%であった。資源の節約や再利用に関しては、ほとんどすべての人がその必要性を認めているといえる。

② 不用品交換会やバザーなどへの参加経験の

無

図 2 - 2 - 32 で見るように、「積極的に参加」及び「ときどき参加」は、あわせて 30.2%である。

参加の経験のない人は 41.2%にものぼる。しかし、「あまり参加したことがない」と参加経験のない人にその理由を聞いたところ、82.1%が「機会がない」と答えている。つまり、参加しているのは全体の約 30%であり、約 55%の人は、機会がないので、参加できていないということになる。前問の回答とあわせて、適切な機会があれば、不用品交換会やバザーなどによる資源の再利用は、もっと活発に行なわれる可能性があるようだ。

積極的に 参加する	ときどき 参加する	あし たまで ない 参加	参加は ない と 思 う	無 回 答
4.8	25.4	26.5	41.2	2.2
身 が よ う な い 機 会 が あ る			抵 抗 が あ る	役 に 立 た な い
82.1			8.7	5.4
3.8				

「共同購入」は30歳代 10.5%、40歳代 20.5%とかなり高いことが注目される。

図2 - 2 - 3 2 不用品交換会バザーへの参加

㊸ 食品化学添加物や合成洗剤についての意見

全体的にみても「食品化学添加物や合成洗剤は、身体の安全や環境維持のため使わない方がよい（甲）」という意見に賛成する人が 60.3%、どちらかといえば賛成する人が 26.8%と、あわせて 87.1%であった。

「甲に賛成」とする人は、70歳以上の老人がいる家庭と中学生以下の子どもがいる家庭の方が、それぞれいない家庭より多かった。

㊹ 商品入手困難時の対応

図2 - 2 - 33のように、60%以上の方が、「店においてくれるよう注文」したり、「共同購入」をしたり、「売っている店に行ったり、探す」と答えており、安全で安価な商品や新鮮な野菜に対する関心や需要の高いことがわかる。

	注文する	共同購入	探す	あきらめる	わからない	無回答
合計	5.5	11.4	47.8	25.7	7.0	2.6
20代	5.4	2.7	51.4	27.0	10.8	2.7
30代	3.9	10.5	50.0	31.6		3.9
40代	2.4	20.5	45.8	21.7	6.0	3.6
50代	14.0	4.7	41.9	27.9	7.0	4.7
60代	6.1	9.1	51.5	18.2	12.1	3.0

図2 - 2 - 3 3 商品入手困難時の対応

第3節 市民の公共的活動

1. 調査の概要

市民社会の成熟する中で、ボランティア活動や市民参加のまちづくりなど、市民の公共的活動がすでにおこっている。それは多様化した公共サービスの需要に対応すると同時に、行政や市場では行えないサービスを提供している。このような視点で、障害者の社会参加、消費生活、福祉サービス、まちづくり、都市環境等の分野で活動している市民団体や、それを支える組織を対象に、聴き取り調査を実施した。調査では、これらの団体や組織の実態をさぐり、新しい公共サービスのあり方を考えるため、活動の目的や内容、それに対する自己評価、一般市民の反応、活動の阻害要因、行政への要望などについて聞いた。なお、聴き取り調査に協力いただいた団体や組織、および調査項目は、巻末に一覧表を添付したので参照されたい。

この調査は、悉皆調査でもなければサンプル調査でもない。県内外の各地に足を運んで、活動の

表2-3-1 「市民の公共的活動のジャンル」

<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーレ ・ あすなる ・ はたらけバンク ・ 市民福祉バンク (盛岡市民福祉バンク) ・ 県消連 (神奈川県消費者の会連絡会) ・ 消費者連盟 (日本消費者連盟藤沢グループ) ・ 手をつなく会 (生産者と消費者が手をつなく会) ・ かまくら土の会 ・ ファミリーサービスクラブ ・ 福祉の風土づくりの会 ・ ボランティアセンター (神奈川県ボランティアセンター) ・ にんじん (にんじん登録プランチ) ・ カーム (グループカーム) 丹沢グループ ・ シルバー人材センター (横浜市シルバー人材センター) ・ 生きがい福祉事業団 (藤沢市生きがい福祉事業団) 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の社会参加 消費生活 福祉サービス 産業活動 高齢者の社会参加 	<ul style="list-style-type: none"> テーマ型活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり市民会議 (茅ヶ崎市地域づくり市民会議) ・ 青少年地域環境マップ (青少年のための地域環境づくり) ・ 日立市民運動 (日立市民運動推進連絡協議会) ・ 公民館をつくる会 (茅ヶ崎市に公民館をつくる会) ・ こども文化センターつどう会 (あすこども文化センターつどう会) ・ 市民自治財団 (川崎市市民自治財団) ・ 花とみどりの会 (町田市花とみどりの会) ・ グリーンヒルズ緑の会 (グリーンヒルズ横浜緑の会) ・ グリーンバンク (盛岡市グリーンバンク委員会) ・ 風刺保存会 (鎌倉風刺保存会) ・ 盛岡のまちづくり (あすを築く盛岡市民運動実践協議会) ・ まちづくり懇談会 (橋本まちづくり懇談会) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり 都市環境 まちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 地域型活動
			<ul style="list-style-type: none"> ・ こども文化センター+老人いこいの家 ・ トオノピアプラン ・ たかむら水光園 	<ul style="list-style-type: none"> 複合施設 	

()内は正式名称、便宜的に略称を使わせていただく。

リーダーから直接話を伺う、いわばフィールド調査(野外調査)である。そして時にはリーダーの自宅まで訪問し、2時間以上にもわたって伺った話が、第1次情報(生の情報)であることが、この調査の特色である。

なお、市民の自主的活動は、趣味、スポーツ、教育、学習、健康、医療、福祉、生活環境、消費生活と多岐にわたっている。(註1) われわれの調査では、市民の自主的活動が、その参加者以外にも影響を及ぼし、ある意味では公共的なサービス機能を果たしているものを調査の対象とした。そこで、このレポートの中では、これらの団体等をさして、市民の「公共的活動」と呼ぶことにした。

ここで紹介した31の団体や組織は、便宜的にその活動のテーマによって、障害者の社会参加、消費生活、福祉サービス、産業活動、高齢者の社会参加、地域づくり、都市環境、まちづくりにジャンル分けした。

(1) 活動の目的と内容

表2-3-2 「市民の公共的活動の目的」

ニ	ー	レ	内部障害者の雇用創出、経済的自立と社会参加													
あ	す	な	ろ	在宅障害者の地域での自立と生活圏の拡大												
は	た	ら	け	バンク	地域で障害者の納得のいく生活をつくる											
市	民	福	祉	バンク	障害者の社会復帰、ふれあいの場、市民運動として障害者が市民の中にとびこんでいく											
県	消	連			地域の消費者団体ではできない問題を取り上げる、消費者団体の連絡の場											
消	費	者	連	盟	安全性追求、公害反対、自然権を守る、子や孫にすこやかな命を伝える											
手	を	つ	な	ぐ	会	神奈川県の緑と農業を守る、安全で豊かな食生活を実現する、地場生産地場流通										
か	ま	く	ら	土	の	会	安全新鮮な地場野菜を産直、安全な野菜追求を通じての世直し、人間性の回復									
フ	ァ	ミ	リ	ー	サ	ー	ビ	ス	ク	ラ	ブ	近隣地域における家庭内の援助を相互扶助により行う、たすけ合いからの社会参加				
福	祉	の	風	土	づ	く	り	の	会	孤独な老人の給食、老人のための場づくり						
ボ	ラ	ン	テ	ィ	ア	セ	ン	タ	ー	市民の実践の援助普及、福祉問題の把握と情報の提供、市町村レベルのボランティアセンターの指導育成						
に	ん	じ	ん		女性の自立、労働者自主管理労働体の実現、地域に根ざした職場づくり、利潤を追求しない											
カ	ー	ム			障害者のための衣料の開発提供、これを仕事として確立、経済的自立を助ける											
丹	沢	グ	ル	ー	ブ	生産、流通に対する回収（静脈）の産業化										
シ	ル	バ	ー	人	材	セ	ン	タ	ー	定年後の高齢者の社会参加						
生	き	が	い	福	祉	事	業	団	高齢者、身心障害者、家庭婦人の就労による社会参加							
地	域	づ	く	り	市	民	会	議	地域づくりのための市民の自主的な活動							
青	少	年	地	域	環	境	マ	ッ	プ	子どもに良好な環境を与えるための市民によるマップづくり						
日	立	市	民	運	動	市民総参加による自主的なまちづくり、国体成功のための結集										
公	民	館	を	つ	く	る	会	市民ひとりひとりがより良く生き、豊かな地域社会をめざし、地域に根ざした文化をつくり出す								
こ	ど	も	文	化	カ	タ	ー	に	つ	つ	ど	う	会	新興住宅街の子どもたちにふるさとを感じられる施設をつくり運営する、まちづくりの一環		
市	民	自	治	財	団	自治会館の所有権、税問題の解決、市民活動支援のための会館設置運営										
花	と	み	ど	り	の	会	市民相互で緑に対する関心を深め、緑豊かなまちづくりを実現する									
グ	リ	ーン	ヒ	ル	ズ	緑	の	会	自然にめぐまれた住環境をとりもどす							
グ	リ	ーン	バ	ン	ク	市民のものであるまちの風景を、市民の善意の力で緑多いものにする、百万本植樹運動の推進										
風	致	保	存	会	自然の風光と豊かな文化財を後世に伝える、自然と文化財の保全および緑化の推進											
盛	岡	の	ま	ち	づ	く	り	市民の活力によるまちづくり、都市の文化的歴史的環境の保全創造は企業を含めた市民全体による								
ま	ち	づ	く	り	懇	談	会	まちづくりのための希望をのべ、考えを深め、案を選択していく								
こ	ど	も	文	化	セ	ン	タ	ー	+ 老	人	い	こ	い	の	家	老人と子どもの交流、老人のレクリエーション、教養、健康の増進、子どもの健全なあそびを通しての健康増進、文化向上
ト	オ	ノ	ピ	ア	ブ	ラ	ン	生産加工都市、健康文化都市、博物館都市をめざす遠野の人づくり								
た	か	む	ろ	水	光	園	地域ぐるみの交流による地域農業の担い手の育成、地域住民の連帯感の醸成									

表2-3-3 「市民の公共的活動の内容」

ニ	ー	レ	コンピュータソフトウェア開発、ワープロによる文書作成											
あ	す	な	ろ	軽作業、手工芸品製作販売、家庭内作業の援助、福祉情報提供、レクリエーション、トレーニング										
は	た	ら	け	バンク	不用品の再生販売									
市	民	福	祉	バンク	不用品の再生販売、自活のための農場経営、体験プログラム									
県	消	連			共同購入、販売、行政への働きかけ、地域消費団体の援助									
消	費	者	連	盟	学習会、試買テスト、アンケート調査、陳情等の意見表明、共同購入、資源ゴミ自主回収									
手	を	つ	な	ぐ	会	地場野菜等の共同購入、生産者と消費者の交流、学習会								
か	ま	く	ら	土	の	会	有機農法による野菜の共同購入、学習会							
フ	ァ	ミ	リ	ー	サ	ー	ビ	ス	ク	ラ	ブ	病人、老人の付添、留守番、子守、家事労働の相互扶助		
福	祉	の	風	土	づ	く	り	の	会	老人給食、検診、老人家庭の電気点検、バザー、母子家庭、父子家庭の招待				
ボ	ラ	ン	チ	ア	セ	ン	タ	ー	調査、情報提供、研修、集会、連絡調整、相談、基金造成					
に	ん	じ	ん	安全食品のスナック経営、生協のデパート業務の受託										
カ	ー	ム	老人・病人、障害者用の衣料の製作、相談相手、障害者の声の代弁											
丹	沢	グ	ル	ー	ブ	資源回収販売、事業系廃棄物の処理、リサイクル、リサイクル情報の提供、まちづくり研究								
シ	ル	バ	ー	人	材	セ	ン	タ	ー	高齢者の就労機会の提供				
生	き	が	い	福	祉	事	業	団	高齢者、障害者、家庭婦人の就労機会の提供					
地	域	づ	く	り	市	民	会	議	地域ごとの地域づくり活動（バザー、海岸清掃、文化祭等）					
青	少	年	地	域	環	境	マ	ッ	プ	地域環境マップの作成、子どもの生活実態調査				
日	立	市	民	運	動	空カン回収、河川清掃、違法広告物の追放、市民運動会								
公	民	館	を	つ	く	る	会	公民館設置運動と運営参加、学習会						
こ	ど	も	文	化	セ	ン	タ	ー	に	つ	ど	う	会	児童館設置運動と運営参加、クラブ、家庭教育学級の運営、地域広報紙編集
市	民	自	治	財	団	自治会館、用地の寄附受入と貸付、研修会講演会の開催、調査、情報収集提供								
花	と	み	ど	り	の	会	緑化の啓蒙活動、研修会、緑の交換会、緑の羽根募金、花壇コンクール							
グ	リ	ーン	ヒ	ル	ズ	緑	の	会	居任地周辺の共同植栽と管理					
グ	リ	ーン	バ	ン	ク	市民の緑化資源の預入、払出による緑化活動								
風	致	保	存	会	自然環境、文化財の買取または賃借と管理、公開									
盛	岡	の	ま	ち	づ	く	り	自然環境、歴史的環境の保全、地域カルテ作成、郷土史発行						
ま	ち	づ	く	り	懇	談	会	地区計画の調査検討						
こ	ど	も	文	化	セ	ン	タ	ー	+老人いこいの家	老人、子ども施設の運営				
ト	オ	ノ	ビ	ア	プ	ラ	ノ	市民センター、カントリーパークの運営、市民参加の催し、生産活動						
た	か	む	ろ	水	光	園	浄水、発電、農村活力センターの運営、浄水管理センターの運営							

市民の公共的活動の目的を、活動のジャンルごとに集約すると、次のようになるだろう。

障害者の社会参加 障害者の就労による社会参加、ひいては自立を目指す。

消費生活 安全商品、地場産品による安全で豊かな暮らし、さらに人間性の回復、健やかな生命を伝えること。

福祉サービス 地域の市民レベルでの福祉の向上と社会参加。

産業活動 自立的で意味のあるもうひとつの働き方。地域に根ざした働き方。

高齢者の社会参加 高齢者の社会参加。生きがいの創出。

地域づくり 人の関係を大切にした、豊かでよりよい地域社会づくり。

都市環境 みどり豊かでうるおいのある都市の生活環境づくり。

まちづくり 市民参加による個性豊かなまちづくり。

市民の公共的活動は、団体ごとに目的は違うし、具体的な活動内容になると、まさに千差万別であるが、その中に共通した指向は見出すことができる。それは、市民の生活の論理に根ざした価値を追求し、現在の市場サービスや、行政の行うサービスによってでは得られない。よりよい豊かな生活を目指し、市民自身が主体的に活動することである。

2. 調査結果の分析

(1) 活動の設立の時期と契機

今回調査の対象とした団体や組織は、ほとんどが高度成長期以降に結成、設立されている。なか

には、まだ結成後1年余りの新鮮な団体も6団体あった。高度成長期にその前史をもつものは8団体ある。しかし、それらの団体も、高度成長の終焉と前後して、現在のような形態になっている。これはむしろ、高度成長の末期から、現在のような活動の盛り上りの萌芽がみられたととらえるべきであろう。

前章で考察した現代社会のいくつかのキーワードで示した公共サービス需要の発生構造の中の課題に対し、商業ベースにのるものは市場に吸収され、また多くのものは新しい行政需要として対応されてきた。しかし、そのいずれのフィルターにもかかわらずに残された課題に対して、市民自らが、主体的に取り組んでいったのがこれらの公共的活動である。

昭和40年代に盛り上った公害反対運動に代表される、反対、抵抗の市民の行動パターンは、昭和50年代に入り、ボランティア活動の静かな盛り上がりや、条例制定運動に代表される参加の行動パターンに移行した、とみることができる（註2）。

市民の認識や知識は、市民が現実の複雑な問題に対処し、参加、行動するために学びとったものである。いいかえれば、産業や経済の論理に対し、現在そして将来の生活をいかによくするかといった生活の論理であるといえる。

ここでとりあげた市民の公共的活動は、生活の論理を具現化している。市民社会の成熟を迎えて、市民の公共的活動は、よりいっそう盛んになると考えられる。それは、公共サービスの供給の視点からも、重要な役割を果たすものだろう。そういった認識に立って、われわれは、市民の生活の論理と行動を学びとらなければならない。

表2-3-4 「市民の公共的活動設立の時期」

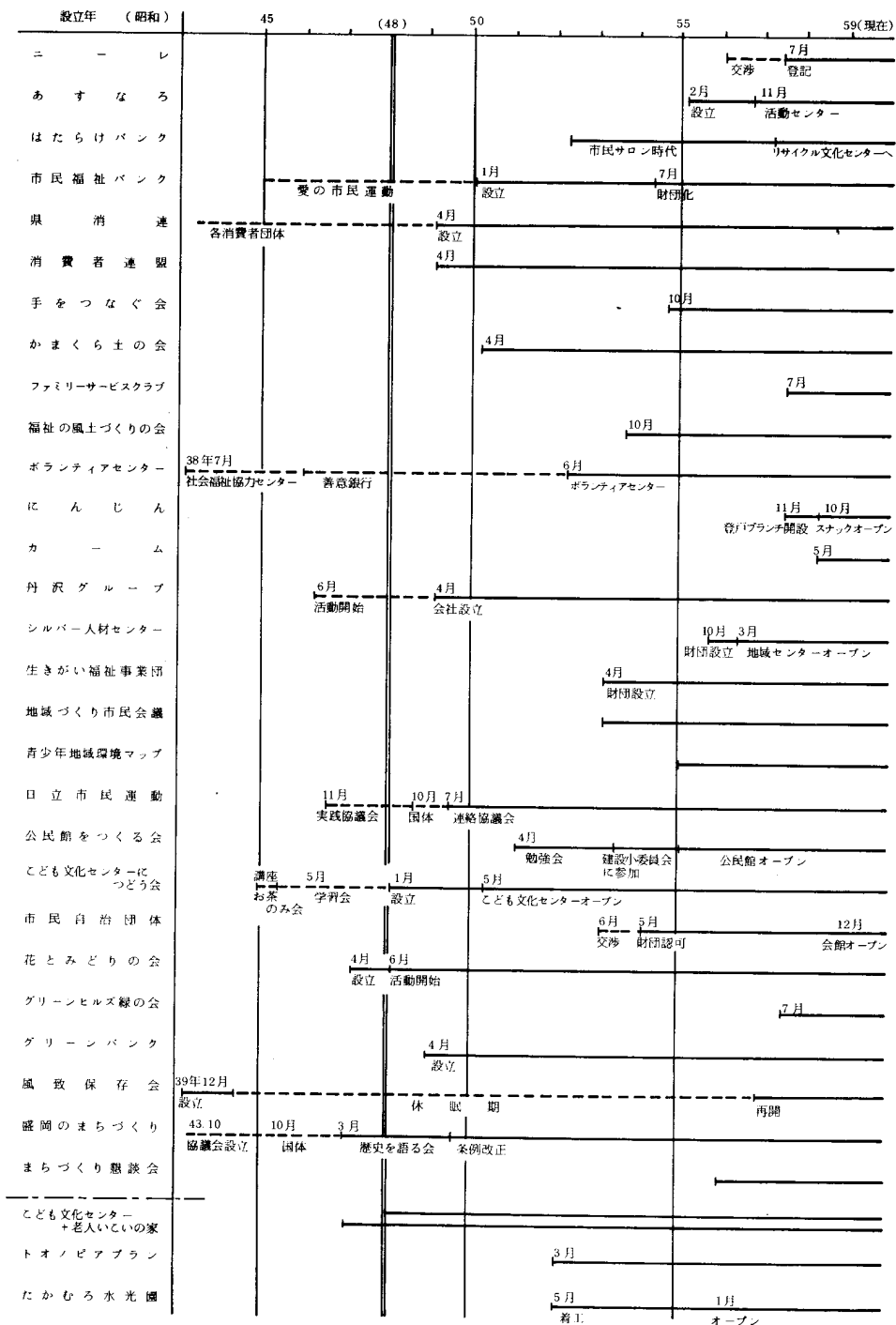
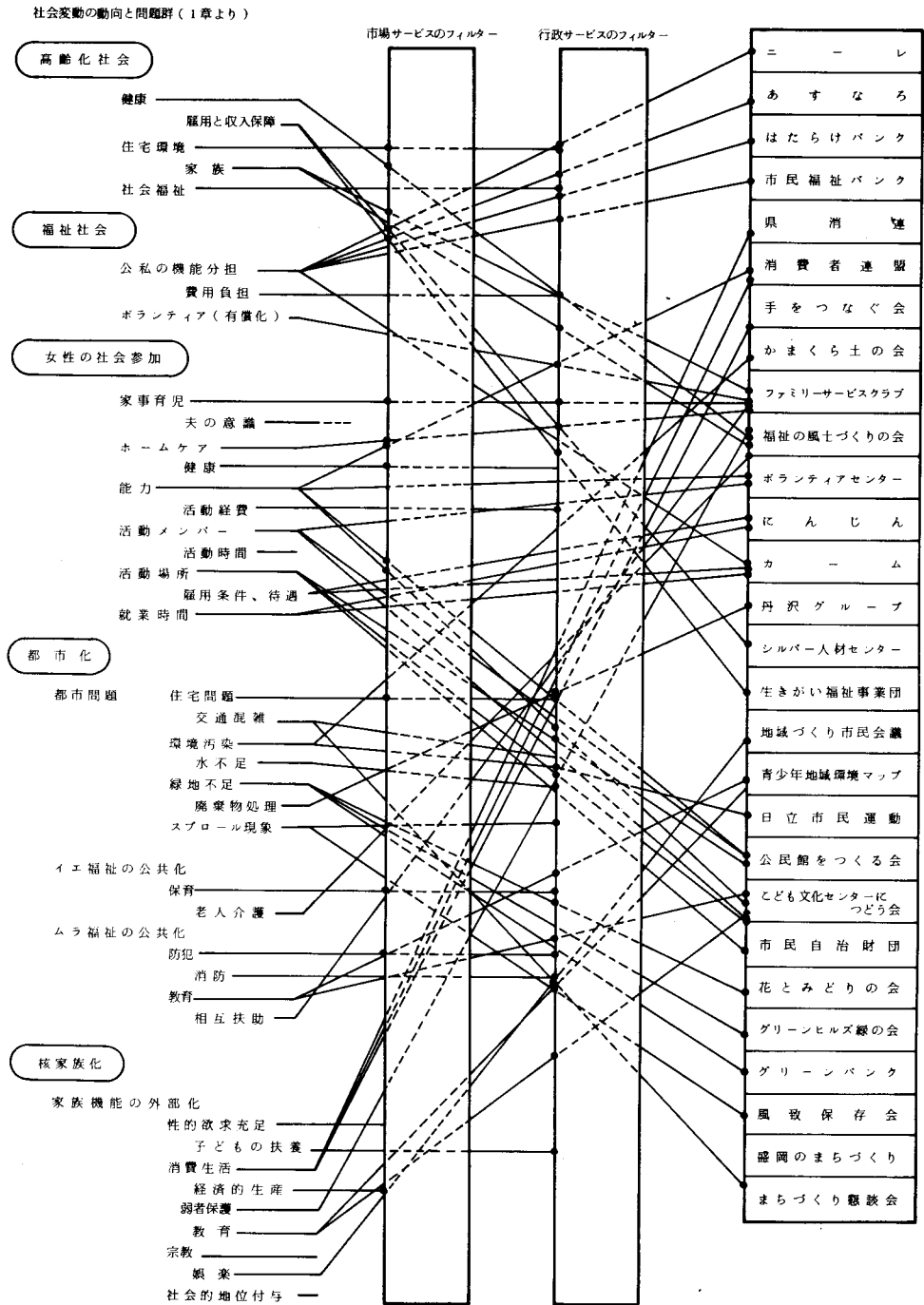


表 2-3-5 「市民の公共的活動設立の契機」



(2) メンバー

各々の団体のメンバーの数と構成は次の表のとおりである。構成人員は11人から3,540人まで、全く多様である。一般に消費生活や高齢者の社会参加のジャンルの団体、組織は、構成人員が多い。また、地域づくり、まちづくりのジャンルの団体は、役員、運営委員等の名称で呼ばれる中心メンバー（リーダー層）は把握することはできるが、メンバーは地域住民全体とみることができる。一方、障害者の社会参加、福祉サービス、産業活動のジャンルの団体は構成人員は小数で特定できる。

ただ、構成人員が多ければよいというものではない。活動が多様であるように、その組織の形態や運営も、それぞれの団体に適したものがあるだろう。

また、団体への入退会も自由な開かれた組織も多く、メンバー間で活動に参加する頻度にも差があり、境界のあいまいな“ネットワーク”といえるだろう。

メンバーの構成は、障害者や高齢者の社会参加のジャンルでは、障害者や高齢者自身と、彼らを援助する職員やボランティアから成っている。消費生活のジャンルのうち、産直運動をしている団体は、生産者と消費者で構成されている。産直運動以外の消費生活、福祉サービス、産業活動の各ジャンルでは、主に主婦層が構成員になっている。また、地域づくり、都市環境、まちづくりの各ジャンルでは、主婦が多い場合も、商店主や各種地域団体の代表者から成っている場合もあるが、広く地域社会のボランタリーな参加を得ているといえる。

こういったメンバーの構成は、従来からあった、福祉や青少年の分野と同じく、いわゆる全日制市

民が主体である。しかし、「職業女性をいかに運動に組み入れていくかが課題」、「妻の活動に対する夫の理解が大きなカギ」という調査した団体のリーダーの言葉のように、全日制以外の市民をどのように活動に組み入れるかを課題としている団体が少なくない。一方、「地元スーパーに障害者がつくった卵を卸す」「オヤジの会をつくって土曜日に活動している」といったように、協力関係や活動の担い手を、広く全日制以外の市民に求めていくことが、活動の充実、成功の大きな要因になっている団体もいくつかある。

(3) メンバーの得るもの

障害者の社会参加のジャンルの活動では、リサイクル品やコンピュータのプログラムなどのソフトウェアを提供して収入を得ている。それと同時に障害者自身は、活動に参加することで、就労や社会参加の機会を得て、人間同士の交流を深め、彼らの世界を広げているのである。高齢者事業団においても同様のことがいえる。

これはまた、産業活動のジャンルの団体に参加している女性達にもあてはまる。彼女達は、消費者や障害者のために活動しているが、自分達のためにも活動している。自分達の求める価値や自己実現達成のために働いているのである。（表2-3-6参照）このような活動は、未開拓な分野だけに多くの困難を伴うが、メンバーのもっている価値や目標と活動は一致している。

この図式は、市民の公共的活動全般にあてはまる。彼らは、地域の人々のために活動していると同時に自分自身のために活動している。彼らは、活動の中で自分自身の向上や、思いがけない能力の発見、達成感など貨幣では計算できないが、これら無形のしかし人間の最も重要な、高いレベルの幸福を得ているのである。

表 2 - 3 - 6 「市民の公共的活動のメンバーとメンバーの得るもの」

	会 員 数	会 員 の 構 成						メンバ-の得たもの					
		主 婦	高 齢 者	障 害 者	職 業 人	職 員	補 助 職 員	そ の 他	社 会 参 加	就 労 が い き 働 き	雇 用 的 自 立	価 値 ・ 目 標 の 達 成 追 求	学 習 成 長
ニール	⑭人			⑭ = ⑭				○		○			
あすなろ								○			○		
はたらけバンク	⑰			⑪		② ④		○			○		
市民福祉バンク	⑦⑤		②	⑥③		⑧ ②	(2,711 ボランティア)	○	○		○	○	
県消連	約 ③,000	③,000						○			○	○	
消費者連盟	⑳	⑳									○	○	
手をつなぐ会	③,540						生産者 ④① 消費者 ③,500	○			○		
かまくら土の会	⑭④ ^(世帯)						⑭④ 世帯				○	○	
ファミリー サービスクラブ									○		○		
福祉の風土づくりの会	⑧⑦	⑬③	④①				③④ 男性(8) 準会員(26)				○		
ボランティアセンター					⑦	③							○
にんじん	⑳⑦	⑳①			①		⑥ 学生				○	○	
カーム	⑪①	⑪①									○	○	
丹沢グループ	⑦,000 ^(世帯)				③⑥	⑦	⑦,000 世帯				○	○	
シルバー人材センター	③,145		③,145						○				
生きがい福祉事業団	⑧⑧①	⑧④	⑦④⑥	③⑦				○	○				○
地域づくり市民会議	⑳②			⑳②				○			○		
青少年地域環境マップ											○		
日立市民運動	⑳② ^(単位 会長)						⑳② 全市民対象				○		
公民館をつくる会	③①	○	○	○			○	○			○	○	
こども文化センター にっとう会	②⑥①	○						○			○	○	
市民自治財団	非会員制				⑧								○
花とみどりの会	④①⑤	○									○	○	
グリーンヒルズ緑の会	⑳⑥	⑳⑥									○		
グリーンバンク	④④			○				○			○		
風致保存会	非会員制										○		
盛岡のまちづくり	⑳⑧						①⑨⑤ 市民団体	○			○	○	
まちづくり懇談会	⑳②							○					

(4) サービス

各団体、組織の生み出す財やサービスは、広く一般的に享受することができる。一部メンバーに限り、財やサービスの提供をしている団体もある。これはクラブ財とよばれている(3ページ参照)。しかし、入会は基本的には自由なので、ここでは広く「一般」と考えてよいだろう。

地域づくり、都市環境、まちづくりの各ジャンルで生み出される価値やサービスは、非排他的に同時に多数の人によって利用される。この点でこれらの活動の公共性は高いといえるだろう。

他方、障害者の社会参加、消費生活、福祉サービス、産業活動、高齢者の社会参加の各ジャンルで生み出される財やサービスのほとんどは、ある対価を支払って利用するものである。しかしその内容は、生活の安全、資源のリサイクル、障害者や老人その他の社会的弱者に対するサービスであり、また参加者に対する就労機会や社会参加の提供である。これらは、現状では、市場の活動によっては生み出されることのないものであり、いわば、市民の社会権の保障の一翼を担っている。この点でこれらの活動の公共性は高いといえるだろう。

市民の公共的活動は、サービスの面からこのように2つのグループに分けることができる。このグルーピングは、その他の分析でも重要な分析枠となってくる。以後前者を地域型活動、後者をテーマ型活動と表現することにしよう。(36ページ参照)

次に財やサービスの価格について検討してみる。テーマ型活動によって生み出される財やサービスのほとんどは、一定の対価を支払って利用するものであるが、その価格は、市場価格(生産コストをペイする)のものと同様に2分され

る。その境界線が、団体の経営的自立やメンバーの経済的自立の成否の境界線でもある。

例えば、障害者の社会参加のジャンルでは、コンピュータソフトウェアは市場のメカニズムで価格が決定され、人件費を含む生産コストはペイされ、したがって障害者の経済的自立は達成される。一方、リサイクル活動は、運動として定着し、障害者の社会参加は達成されているが、経済的自立は達成されない。

コストを弁償するには2つの条件がある。第1に、リサイクル品を善意のあらわれではなく、相応の対価を支払ってでも購入するという消費者意識の変革である。日本ではリサイクルは伸びないといわれているが、前述のアンケート調査でも不用品交換などに対する関心の高さがあらわれているし、現に自転車や家電品のリサイクルはかなり定着してきている。もうひとつの条件は、質のよい財やサービスをコストを下げた提供する経営的努力である。この点障害者の場合は、作業能率等の面での不利は否めないが、ソフトウェア開発や電気部品製造などの分野での成功例がある。

同様の問題が、産直運動や高齢者事業団にもあるだろう。また、上のような課題の解決の前には、市民の活動が、経営的自立を目指すのか、あるいは、運動として充実したものを目指し、所得の確保は、行政の施策なり別の職業活動に負うのかの選択がある。

このような選択を経て、消費生活や福祉サービスのジャンルの活動を、市民の立場で始め、財やサービスの提供価格が市場価格の枠の中で設定されても成立する可能性の高いものがある。これが産業活動にジャンル分けしたものである。(36ページ参照) これらを“コミュニティジョブ”として位置づけ、その発展を見守りたい。

表 2 - 3 - 7 「市民の公共的活動が供給するサービス」

	サービスの内容	サービスの受け手				サービスの価格					
		会 員	会員の内訳			一 般	無 料	材 料 費	人 件 費	市 場 価 格	そ の 他
			主 婦	高 齢 者	障 害 者						
ニール	ソフトウェア、文書作成					○					
あすなろ	軽作業、手工芸品、トレーニング、情報	○		○		○					
はたらけバンク	リサイクル品					○					
市民福祉バンク	リサイクル品、農産物、体験プログラム	○		○		○					
県消連	共同購入、地域団体援助	○	○			○					
消費者連盟	学習会、試買テスト、共同購入	○	○			○					
手をつなぐ会	地場野菜共同購入、学習会	○			○						
かまくら土の会	有機農法野菜共同購入、学習会	○			○						
ファミリーサービスクラブ	家事労働、付添	○			○						
福祉の風土づくりの会	老人給食	○	○								
ボランティアセンター	情報提供、研修、相談					○					
にんじん	安全食品のスナック、生協デポ	○	○			○					
カーム	老人、病人、障害者用衣料					○					
丹沢グループ	資源回収販売、リサイクル品、情報	○	○	○	○						
シルバー人材センター	軽作業、技能、事務					○					
生きがい福祉事業団	軽作業、技能、事務					○					
地域づくり市民会議	地域づくり活動					○					
青少年地域環境マップ	子ども環境マップ作成					○					
日立市民運動	空カン回収、清掃、違法広告追放					○					
公民館をつくる会	公民館設置運動、学習会					○					
こども文化センター にっどう会	児童館設置運動、クラブ運営					○					
市民自治財団	寄付受入、登記、研修会、情報					○					
花とみどりの会	啓蒙、研修会、募金					○					
グリーンヒルズ緑の会	植栽、管理					○					
グリーンバンク	緑化資源の預入払出					○					
風致保存会	自然環境、文化財の買取管理					○					
盛岡のまちづくり	自然、歴史的環境の保全、郷土史					○					
まちづくり懇談会	地区計画の調査検討					○					

地域型活動によって生み出されるサービスはほとんどが無料である。これらの活動は、地域住民のボランティア精神によって支えられており、ここにコストの概念を持ち込むのは場違いだろう。「金がからむと永續きしない」という地域づくりのリーダーの言葉に代表されるように、ここに働くのは“互酬性”の原理である。(註3)「自分の住む地域のために自分のできることをやりたい」、「お互いさま」そういった気持をテコに、活動は展開、拡大されている。

(5) 活動範囲

市民の公共的活動は、地域に根ざし、提供する財やサービスの及ぶ範囲とメンバーの参集範囲は、おおむね一致している。しかし、「地域」という場合の物理的な範囲が、その使われる場合によって違うように、ここでの範囲も活動によって違いがある。(第1章1節 図1-1-5参照)

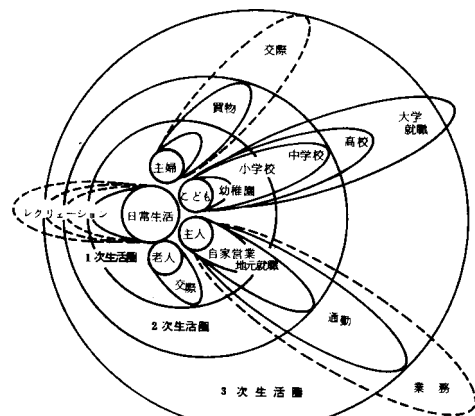
一般的に、メンバーの参集範囲も、サービスの及ぶ範囲も、2次生活圏(中学校区程度)から市町村圏程度となっている。コミュニティの問題を考える時、自治会は重要な要素であるが、テーマ型活動にしる、地域型活動にしる、共通の目標や価値によって結ばれた市民の公共的活動は、抱括的な地域組織の範囲を越えて発展することが多い。

地域づくりのジャンルの活動は、2次生活圏を範囲としている。まちづくりのジャンルの活動もおおむね2次生活圏を範囲としている。市町村圏で協議会等を結成しているものは、問題や組織を2次生活圏程度の単位に分節化している。商圈や通勤圏の拡大にみるように、人々の生活行動圏は拡大しているが、より基本的な生活環境の問題や人間関係、心理的な“まち”のテリトリーの多くは、2次生活圏程度を基本単位としているといえ

よう。

テーマ型活動は、地域型活動より活動の範囲が広く、市町村圏またはそれ以上になっている。団体のメンバーは、障害者や高齢者の社会参加、生活の安全や健康の実現、福祉の向上という共通の目標や価値のもとに結集しており、地域や職業の枠を越えた集団である。また、課題を追求する上で必要ならば、より広い範囲での連携を求めて、その連携の輪を伸ばしていこうとする指向がある。(註4)例えば、障害者といっても、障害の程度と内容は多様で、障害上の制限やハンディを除けば、まったくエネルギッシュな人々である。

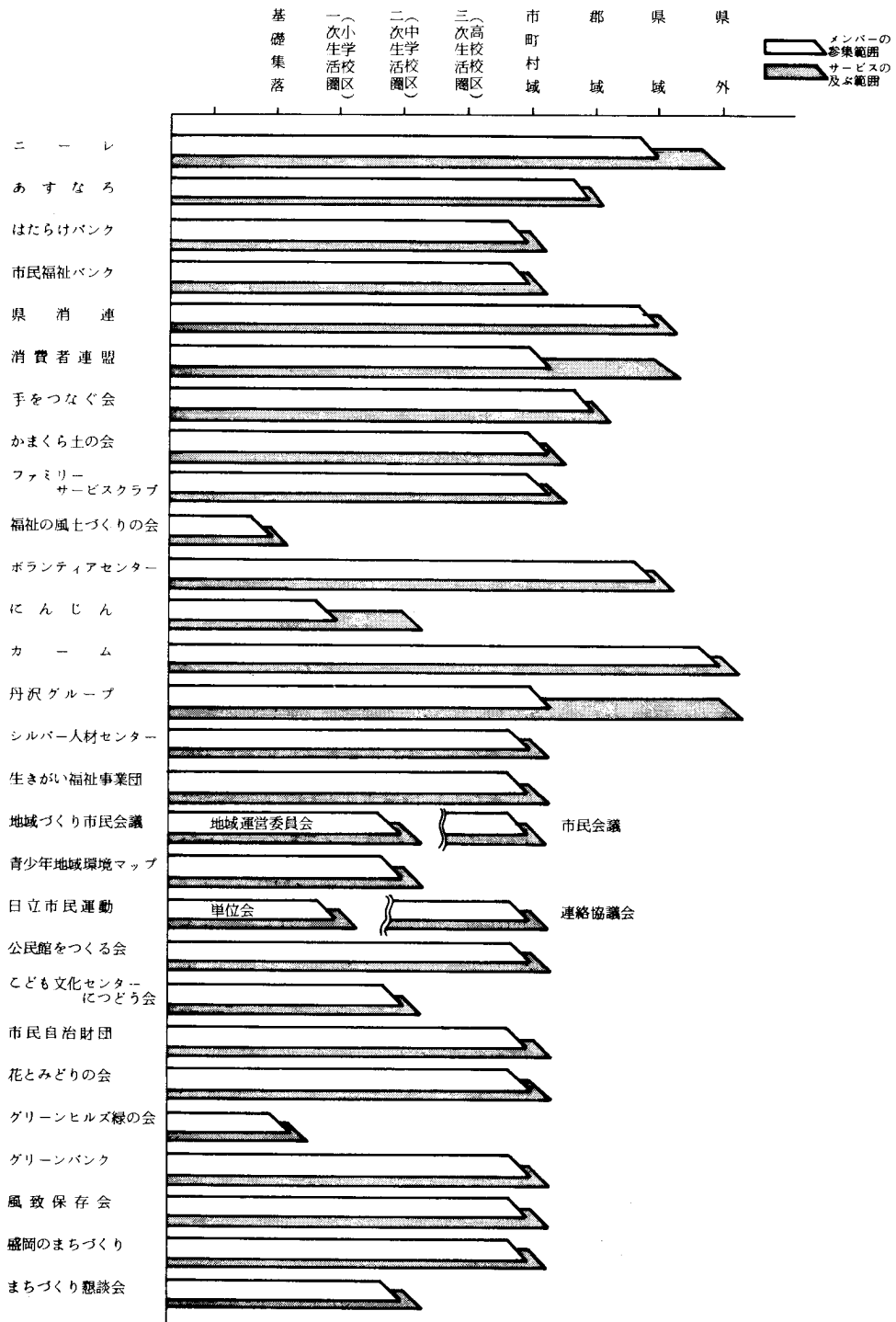
テーマ型活動の中で、財のほかに、リサイクルや、消費生活、障害者問題など、それぞれのテーマの情報やノウハウの生産、加工、流通を伴う活動をしている団体は、そのサービスの及ぶ範囲は、市町村圏よりさらに広い。情報やノウハウによってリンクする機能は、市民の活動であっても、県域を越えるほどのネットワークを形成するといえるだろう。



出典：「地域問題に関する分析手法」愛知県社会経済研究財団

図1-1-5

表 2 - 3 - 8 「市民の公共的活動の活動範囲」



(6) イニシアティブ

自立的な市民のネットワークは、目的や価値を共有している市民の連携を基礎に成立している。それは、現状を変革しようとして、自主的に結成された。(註5)

今回調査した市民の公共的活動も、市民自らの内発的エネルギーに動かされ、自発的に結成されたものが多い。テーマ型活動のジャンルの団体は、自らの問題意識と発案に基づいて始動している。

ただし、次のような場合に、外発的な要素(援助)が介在している。第1に、障害者がコンピュータのソフトウェア開発を行うとか、家庭内のサービスをボランタリーな相互扶助のシステムで行うとかの全く新しいアイデアは、外部からの働きかけに誘発されている。第2に、障害者とコンピュータ、障害者とりサイクル、家事サービス提供のシステム化、安全食品のスナック経営など、市民が団体を組織し、活動のシステムづくりをする際に、それに適した能力や経験、ノウハウを持った人や組織の援助が必要になる場合がある。第3に、市民のネットワークは、最低限の拠点(それは個人の自宅である場合もある)とネットワークのリンクを形成する手段(電話や手紙)があれば始められる。(註6)しかし、個々の具体的な活動を展開するためには、作業場なり、資金なりが必要になってくる。ところが、普通の市民にはそこまで自前で調達することが困難な場合が多い。そこで多くの団体では、自治体や協力団体から、活動拠点や資金面での援助を受けていることがわかった。

以上のように、市民の公共的活動のうち、テーマ型活動は、基本的には、市民のイニシアティブで始められているが、その契機、あるいはノウハ

ウ、活動拠点、資金などの面で外発的な要素もあって成立しているといえるだろう。

地域型活動の場合は、動機づけ、アイデアの段階から、外発的な誘因が介在しているものと、内発的なものに分けられる。地域の広さでみると、活動の範囲が市町村圏程度の団体は外発的なものが多い。これに対し、活動の範囲が2次生活圏程度のもの、あるいはそれ以下の範囲を基盤としている団体は、より内発的なエネルギーが強いと思われる。範囲が市町村圏の活動でも、市民側からの盛り上りもあった県外の2例は、ともにその契機が国体の開催であったことは、興味を持たれる。

また、活動目的が抽象的なものより、地域に文化施設を、とか、身近な環境を守るといった具体的なものの方が内発的なエネルギーは高まるだろう。したがって、市民意識は、身近な地域社会を基盤に、具体的に市民各層に共通した課題をもった時に盛り上るといえるだろう。

地域型の活動は、技術的に高度なものではなく、また市場性とは程遠いものだが、始動時点あるいは運営においても、行政等の外部のリードや援助を受けている場合が多い。また、それに伴い、活動拠点や資金面での援助を受けている場合も多い。次項以下でこれらのことを検討してみることにする。

(7) 活動拠点

市民のネットワークは、特に財の生産を伴わない場合は、最低連絡の拠点と連絡手段を持てば行える。つまり、自宅で電話を使えば、人々のつながりは形成できる。現にわれわれが伺ったリーダーの自宅が連絡場所になっていることもあった。

(8 団体)

しかし、学習会や打ち合わせ、あるいは生産活動や作業をする場合等、具体的な活動を展開する時には、それなりの場所が必要になってくる。今回調査をした市民の公共的活動の団体や組織は、個人の自宅以外の活動場所を、何らかの形で利用していた。

自己所有の活動拠点を持っているのは、わずかに3団体である。それはいずれも企業化に成功した団体である。自力で作業場を賃借している障害や消費生活の団体以外は、協力団体の事務所や作業所の無料貸与を受けたり(消費生活、福祉サービス等のジャンルの4団体)行政の施設を無償で利用している(19団体)。行政の施設を利用している団体は、一定のスペースを占有しているもの(障害者のリサイクルの作業場、協議会の事務局、事業団や公益法人の事務所等6団体・組織)他の団体と共用しているもの(消費生活、都市環境とまちづくりのジャンルの団体の事務局や連絡場所等8団体)公民館等の市民利用施設を、一般の利用条件下で利用している団体(地域づくり等のジャンルの5団体)に分けられる。

いずれにしても、市民には活動拠点の自己調達は困難で、程度の差はあるにしても、協力団体や行政からの支援を受けているといえるだろう。

(8) 補助金

市民の活動といっても資金は必要となってくる。ただし、その額は活動によって千差万別である。市民の自主的な活動は、時には行政に批判的な立場をとるものであるが、調査の結果、ほとんどの団体が行政から何らかの形で、資金面の援助を受けていることがわかった。

しかし、個々にその内容を検討していくと、問題点があげられる。まず、全般的に補助額で満足のいくものが少ないことがあげられる。障害者の社会参加活動でメンバーが広域化しているのに対してそれに対応する補助主体がないこと、逆に、ある分野における定額補助は、補助目的が明確でないこと、等があげられる。

地域型活動の任意団体にも、委託金、奨励金、調査費等の目目で資金援助がなされている。

公益法人の財政は自治体の補助に依存した状態である。その一方、産業活動は初期的には資金が必要であるのに、援助がなされていない場合が多かった。

現在の状況は、新しい組織や活動内容を持つ市民の公共的活動の噴出に対し、行政の既存の補助制度では対応しきれないものが多く、望まれる資金援助を適切な形で行えてないといえるだろう。

表2-3-9 「市民の公共的活動の活動拠点」(所有、利用の形態)

	自力で調達			援助による					
	個人宅	自己所有	賃借	無料利用 (協力団体の施設で)	公共の施設				
					無償占有	無償共用	有償占有		有償共用
ニ - レ									
あすなろ									
はたらけバンク									
市民福祉バンク									
県消連									
消費者連盟									
手をつなぐ会									
かまくら土の会									
ファミリーサービスクラブ									
福祉の風土づくりの会									
ボランティアセンター									
にんじん									
カ - ム									
丹沢グループ									
シルバー人材センター									
生きがい福祉事業団									
地域づくり市民会議									
青少年地域環境マップ									
日立市民運動									
公民館をつくる会									
こども文化センターにつどう会									
市民自治財団									
花とみどりの会									
グリーンヒルズ緑の会									
グリーンバンク									
風致保存会									
盛岡のまちづくり									
まちづくり懇談会									

表2-3-10 「市民の公共的活動に対する助成」

	方式		補助主体				用途				備考 (補助金等の名称 補助額等)
	定額	定率	国	県	市町村 その他	事業費	人件費	設備費	その他		
ニレ											身体障害者雇用納付金制度に基づく身体障害者作業施設設置等助成金(2500万円)
あすなろ				$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$						昭和59年より 地域作業に対する補助 540万円
はたらけバンク											通所授産事業に対する助成 460万円 (1983年にはNHK厚生文化事業団助成)
市民福祉バンク											盛岡市民福祉バンク運営費補助金 778万円
県消連											30万円
消費者連盟											
手をつなぐ会											
かまくら土の会											11万円
ファミリーサービスクラブ											
福祉の風土づくりの会										費	市社会福祉協議会助成金 善慈銀行、商店会
ボランティアセンター		$\frac{10}{10}$					共募				
にんじん											
カーム											
丹沢グループ											
シルバー人材センター			$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	差引						シルバー人材センター運営費補助金 13,434円
生きがい福祉事業団											生きがい福祉センター運営費補助金 6,200万円
地域づくり市民会議											広報活動団体報償金、ともしび運動活動費 市活動費補縄 33万円 99万円
青少年地域環境マップ											マップ作成委託金 45万円
日立市民運動											日立市民運動推進連絡協議会補助金
公民館をつくる会											学習グループ委託金
こども文化センターこども会											家庭教育学級、婦人学級主催
市民自治財団											市補助金、(他に市出資金 1000万円 83%) 全町内会連合会補助金
花とみどりの会											花とみどりの会運営費補助金 10万円
グリーンヒルズ緑の会											みどりの実践団体活動奨励金 初年度のみ 3万円
グリーンバンク											グリーンバンク活動費補助金 100万円
風致保存会											基金拠出金 500万円
盛岡のまちづくり											あすを築く盛岡市民運動 実践協議会補助金 160万円
まちづくり懇談会											調査費 1400万円

表2-3-11 「公共の活動の阻害要因(主体別)」

	団 体 自 身	一 般 市 民	他 団 体	行 政	そ の 他
ニ ー レ	実 績 が ない			健康保険負担	
あ す な ろ	資 金 不 足			広域化の対応 住宅問題、A/W-充実、 ケースカ-の理解	研究会参加機会
は た ら け バ ン ク				ゴミ回収事業の外 部化	両親の高齢化
市 民 福 祉 バ ン ク	資 金 不 足			法人格による制限	
県 消 費 者 連 盟	場 所、 設 備 不 足				
消 費 者 連 盟	場 所、 設 備 不 足			行政の対応 行政情報の入手	
手 を つ な ぐ 会	生 産 者、 消 費 者 の キ ャ ッ プ	職 業 女 性 の 不 参 加			
か ま く ら 土 の 会	事 務 所 難 、 人 手	後 継 者 不 足			
フ ァ ミ リ ー サ ー ビ ス ク ラ ブ				補助金カットの 不安	
福 祉 の 風 土 づ く り の 会	場 所 不 足、 資 金	ボ ラ ン テ ィ ア 不 足			
ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー		ボ ラ ン テ ィ ア 育 成			
に ん じ ん	出 資 金 不 足、 設 備			法人格取得	家族の理解 理念とコストの板ばみ
カ ー ム	縫 い 手 不 足			助成希望	試作費、材料不足
丹 沢 グ ル ー プ	活 動 記 録 作 成				
シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー	需 給 ギ ャ ッ プ	市 民 へ の P R	業 者 の 領 域	労 災 適 用	長 期 就 労
生 き が い 福 祉 事 業 団	合 同 作 業		業 者 の 領 域	自 転 車 条 例 成 立 希 望	長 期 就 労
地 域 づ く り 市 民 会 議	設 備 不 足	若 年、 男 性 層 の 不 参 加 情 報 の 伝 達、 収 集			
青 少 年 地 域 環 境 マ ッ プ		土 地 所 有 者 の 権 利 営 業 権 侵 害			
日 立 市 民 運 動	資 金、 場 所 不 足	ニ ー ス 把 握 青 年 層 の 不 参 加			
公 民 館 を つ く る 会	資 金 不 足			運 営 審 議 会 制 度 コ ミ ュ ニ ティ 施 策	
こ ど も 文 化 セ ン タ ー に つ ど う 会				職 員 の 力 量 運 営 委 員 会 制 度	
市 民 自 治 財 団	財 政	市 民 へ の 周 知			
花 と み ど り の 会	会 員 の 活 性 化				
グ リ ー ン ヒ ル ズ 緑 の 会	資 金、 人 材 不 足	住 民 の 理 解			樹 木 の 管 理
グ リ ー ン バ ン ク	制 度 の 活 用 度	市 民 の 理 解	企 業 の 緑 化 意 識		
風 致 保 存 会	基 本 財 産 少	市 民 の 寄 附 少			地 価 高
盛 岡 の ま ち づ く り	リ ー ダ ー 養 成	市 民 へ の P R			
ま ち づ く り 懇 談 会		市 民 の 問 題 意 識			

表 2 - 3 - 12 「公共的活動の阻害要因（要素別）」

情 報	資 金	人 材	ノ ウ ハ ウ	場 所	設 備	そ の 他
						実績不足 健康保険負担
他団体との情報交換	資金不足	ケースワーカー ヘルパー	活動領域開拓			住宅、広域化
	資金不足	人材不足	ノウハウ不足			ゴミ回収事業 両親の高齢化
	活動費 入所者経費			作業場が手狭		
	活動資金			事務所、会場	印刷機	
行政事務の入手		動ける人材		事務所、会場	印刷機	行政の対応
	資金不足	担い手不足 職能性の不参加	生産者と消費者の ギャップ			
		後継者リターン 配送員		事務所		
P R	補助金カットの不安					
	助成金カット	ボランティア不足	車運転ボラの不足	活動場所		
		ボランティア育成				
地域福祉 コミュニティ情報	出資金不足	メンバーの力量 マネージメント			設備充実	法人格取得 理念とコスト
	試作費高	縫い手不足	試 作			材料不足
		活動記録作成		作業場手狭		
市民への P R		需給ギャップ	業者の領域			労災適用 長期就労
		需給ギャップ	合同作業 業者の領域			自衛隊条例成立 長期就労
市民への P R 市民のニーズ		若年男性層の不参加			印刷機など	
						土地所有者の権利 営業権侵害
市民のニーズ	行事の資金	役員の高齢化 青年層の不参加		会場		
		広報収入据置 カノ減少	メンバーの多忙化転 出			運営委員会 市の対応
		職員の力量				運営委員会 市
市民への周知	財 政	事務人員不足				
	緑の保全資金	会員の活性化 拡大				
住民の理解	樹木管理費用	役員の意識	技術的な問題			
企業の緑化意識 市民の理解			制度の活用			
	市民の寄附少 基本財産少地価高					
市民団体の活動把握 市民への P R		リーダー養成				
市民の問題意識						

(9) 活動の阻害要因

市民の公共的活動は、活動を展開発展させていくうえで、それぞれの問題点(阻害要因)をかかえている。それぞれの団体や組織は、活動のジャンルが多様なだけに、阻害要因もまったく多様である。しかし、これらをおある一定の視点から横断的にみた時、共通項が発見されるのではないだろうか。このようなねらいで、ここでは阻害要因の原因となっている主体と阻害要因の要素という2つの視点からの分析を試みた。(前2ページ参照)

阻害要因をひき起こす主体を、自己、一般市民、他の団体、行政、その他に分類すると、原因は団体内部にあるとするものが最も多かった。(ただし、ここで分析材料とした阻害要因は、調査の際に各団体からあげられたものを列挙した。調査では各要因の重要度をランクづけていない。したがって、あげられた阻害要因が多いからといって、その団体の活動自体に問題が多いわけではない。) 団体自らを原因とする問題は、人材および活動の場所、設備、財政など活動資源に関するものであった。

一般市民を原因とする問題は、団体の取り組んでいるテーマや活動に対する認識、理解である。それは、単に一般市民への周知から、活動の担い手としての参加までレベルの差があるが、一貫した課題である。アンケート調査では、一般市民は生涯学習やまちづくり、リサイクルなどについて理解を示しており、市民の公共的活動を受けとめる素地は、徐々に成熟してきている。ただアンケートでも、市民の意識と行動にギャップがあることがわかった。このギャップをつくる原因を取り除き、活動に協力、参画するための触媒的な作用が求められている。

一般市民を原因とする問題より多かったのが、行政を原因とする問題である。行政の作用や影響が、市民生活のすみずみにまで及んでいる今日、それは当然のことかもしれない。問題の内容は、行政の制度や助成のあり方に関するものが多い。市民の公共的活動は、新しい動きであり、行政の既存の政体にはうまくマッチングしないことが多いのだろう。

次に、阻害要因の要素の視点からみていこう。阻害要因の要素は、資金、場所、設備、情報、人材、ノウハウ、その他に分類した。この中で最も数多くあげられたのが、人材に関するものである。今回お話を伺ったリーダーの方々は、皆活動に対する認識、信念を持ち、情熱的に活動されていた。しかし、周辺のメンバーの活性化、さらに後継者となる次の世代の育成、一般市民の意識にどう働きかけるかなどが課題ではないだろうか。この問題は、テーマ型活動のジャンルで多くあげられているが、アンケートでは、一般市民の関心は決して低くないだけに、市民の活動参加への動機づけは重要な問題である。

活動の資金、場所、設備は、テーマ型活動で特に阻害要因にあげられている。

市民の公共的活動の場合、こうした設備、資金面での問題もさることながら、人材を含め情報やノウハウの不足が活動のボトルネックになっている場合が多い。ノウハウといっても、このような新しい分野の活動では、確立されたものは少ないだろう。それは、実践と試行錯誤の中から生まれるものだが、その貴重な財産を、目的や価値を同じくする他の団体と分かちあい、活用し、さらに新しいものを生み出すことが望まれる。また、その媒介機能を果たす存在も必要になってくるだろう。

表 2 - 3 - 13 「公共的活動の評価」

	自 己 評 価	市 民 の 評 価
ニーレ	内部障害者の就労の先駆的役割を果たしている。	
あすなる	困難を克服し、少しずつ前進している。	
はたらけバンク	高齢者の進出でいつまで続けられるかわからない。 補助、市中業者の関係で利潤を大きくできない。	バザーは人気がある。 再生自転車に人気がある。
市民福祉バンク	非常時のストックセンターとして活動を市民に還元することがポイント。	市民への浸透度は大きく、協力的。
県消連	満場一致主義。地域団体と上部下部意識はない。	レモン即売会は人気がある。
消費者連盟	ゆるやかな組織。 他のグループのオピニオンリーダー的存在。	
手をつなぐ会	生産者と消費者の直結によるメリット大。 その反面わかり合えずすぎる弊害がある。	
かまくら土の会	トラブルも経験の積み重ねで解消。 世の中が見えてきた。人との出会いも勉強になる。	月一度の即売会は人気がある。
ファミリークラブ	将来注目すべきシステムである。	職業あっせんではない。ボランティア精神が必要。 近所同士のサービスのやりとりはきらわれる。
福祉の風土づくりの会	自主性の高さは希少。地域の協力度は高い。 自分運も勉強できた。	給食を機に老人の孤立がなく、生き生きしてくる。 普段から担当の老人のよい相談役となる。 年代によりボランティア意識に差。 若い人は、目的意識も明確で活発。
ボラティアセンター		
にんじん	就労「リアルファ-」もうひとつの働き方”をめざしていく。	安全食品の徳菓は人気がある。
カーム	注文が多いのは必要とされる仕事だから、このような仕事を希望する女性も多いので、経済的自立のできる職業に確立したい。	評判がよく、注文に追いつかない。 新聞記事が反響を呼び活動をやりたい人にノウハウを伝える
丹沢グループ	市民を主人公にしたのが成功の原因。 問題を実用化するのがポイント。子どもの目で見ると。	市内全世帯が回収システムに参加。 市民の間を情報が生きて流れる。
シルバー人材センター	浸透度はまだまだだが地道にやる。 仕事の開拓と地域に根ざした活動をすすめる。	
生きがい福祉事業団	生きがい、健康、世界の広がり、自分の役割り発見と得るものは多い。	一部にクレームはあるが、仕事の評判はいい。まだ周知度が低い。
地域づくり市民会議	コミュニティスクールの企画運営まで市民が行う。 バザーを契機に非行問題へと活動は広がる。	
青少年地域環境マップ	大人が地域に目を向け、ヨコの連携もできる。 行政では言えないことも言える。	マップづくりのことをきいて、自主的に取り組んでいる地域もある。
日立市民運動		
公民館をつくる会	保育から子どもに対する見方が広がった。 参加することにより生き生きと生きるようになった。 定年後の男性の力がすごい。	200の団体が活動に公民館を利用している。
子ども文化センターに つどう会	クラブ運営は職員のみより親の方がおもしろい。 学習により行政に対する説得力ができた。 理論より実践が先行した。	参加は参加する人にとってどうかポイント 特に女の人の喜びが大きい。 参加の場があれば住民の力は発揮できる。
市民自治財団	活動の周知はこれからの段階。 会館を拠点に発展の可能性はある。	
花とみどりの会	会の目的をもう少ししぼる。 組織が広く浅い。	
グリーンヒルズ緑の会	活動を契機に団地住民のヨコのつながりができた。	団地住民の理解がいまひとつ。
グリーンバンク	シンボリックな意味はあったが、普及度はいまひとつ。	東北新幹線開通時の駅前広場植樹募金は目標を上回った。
風致保存会	発足当時の危機感からくる盛り上がりがない。 古都保全法成立の契機となったが、今は法に守られ活力低下。	みどりにへの関心はあるが寄附は少ない。 保全の責任を、法や市に求める傾向がある。
盛岡のまちづくり	市民参加でとりくんだ。 百万本植樹の達成は大きな自信になっている。	
まちづくり懇談会	時間をかけて検討すべきものだが、時間が少なすぎた。 県事業のフォローとしての制限があった。	

(参考)

	自 己 評 価	市民の評価
子ども文化セ +老人いこいの家	意識の高まりは老人より市民にあった。 親をまきこんだ地域ぐるみの活動に。 この組み合わせは、現実には困難が多い。	65歳以上は活動性が低い。 講座、受講、相談など受け身の アンケートからは参加意欲がみられる。
トオノピアプラン	1ヶ所で行っているニーズが満たされる。 職員が少なくてすみ、組織が柔軟になった。	計画からの市民参加はない。 施設の利用は活発。
たかむる水光園	複合化によるイニシャルコスト、ランニングコストの低下	

表 2 - 3 - 1 4 「公共的活動の今後」

	今後の構想、計画、希望
ニーレ	新社屋を完成させ社員を増員する。腎臓病患者等病人食のソフトウェア開発
あすなる	活動日数をふやす。活動をより積極的に拡大、進展させる
はたらけバンク	予算面以外は市の援助から独立する。地域のリサイクルは進んでも衣類は仕事として残る。
市民福祉バンク	市民サロンのな場にする。就職できない障害者の自立の場をつくる。老人の社会参加にとりくむ。
県消連	事務所をもつ。資金調達のできる事業をする。主張を具体化する理論をつくる。働く女性の参加。
消費者連盟	独立のテスト機関をもつ。消費者運動の情報センター的な活動をする。
手をつなぐ会	産直ビジョンを10年でつくる。拠点を2ヶ所増やす。拠点が地域のコミュニケーションの場となるような持ち寄り広場にする。
かまくら土の会	食を通しての新しい共同体づくり。たい肥づくり。米づくりへのとりくみ。
ファミリーサービスクラブ	会員の獲得
福祉の風土づくりの会	有料福祉でなく、このままやってゆきたい。
ボランティアセンター	
にんじん	仕出し弁当屋をする。ヘルパー活動、文化センター、塾経営に多角化する。女性の経済的自立をめざす。
カーム	生産体制の確立。会社組織化を検討
丹沢グループ	まちづくりサービスの研究、プロデュースを行う。
シルバーセンター	講師派遣、塾など創造的な自主事業を行う。
生きがい福祉事業団	自主事業の開拓、職種の開拓、3部門の総合事業を行う。
地域づくり市民会議	
青少年地域環境マップ	全公民館単位でのマップ作成、作成のプロセス重視。
日立市民運動	デポジット運動の推進。
公民館をつくる会	公民館設置運動の展開
こども文化センター	地域の子育て機能の復活。地域施設の自主運営。広くダイナミックな遊びを見守る。非行問題への取り組み。
市民自治財団	所有する自治館数の増大。自治活動の援助。
花とみどりの会	
グリーンヒルズ緑の会	周囲によりうるおいをもたせる植栽。子ども、団地住民との協働。
グリーンバンク	まちの木通りの木事業。共有景観の創造。
風致保存会	市民にアピールする活動。寄附金の獲得。借り上げ方式の保存。ソフトな活動の展開。
盛岡のまちづくり	
まちづくり懇談会	
こども文化センター + 老人いこいの家	老人講座、自主活動の展開。子どもと老人の接点をつくる。第4セクター的方向へ
トオノピアプラン	産業に力点を。観光資源のほりおこし。不採算部門のカバー。
たかむろ水光園	講座、研修、合宿の受け入れ。老人の交流と社会参加。地域産品、民芸品の製産販売

(10) 活動に対する評価と今後の計画

活動に対する評価は、団体自身の自己評価と市民の反応（ともに団体のリーダーからの聴き取り結果に基づく）の2側面から考えてみた。

自己評価では、各団体とも自己の活動の成果や、活動の意義、組織のあり方に対して、積極的に評価している。これは、テーマ型活動のジャンルの団体に強くみられる傾向がある。

市民の反応も、テーマ型活動のジャンルの団体からは、積極的な内容の回答が得られた。前述した一般市民の活動に対する理解あるいは参加という課題に照らしてみれば、抽象的な理念の啓蒙活動より、活動によって提供する財やサービス、あるいは活動が生み出す無形の価値の方が、市民の好評を得ている。それによって、活動が孤立することなく、理解、支援されていくといった実践的な側面が強くあらわれている。

今後、各々の団体や組織は、その性格や特色を生かし、発展、拡大する考えをもっている。テーマ型活動のジャンルの団体は、中長期的な展望やビジョンを持ち、現在の地域や活動の枠にこだわらない考え方を示している。これに対し、地域型活動のジャンルの団体では、地域に根ざした実現可能性の高い目標を、まず第1にあげているといえるだろう。

(註4) J.リップナック、J.スタンプス
「ネットワーキング」プレジデ
ント社

(註5) 同 上

(註6) 同 上

(註1) 経済企画庁国民生活局「自主
的社會参加活動の意義と役割」
昭和58年11月

(註2) 篠原 一監修 「市民の復権」
中央法規

(註3) マーシャル・サーリンズ著 「石器
時代の経済学」法政大学出版社、等

第4節 市民・行政間の新しい課題

1 コミュニティ・ジョブ

社会的活動は収入の有無によって、社会活動（ボランティア活動）と就業とに分類されることは第 2 章第 2 節の「女性の社会参加」でのべたところであるが、近年、特に高度成長期以降、その中間領域とも呼べる活動が生まれてきた。

つまり、経営体であるのでボランティア活動とはいいがたく、さりとて職業というには収入も少なく営利性も低い新しいタイプの働き方である。なぜ新しいタイプなのかといえば、奉仕的な要素が強かったり、自分たちの主義主張を広げようとする目的をしっかりと持っていたりして、その限りでは明らかに一種の運動体なのに、他方では少なめながら報酬をもらっていて、その点では職業にも似ているからである。いいかえれば、社会的有用性の観点のもとに、生活者の論理に立った運動と事業の統一体として実践されている活動である。

(1) 活動の内容

このユニークな試みは現在、さまざまな分野で見られる。神奈川県内の活動を 2～3 紹介すると、福祉の分野では、老人や病人をかかえた家庭に対する家事や介護の手助けをする主婦グループや、きめ細やかなボランティア感覚で、障害者や病人や老人の衣服づくりに取り組む女性たちがいる。また、消費生活の分野では、無添加食品や低農薬野菜など自分たちの目で見、足で確かめた安全商品を地域に供給するグループもあるし、それらを使った手作りの食べ物屋や仕出し弁当屋を開いた主婦たちもいる。まちづくりの分野では、空き缶やゴミの回収をリサイクル産業として地域に根づ

かせた若者もいるし、分野は多岐にわたるが、生きがいと多少の報酬を兼ねて、新しい職場づくりを模索する老人グループもいる。

このような動きは全国的に見られ、この他にも、親や教師の代わりに障害者の介助をする主婦たちや、自前のカルチャー・センターづくり、地域のミニコミ紙を発行するグループなど枚挙にいとまがない。

しかし、どの活動にもいえることは、社会的に有用であっても利益が見込めないために企業が手を出さない、いわゆるすき間の分野のサービスを、生活者の感覚で開拓するベンチャー・ビジネスであるといえるだろう。

アメリカでは、この種の仕事をコミュニティ・ジョブと呼び、行政も地域によっては積極的に支援していると聞く。まさに、地域社会の質を高める新しい公共サービスのひとつといえるだろう。

(2) 担い手とサービスの質

このように、地域で必要とされているにもかかわらず、行政も企業も手を出さない落ちこぼれの分野のサービスをボランティア精神で提供しようとする人々の多くは、中高年主婦であり、高齢者であり、障害者である。既成の職場からしめ出された彼らは、「それなら自分たちのやりたい、やりがいのある仕事を自分たちの手で創ろう」と模索してきた。

勿論、経済的自立もめざしているが、当面のところは、「それだけでは食べてゆけない」報酬のようである。

しかし、その提供するサービスの質をみると、プロと比べても遜色のない仕事ぶりである。担い手が、かって職場で技術を磨いたり、豊富な生活体験を持つ人々だからであろう。

こうした働き方は、現在はまだ芽ばえばかりであっても、今後はかなり増えていくに違いない。特に、高齢化社会の進展や女性の社会参加意欲の増大を考えると、社会的受け皿としても必要となってくるであろう。

しかも、こうした働き方により、地域社会により質の高いサービスが提供されるとしたら、行政も何らかの手助けをしてゆく義務があると思われる。地域に根づいた、ボランティア性の高い働き方であるが故に、その経済的基盤は弱く、運営の継続に四苦八苦というグループが多いからである。

また、公民館やコミュニティセンターなどの管理運営事務を、高齢者や障害者に委託するなど、地域課題を複合的に解決しうるコミュニティ・ジョブの発掘と開発に、行政は力を注ぐべきではないだろうか。

そこで、コミュニティ・ジョブの定義と、既に本県で行われているものを中心に現状の分類を若干試みてみたい。

コミュニティ・ジョブ

主婦・高齢者・障害者による、地域福祉の推進や地域課題の解決をめざした非営利の事業活動。受け手と担い手の近づいたサービスを実現することによって、地域自立を高め、地域社会づくりの一助とするとともに、主婦や高齢者、障害者の仕事や職場を地域に創造する。

コミュニティ・ジョブの分類

種類	サービスの担い手	サービスの受け手
給食サービス	主婦	高齢者・障害者・父子及び母子家庭
家事サービス	主婦・高齢者	高齢者・障害者・父子及び母子家庭
保育サービス	主婦・高齢者	父子及び母子家庭・一般家庭
看護サービス	主婦・高齢者	高齢者・障害者・一般家庭
リサイクルサービス	主婦・高齢者・障害者	一般家庭
共同購入サービス	主婦・高齢者・障害者	一般家庭
生活情報提供サービス	主婦・高齢者・障害者	一般家庭
衣服制作サービス	主婦	高齢者・障害者

以上の分類は試みであり、他にも、サービスの種類・担い手・受け手を含めて、さまざまなものが考えられよう。要は、地域の課題・ニーズの解決に、地域の住民がいかに関わっていくか、いけるかということであり、必要とされるサービスも、コミュニティ・ジョブとして提供されるサービスも、地域により主体的に選択されることが条件であろう。なお、ここでの「地域」とは2次生活圏（中学校区）程度を想定する。

2 福祉の新しい動き

福祉ニーズの多様化と地域福祉、在宅福祉の重視に伴ない、福祉施策も多様になってきている。戦前は、主として在宅、地域においてなされていた障害者や老人への対応が、社会の都市化、高度化とともに、施設での対応が中心となってきた。しかし、反面そのような対応は、人間社会としては不自然であり、地域で在宅のままの生活を求める声も高まった。すなわち“ノーマライゼーション”の達成である。

このような背景の中で、行政は、在宅福祉、地域福祉に重点をおいた施策を実施し、市民もまた、ボランティアとして種々のグループをつくり活動を展開するようになった。これに対し、行政はボランティアセンターの設置等により、ボランティアの研修、情報提供などに力を入れ、地域の社会福祉協議会は、地域の核として、ボランティアの育成を行うようになった。（表2-4-1）

ボランティアは、奉仕するということで、その活動は無償であることが当然視されてきたが、最近になって、活動する者の経済的負担の軽減と、サービスを受ける側の心理的負担の軽減として、1時間あたり500円前後を、サービスを受ける者に負担してもらうファミリーサービスクラブのよ

うなシステムも登場した。このような有償のサービスは、アンケートでも過半数が肯定しており、単発的、短時間の個別的ニーズに対応したものであり、市場サービスの対象とはなりにくい。また行政の行うサービス以上のレベルを求める人、所得制限で対象にならない人、行政のサービスを受けるのを好まない人等も利用し、今後需要は増大するだろう。

いずれにしろ、ボランティアの活動は、近年、参加人数、グループ数とも増加し、各年齢層に広がっているが、若年層の目的を持った形での参加や、主婦のいきがいを見い出すための社会とのかわりをもつ形での参加も増えてきている。

表 2-4-1 福祉サービス供給システム分類

(1) 公共的福祉供給システム (家庭奉仕員制度等)	(注) カッコ内の例示は 在宅福祉サービスのもの
(2) 市場的福祉供給システム (家政婦協会、便利屋等)	(4) 第3セクター的福祉供給 システム(模範在宅福祉サービス 協会等)
(3) 自発的福祉供給システム (ボランティア活動等)	

京極高宣：自治体学研究 第21号(1964.夏) P38より

また、ボランティアによる地域サービスの供給は、福祉の分野に限らず、消費生活、地域づくりなどの分野に活発に展開されている点、それらの中からボランティアの範ちゅうを越えた“もうひとつの働き方”ともいえるべきものが生まれできた点などが注目される。

さらに、障害者自身からも、人間性豊かな普通の生き方を求めて、積極的に社会参加し、就労の場を生み出そうとするあすなるやはたらけバンク、

市民福祉バンクのようなグループ活動が生まれてきている。ニ・レのように企業化に成功した例もあるが、一般的には競争力が弱く、高齢者ともあわせて、これもまた“もうひとつの働き方”として行政の支援が待たれる。

“ノーマライゼーション”……地域社会において、年代や障害の有無をこえて、あらゆる人々が、社会を構成する一員として連帯し、その持てる能力を十分に生かして、ノーマルな生活を営むことを可能にしようということである。このことは同時に、自立を助長しようとするものであり、また、人々が毎日の生活を送る地域において、さまざまな活動への住民参加を求め、住民参加型の政策を行うことによって、福祉をより身近なものにすることを意味する。(「神奈川県総合福祉政策委員会高齢化社会部会提言」1984.1月より)

3 市民によるまちづくり

都市への急激な人口集中は、さまざまな都市の矛盾を誘起した。その中で行政は状況に追いつけず、いくつかの都市問題を生んだ。特に道路、下水道などの都市基盤の充実の遅れは著しく、都市の住みにくさをもたらしてきた。しかし低成長時代への移行のころから、それまで産業基盤の充実にと向けられてきた都市基盤整備も急速に進展し、さらに公園、公共建造物等の公共施設も未だ十分とは言えないが一定の充足が図られてきており、バランスのある都市の整備がこれからの課題となってきた。

また都市をささえる新しいサービス産業の成立により、都市は「暮らしの場」として再生しつつある。今までの都市は「働くための場」としての位置が主流だったが、職・住・遊が一体化した都市環境づくりが志向され、都市環境の整備、文化的なまちづくりへと向っている。(このことは、「住環境向上のための話し合いへの参加意欲が高い」というアンケート結果にも表われている。)これらは都市への定住、総合的な生活環境への住民の欲求の実現であり、かつ住民が原動力となっている。

こうした都市環境の再生の試みの中で、都市への定住を求める人たちはしだいに増えてきている。つまり生活の場として都市が再認識されてきたのである。そして自らのすむ地域に積極的に関わり、自らの手で住みよい環境をつくろうとする志向は、新しいコミュニティの噴出となって表われつつある。(例・グリーンヒルズ横浜緑の会、茅ヶ崎地域づくり市民会議)

そしてまちづくりに対する住民の意識も、従来は行政が進めるもの行政が行うものという認識が

強かった。しかし定住意識が高まり、また文化的なまちづくりへと向いつつある現在、都市づくり、まちづくりは決して行政だけが行うものではなく、その主役・主人公はむしろ地域に住む住民だという考えに変わってきている。(例・盛岡のまちづくり、世田谷のまちづくり) また、行政側にも住民の力、エネルギーを最大限に発揮してもらい、行政と住民との共同作品を作り上げていこうという新しい展開が見えてきている。(例・盛岡の住民委託による地区カルテ作り、相模原市教育環境マップ作り) そこに住むさまざまな人々の共同の力によって新しいまちを作り上げていこうという「行政と住民との役割分担」に基づく共領域でのまちづくりの方向の現われといえよう。

4 市民の公共的活動を支える公共施設

「地方の時代」「文化の時代」といわれる今日、教育、文化、スポーツ、レクリエーション等の分野に対する、市民の欲求や関心が高まっている。また、これらを核にした地域づくりの気運も盛り上ってきている。今回調査の対象とした市民の公共的活動は、地域の公共施設を活動の拠点としているものが多い。こうした活動の場づくりに、公共施設の役割は重要かつ積極的になってくるであろう。

従来の公共施設の多くは、単機能であった。例えば、公民館は公民館で老人いこいの家とは全く関係なく存在し、機能していた。しかし、今日市民の利用する施設を中心に公共施設の複合化がみられる。

複合施設を生み出した理由は、大きく分けて2つある。第1に、利用者の観点にたった総合性の発揮である。例えば遠野市のカントリーパークのように、公民館を利用する母親が、隣の児童公園に子どもを“つれて”行く、といった具合に、利用者にとっては、複合化によって便益度は向上する。また、老人いこいの家と児童館の例のように、利用年齢層の異った施設を複合化することによって、世代間の交流もはかれる。

第2に、行財政の効率的投資である。つまり、集会室、会議室等似たような機能を持つ施設（公民館と老人いこいの家、児

童館、あるいは市民会館と中央公民館、青少年ホール）は複合化によって、建設費や土地代の節約になる。また人件費その他の運営費も節約できることが多い。さらに、複合化によって資源の有効利用を図っている例もある（ゴミ焼却施設にリサイクルセンターを併置、浄水場と小水力発電等）。

しかし、複合施設にも問題はある。組み合わせによって、かえって一方の機能が阻害されたり、狭い土地に詰め込みすぎたために、中途半端になってしまったりすることもある複数の担当課の調整がむずかしいこともあげられる。

また、公共施設の管理、運営を住民委託する例も、コミュニティセンターなどでみられるようになった。自治体の事務の外部委託は、財政的側面から議論されることが多いが、市民の身近にあ

表 2-4-2 設置数の多い組み合わせの上位 15 タイプ

順位	都道府県+指定都市		市 町 村	
	組み合わせタイプ	数	組み合わせタイプ	数
1	保育所+その他	42	公民館+図書館	36
2	老人いこいの家+児童館(+)	36	公民館+図書館+	25
3	保育所+児童館(+)	20	公民館+その他	24
4	老人福祉センター+その他	13	公民館+老人福祉センター(+)	11
5	病院(診療所)+その他	13	公民館+文化会館等	10
6	集会施設+その他	12	老人福祉センター+児童館(+)	7
7	公民館+その他	11	公民館+集会施設	6
8	保育所+老人いこいの家(+)	8	公民館+体育館(+)	6
9	プール+野球場等	7	保育所+その他	6
10	公民館+図書館(+)	6	集会施設+保育所	4
11	集会施設+図書館	6	文化会館+図書館	4
12	集会施設+老人福祉センター	6	児童館+その他	4
13	図書館+その他	6	集会施設+図書館	3
14	集会施設+図書館+老人福祉センター	5	集会施設+その他	3
15	保育所+児童館+老人福祉センター(+)	5	保育所+児童館	3
小計	(1~15)の小計	196	(1~15)の小計	152
合計	全複合施設数	248	全複合施設数	291

(註1)

る地域施設の場合、運営の委託、あるいは運営への参加によって、住民自治の進展を図る効果があげられる。この場合、市民の側に主体的参加の機が熟していないと、単なる安上り行政に陥る危険性がある。今回の調査の中で公民館や児童館をとりまく活動をしている団体は、施設の建設段階から参加し、利用も非常に活発であった。

地域の公共施設は、市民社会が成熟する中で、地域に根づく市民の活動の場となるためには、次のような方向に変革していかなければならないだろう。

第1に、市民に内在するエネルギーを引き出し、発揮できる場になることである。単なる利用施設では、これからの地域づくりの核にはなり得ないし、まして、住民を指導するといった姿勢の施設は見放されるばかりであろう。現に、公民館や児童館をとりまく活動で市民のエネルギーを受け止め、それを支援してきた事例は、生き生きとした活動の場になっている。

第2に、既存の施設をフレキシブルに活用し、市民のニーズに応える場になることがあげられる。今日のような財政状況では、必要なだけの施設をどんどん建設することは、不可能である。むしろ既存の施設を（例えば老人給食の活動に公民館や学校の調理施設を使う発想など）、設置規則や構造上の制限にとらわれず、多目的、多機能的に活用していくことが望まれる。

そのためには、自治体の施設の企画設計から運営までの能力の成熟化、また、市民感覚を備え、総合性を発揮できる職員を育成することが要件になってくる。いずれも、能率や専門分化を旨とする従来の行政の行動原理にはなじみのないものだけに、一朝一夕にはいかないだろうが、市民との

共働化をめざすには避けて通れないものである。

(註1) 「生活の質的变化に対応した公共施設の効率的管理運営に関する調査研究報告書」 自治省・(財)日本システム開発研究所

5 組織・団体関連

ヒアリングの対象となった地域で活動する団体は、市民が主体となって作られた「市民団体」と、市民団体の連合体あるいは市民団体を支援する組織（「支援組織」）の二つに分類できよう。市民団体の多くは任意の団体でその規模もまちまちであるが、支援組織には、財団法人や社団法人など法人格を持つ組織が多い。

地域の「共領域」における公共サービスの「受け手」と「担い手」の関係は市民と行政の二元的関係から、市民団体や支援組織を含めた関係へと変わりつつあるといえる。

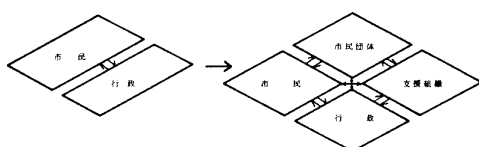


図2-4-1 市民行政間関係

市民団体の中にも、自治会・町内会など地域における課題に包括的に取り組む伝統的な住民組織と、消費者問題や環境問題、福祉問題など個別的、先端的活動目的によって結成された市民活動グループがある。これら市民活動グループも活動の過程で自治会等の伝統的住民組織の協力を得るなどの関係を持つことがあるし、伝統的住民組織が「まちづくり」や「緑化」などの課題を解決するために市民団体を結成する場合もある。

支援組織は市民団体の活動を支援するが同時に独自に活動を行う団体でもある。その成立の形態は、(1) 消費者団体にみられるように各市民団体の連合体として形成される場合、(2) 行政と市民により設立された財団法人・社団法人、(3) 市民団体がその活動や組織を拡充して法人化していったものなどがある。

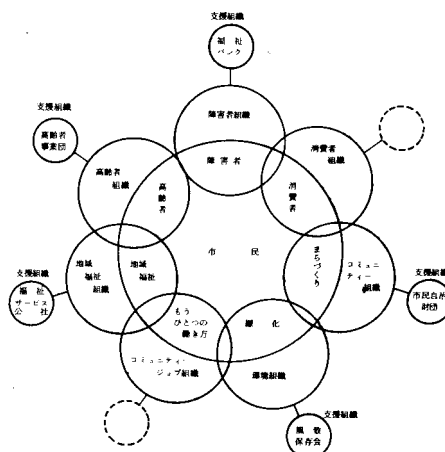


図2-4-2 市民組織と支援組織
(図中の支援組織は一例である)

このような市民団体、支援組織、行政、市民が相互に関連し共領域における地域の公共サービスを担っているといえよう。(団体関連のパターン参照)

市民団体の活動を中心とした市民、行政、支援組織との関連を概説すれば次のようになる。

(1) 市民 - 市民団体間の関連

市民は市民団体のメンバーとして活動し、また自ら所属しない市民団体からサービスを受ける立場である。関連の内容は、 団体への市民の参加
物品、不用品の提供、販売 労力の提供
活動情報の提供・PRなどである。

(2) 市民団体 - 行政間の関連

自治体は間接的な援助を市民団体にすることが多いが、制度面や資金面、情報提供により市民団体の活動を活性化していくことが要請されている。また市民団体は地域の抱える課題に対する行政の対応をせまることもある。関連の内容は、 行政による助成などの資金援助 めちづくり活動などへの事業の委託 情報・提言のやりとり
行政による活動拠点の提供、技術的援助などであ

る。

(3) 支援組織 - 行政間の関連

行政が支援組織の結成に関わることが多い。行政が業務を委託する場合もある。関連の内容は、法人設立時の出資 人材の派遣 事業の委託 補助金等による助成などである。

(4) 市民団体 - 支援組織間の関連

市民団体と支援組織の関連は前述したとおりである。その内容は、人材の斡旋 活動拠点の提供 情報の提供などである。

以上述べたような、市民 - 市民団体 - 支援組織 - 行政の連携がうまくとれている活動例もあるが、多くは問題を抱えている。第一に市民団体の組織の経済的基盤や情報の収集・提供能力の弱さなどにより活動の継続性、発展性に限界のある例が多い。活動開始当初に適切な支援があればこうした困難を克服し自立的な団体の発展に早く結びつくものと思われる。第二に新しい分野の活動である

ほど、市民団体に対応する支援組織がないことである。このような場合には行政にも支援する施策や担当の窓口のない場合がある。第三に活動の目的や範囲の異なる団体間（異種グループ）の交流があまりみられないことである。それぞれの活動で得た経営手腕や専門知識・技術を互いに結びつけて、より大きな活動を展開する可能性があるように思われる。地域においては、市民グループ自らがこうした種々の活動団体を結び「市民ネットワーク」ともいえるものを形成しているところもあるが、これを市民の手でより多くの分野の活動に広げていくことが望まれる。

市民による公共的活動は、本来自立的なものであり行政がその活動を規定することはできないが、こうした課題、個々の活動の活性化、団体間の支援体制、異種グループの交流などに対し、きっかけとなるような施策を提示すべき段階ではないかと思われる。

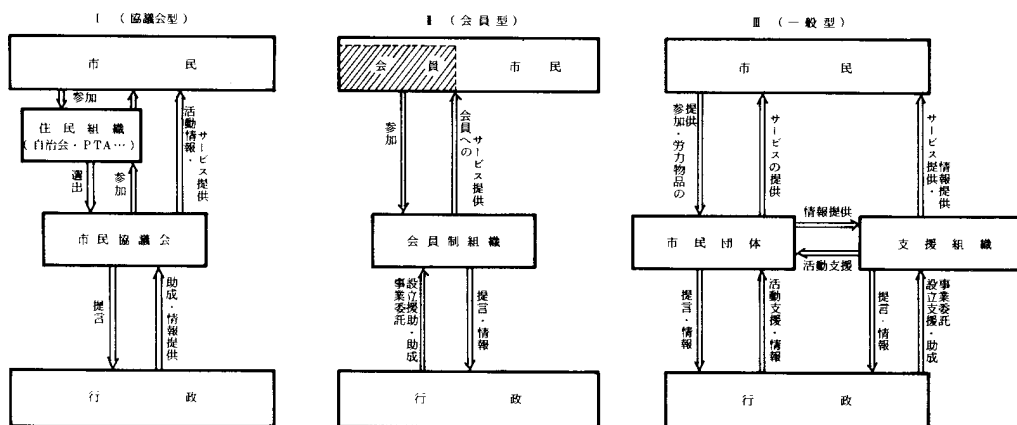


図2 - 4 - 3 団体関連のパターン

(市民・行政間の関係を安易にパターン化することはできないが、その関係のいくつかを例示すると上のようなになる。具体的なケースについては、資料編Ⅰの団体・組織の紹介を参照。)

第3章 市民による公共的活動への支援

第1節 市民の公共的活動の課題の整理

1 活動概要と意義

(1) 活動概要

前章では市民の公共的活動に関するアンケートによる意識調査と実際の活動グループへのヒアリングの分析を行なった。この結果に基づき市民の公共的活動の姿を要約すると次のようになる。

活動目的と内容

・具体的な活動内容は多様であるが、共通点はよりよい生活を目指し市民自らが主体になることである。

・活動は、障害者の就労や住みよいまちづくりなど、福祉性の高いものや市場では供給できないもので、公共性の高い内容が多い。

メンバー

・組織はオープンで流動的なものが多いがメンバーは全日制市民が中心。メンバーの幅を広げることが活動拡充への課題となっている。

・メンバーは他者にサービスを提供するとともに、価値や目標を同じくする者が結びつき合い、その中で自己実現を達成していくことが特徴的である。

活動範囲

・活動は、2次生活圏程度の地域に根ざした活動と、市町村を越えて共通の目標で結びついているものとの大別される。

活動の資源

活動は市民の内発的なエネルギーによって発生しているが、その展開には、ノウハウをはじめさまざまな活動資源の外部からの支援を必要としている。例えば、活動拠点については協力団体や行政から援助を受けている団体も一部にはあるが、多くは不十分な場所しか確保できます活動のネック

ともなっている。活動資金、ノウハウ等の他の資源についても同様である。

活動への市民意識

アンケート調査では、活動の経験者は少ないが関心をもっている人が多いこと、そして経験のない理由として「活動の内容を知らない」「きっかけがない」を理由としている人も多いことから、公共的市民活動への潜在意識は高いが、機会が用意されていないことが、判明した。

(2) 市民による公共的活動の意義

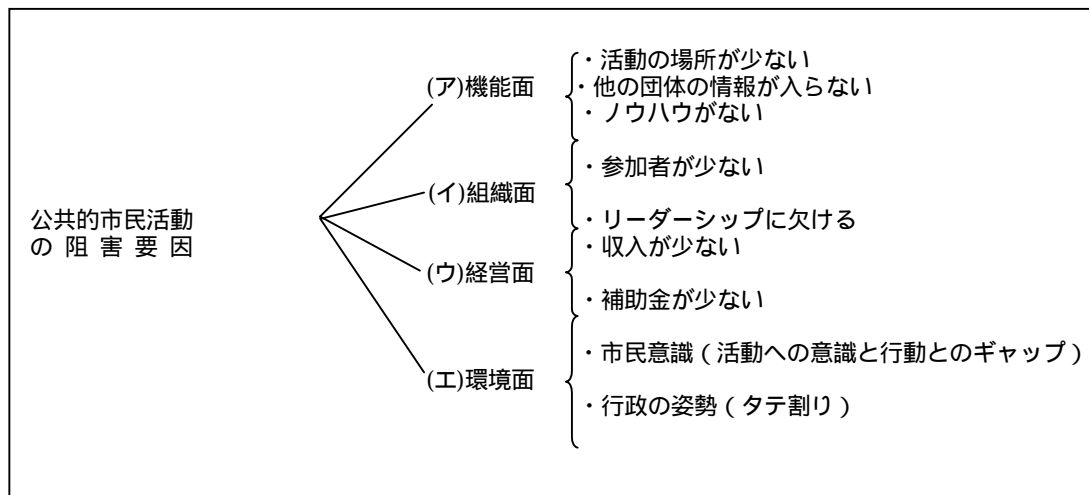
市民による公共的活動は、専門化されすぎたサービスを総合化し、サービスの受け手と担い手の距離を近づける重要な意味をもっている。

市民による公共的活動は、行政・市場・家庭のそのいずれによっても主体的に解決されない「すき間」をうめるサービス提供活動を行なっている。

市民による公共的活動は、それに参加する人々の活動の欲求を充足すると同時に、人と人との新しいコミュニケーション形式に寄与している。

2. 阻害要因の整理

公共的市民活動の阻害要因は、ヒアリング結果から次のように整理される。



第2節 市民の公共的活動への支援 のあり方（提言）

前節で整理した市民の公共的活動の概要と阻害要因にもとずき、この節では活動を支援するための諸施策を提言する。

1. 支援の基本的方向（一般的提言）

(1) 市民の主体性の尊重

市民の公共的活動は、多様な人々が互いに力を合わせることで、個人ではできなかったことを可能にするなど、共領域でのサービス供給に寄与している。また同時に人々の活動参加への欲求、社会参加への欲求を充足し、人と人との新しいコミュニティを形成し生活しやすい社会の形成に役立っている。しかしまた一方で経済性・専門性などの要因が活動の妨げになっており、また市民の参加意識と行動との間には未だ大きなギャップがみられる。

このような状況の中で、行政の支援は今後ますますその必要性を増してくるであろう。その時、支援施策の判断基準・考え方を何に求めるかが重要な問題となるが、その方向は例えば団体の掌握・動員というような行政にとっての手段的な考え方ではなく、あくまでも市民の主体性を尊重し、市民社会のパートナーとして側面からの支援の方向にあるべきであろう。したがって支援の中心は行動の阻害要因の除却、参加意識が積極的、主体的なものへと高揚していく援助で、その内容も行政からの一方通行ではなく、地域・住民主体の施策展開が求められよう。

(2) ネットワーク化の支援

市民活動とは、共通の目標や価値観によって結ばれた、新しいコミュニティであり、地縁・血縁

の代わりに、情報を媒介とした人々の結びつきでありひとつのネットワークと言い変えることもできる。しかし一方で、阻害要因の整理でも明らかなように、情報、ノウハウ等の活動資源の不足が、市民の公共的活動の隘路ともなっている。

従って活動の支援の基本的方向の2つめとして、ネットワーク化の支援があげられる。これは市民自身が送り手であると同時に受け手でもある双方向性の情報ネットワークを地域に根づかせることであり、またそれにより有限な社会資源を身近なサイクルで活用できることとなる。

特に、異種間の団体のネットワークは、個々の団体の行き詰まりを突破する契機ともなるであろうし、多重性あるヨコ型情報ネットワークは地域や家族が本来持っていた適正規模のサービスのミックスを指向するものでもある。

(3) 既存資源の活用

活動支援のための3つめの基本方向として既存資源の活用がある。これは1章で述べたサービスの新しい方向の一つであるリニアールから再びサイクルへの傾向にも合致するものである。

情報の活用

行政のもっている多大な量の情報は有効に活用されることにより、市民活動に役立つものである。そのためには、行政が市民サイドに立って情報を提供する必要がある。

また、活動団体自身の情報を活用することも重要で、団体相互の情報交換により団体の活動の活性化もはかられる。

既存施設の活用

阻害要因の整理にあるように、活動団体は拠点となる場所の確保に苦慮している。現在ある公共施設（学校、青少年会館、公民館等）の積極的な

施設開放、多目的利用、複合化をはかることが必要である。

遊休物品の活用

ヒアリングの中で多く出されたものに印刷機の不足がある。団体のメンバー相互間の情報交換や会報の印刷、PR等に不可欠の物である。新規購入できない場合、貸与や交換により遊休物品となっているものの活用をはかるべきであろう。団体相互間および行政との物品のリサイクル的活用策も重要な課題といえよう。

既存組織の活用

現在、行政内部における横の連携が求められている。市民サイドに立った行政の観点から、市民の利用しやすい「総合的窓口」が必要である。また平素から関係各部局間の情報伝達を密にしておくことも重要である。

既存人材の活用

団体の活動内容によっては専門的な知識を要する場合もある。このような場合、専門の知識、技術をもった人の援助が必要となる。また活動の経験者を招いた講習会・講演会により、地域の人材活用をはかるべきである。特に地域を全体的に調整したり団体相互間をとりまとめる、コーディネーターやメタネットワークが重要になってくる。

補助金・委託金の活用

補助金については、市民活動を支援して育成するという視点に立ち、長い目で物を見ていく必要がある。したがってこれまでの補助金の成績主義、業績主義はなじまない。例えば自立していこうとする団体に対する資金援助や施設助成の補助等が必要となってこよう。

2. 阻害要因に対応した支援施策（個別的提言）

以上の支援の方向の視点から、阻害要因に対応する個別支援施策として次のような施策が考えられよう。

(1) 支援施策

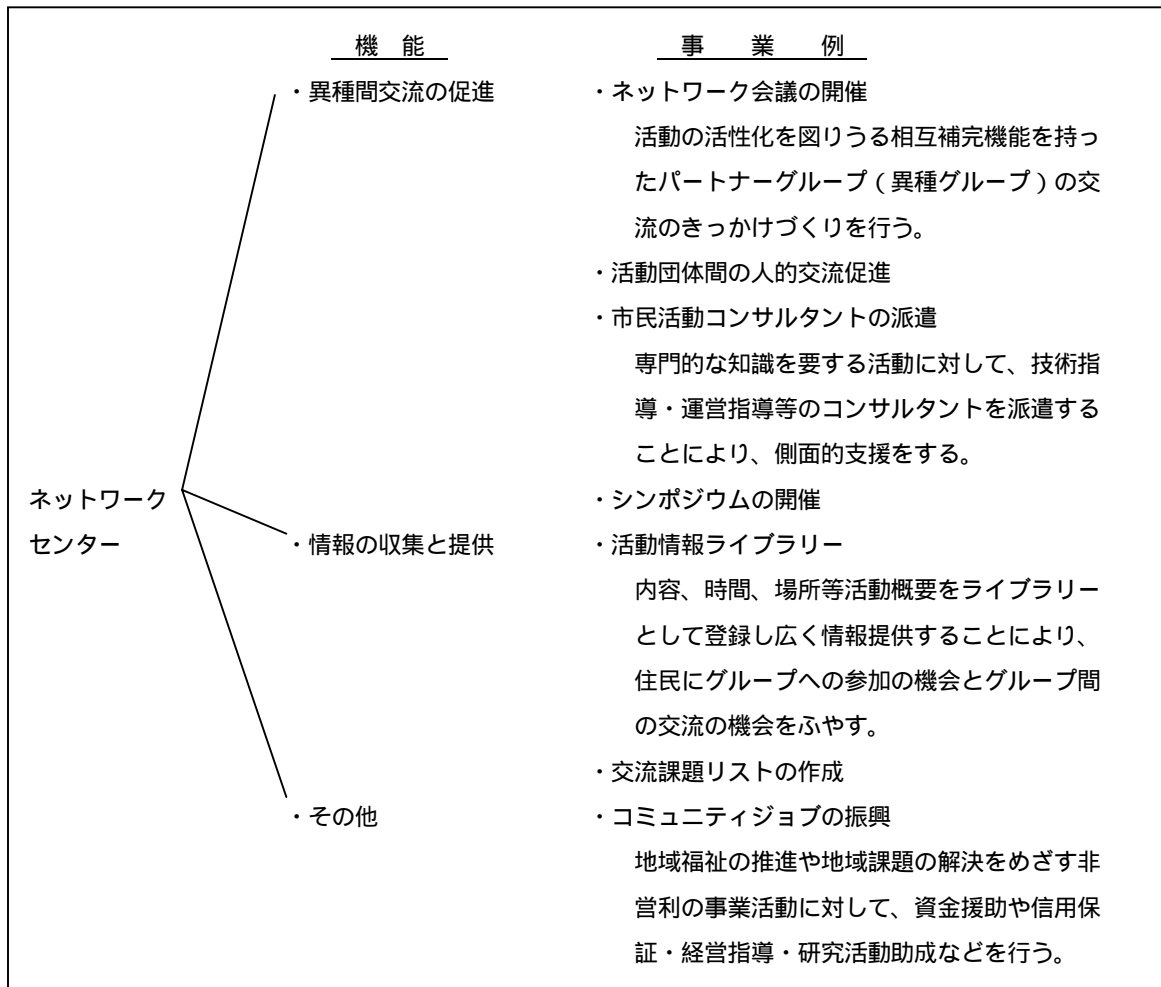
<u>阻 害 要 因</u>	<u>支 援 施 策</u>
(ア) 機能面 ・活動の場所がない ・他の団体の情報が入らない ・ノウハウがない	・公共施設の市民開放 ・多目的利用の推進 ・ネットワーク会議の開催 ・活動団体間の人的交流 ・市民活動コンサルタント制度の設置
(イ) 組織面 ・参加者が少ない ・リーダーシップに欠ける	・活動情報ライブラリーの設置 ・市民活動リーダーズ研修の開催
(ウ) 経営面 ・収入が少ない ・補助金の不足	・コミュニティジョブの振興 ・市民の公共的活動補助制度 (地域に用途配分をまかせ、地域において市民参加のもとに基準をつくる。)
(エ) 環境面 ・市民意識（参加意識と行動のギャップ） ・行政の姿勢（タテ割り）	・活動PRの促進助成 ・活動支援のための統合窓口の設置

(2) ネットワークセンター構想

また、これらの施策を総合的に調整・実施する主体として「ネットワークセンター」の設置

が有効と考えられる。未だ構想段階ではあるがその概要は次のとおりである。

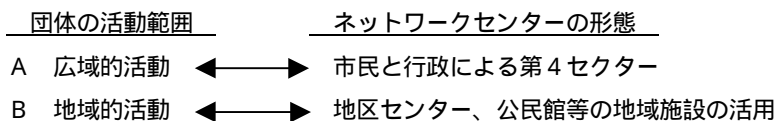
機能と事業例



センターの形態
公共的市民活動団体への支援は、その活動内容・範囲に即したものであることが望ましい。したがってネットワークセンターの形態についても、団体活動をフォローする主体の新設という方向で

はなく、できるだけ既存の施設・組織を生かしながら、その活動に応じた支援をなしうる形態である必要がある。

団体活動範囲別に次のような形態が考えられる。



A 県域ネットワークセンター

形態 市民と行政による第4セクター
産業、環境、福祉、消費等の市民団体と行政との、資金、人材の拠出に基づく財団

分野 広域的活動団体主体
産業活動、消費生活、障害者の社会参加のテーマ型活動が主体

(<参考> 参照)

機能 コミュニティジョブ振興
情報収集提供
ネットワーク会議の開催
交流課題リストの作成交換
コンサルタント派遣
研究、研修活動
PR活動

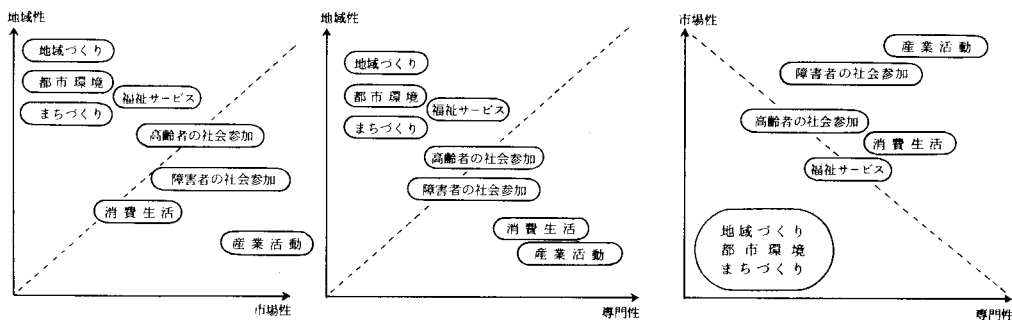
B 地域ネットワークセンター

形態 既存の地域施設の活用
公民館、児童館、コミュニティセンター、学校等の多目的利用、複合化、ネットワーク化、利用する市民の自主的な運営と職員による支援

分野 地域的活動団体主体
地域づくり、まちづくり、都市環境、福祉サービス、高齢者の社会参加の地域型活動が主体

機能 活動の場、設備の提供
地域人材、資源情報の収集提供
一般市民の参加促進
学習、研修活動

< 参 考 >



(この表は研究チームにて団体ヒアリング後、討議して作成したものである。)

第3節 ネットワーク社会をめざして (支援による活性化の試み)

今、神奈川では、さまざまな市民活動が展開されている。そして、そのさまざまな市民活動自体が、共通の目標や価値観によって結ばれた自主的ネットワークであるといえる。

このネットワークはそれぞれ地域内で大きな実績をあげつつも、多くの課題を抱え、ひとつの転換期を迎えている。「曲がり角にきた市民活動」と評する人も多い。

私たちは、この原因を「同種グループによるネットワークの限界」と考え、その活性化の試みとして、様々な市民活動グループの交流会を開催した。市民活動もタテ割社会の例にもれず、異なる分野の活動などまるでわからないという現状のようである。私たちの半信半疑の呼びかけに、活動グループから大きな期待が寄せられ、充実した研究会となった。

もちろん、この会のみで充分語りつくせたとはいえないが、この成果にひとすじの光明をみる思いであった。なお、参加いただいた活動グループは、ヒアリング調査対象団体の中から、私たちが「異種グループとのネットワークの可能性あり」と、消費生活、福祉サービス、地域づくりの各分野から選んだグループである。

研究会の様子は、資料編の「市民活動ネットワーク形成の意義を考える」をご覧くださいですが、この会で私たちは少なくとも二つのことを確認できたと思っている。ひとつには、市民活動の活性化にとって、このような情報交換・交流の場はきわめて有効な手段ではないかということ。ふたつには、このような場づくりや情報提供を含め

て、行政のリエゾン（橋渡し）機能に大きな期待が寄せられているということだ。

それにしても、市民活動に関する情報の蓄積は、行政においてもほとんどないという実情であり、リエゾン機能を発揮するためにも、十分な情報の収集こそ、基本的条件整備であるといえるだろう。

また、ネットワーク社会の一員として、市民活動とどのように相互補完活動をおこなってゆくか、このような場で市民とともに十分に議論を尽くすことこそ、今、最も行政に求められていることではなからうか。

異種グループ間ネットワークは、各グループの興味や利害を思いもよらぬ方法で結びつけ、発明を生み、創造力を養ない、地域社会により質の高いサービスを提供する機構となるだろう。もとより、それぞれテーマとしている分野は異なっても、めざすところは「より暮らしやすい、そしてオーダーメイドの地域社会づくり」といえるからだ。

資料編

団体・組織の紹介

1. 株式会社ニーレ

ニーレはドイツ語で「腎臓」を意味する。この会社を作ったのは、腎臓病のため定期的に人工透析を受けている人達である。透析を受けている透析者は、普段は健康管理に注意していれば日常生活に不都合は何もないのであるが、週2～3回、1回あたり5時間に及ぶ透析治療を受けなければならぬので、就業がむずかしいのである。加えて雇用環境の悪化によって就職、再就職がますます思うようにいかない。そこで、腎臓病の会である神奈川県腎友会では会員に高学歴者も多く、大企業に就職した経験者も多いという条件を活かし、療法と職場を一体化したコンピューターのソフトウェア開発企業を設立し社会復帰と経済的自立を計ることにした。

「神奈川県の中川により、昭和56年11月頃(株)横浜電算と話し合いに入り、単なる訓練ではなく雇用・職業としてやるということで合意をし、昭和57年7月に正式に発足しました。」と総務部長の井手さん。ニーレは、透析者、医療機関、コンピューター企業の行政の共同によりできたといえる。設立にあたっては、国から身体障害者雇用促進法による身体障害者作業施設設置等補助金を受けた。

「経営を軌道にのせるのはこれからで、2～3年の赤字は覚悟している。」と社長の内田さんは、私達が訪問した時(昭和59年1月)に語ってくれた。

障害者の労働、特にコンピューターの端末機を操作しての作業となると「在宅勤務」という言葉を思い浮かべるが、「基本的には、在宅勤務とい

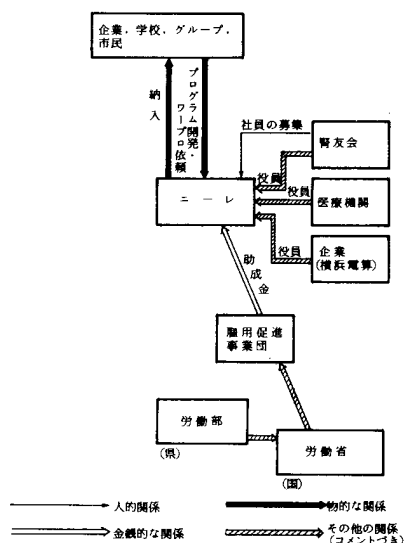
各団体・組織の紹介は、昭和59年1月～8月にお話を伺った時点の状況であることをおことわりいたします。



う考えには反対である。共同で働くことによって一人一人の能力を引き出せると思う。ややもするとそれは障害者を家に閉じ込めるといった考えにつながる。」と横浜電算のシステム開発部長武井さんはいわれた。ニーレでプログラム作成の指導をしている久保田さんも「働くだけではないんですね。職場に集まって仕事をする。そこで世界がひろがり友人も増える。そして仕事の能力も1人+1人は2人分ではなくもつともつと引き出せるんです。」と熱く語ってくれた。

今後は、大規模なソフト開発と同時に、「腎臓病食事管理システム」といった、透析者自身でな

(株)ニーレ



ければ気付かないようなものも開発していきたいとのことである。近年めざましい成長を遂げた、この業界はそれだけに競争も一層激しい。事業実績もまだ少く、「素人」の集団から始まったニレの前途は、楽なものではないが、今までどこにもなかったこの試みが、透析者だけではなく、すべての障害者に経済的自立の可能性を示してくれるよう期待せずにはいられない。

2. あすなる

雪のちらつく冬の午後（昭和59年1月21日）我々は、厚木市にある「あすなる」の事務局を訪問した。事務局では、事務局長の玉井さんをはじめ10数名の「あすなる」の会の方々が、我々を暖かく迎えてくれた。

今日、福祉サービスが向上したといわれているが、まだまだ重度の障害者が地域で生活していくためには、あまりにも多くの困難がある。経済保障や介護保障の問題もさることながら、社会参加の場すら確保されていないのが現状である。そのような状況の中で一歩も外に出られず在宅生活をよぎなくされている障害者が多くいる。「あすなるの会」はこうした同じ悩みをもつ在宅障害者が「自らの力で自立生活と社会参加を獲得するために諸々の活動をおこなう」ことを目的に1980年12月結成された。単に受身的な社会参加ではなく、自分の能力を生かし、「私にはこれが出来る！」という自信と目的を持って地域で生きることを願って、障害者どうしの連携と、障害者をとりまく人々との連携の中で活動を進めていきたいというのが、「あすなるの会」の活動の願いである。

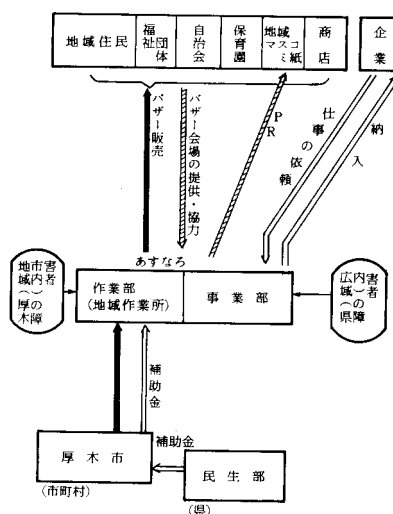
会の構成は、正会員（在宅障害者及び会の運営に直接参加できる者）、賛助会員（会の目的に賛



同じ、会を支援する者）、ボランティア会員（会の活動に賛同し、ボランティア活動を行なう者）からなり、活動範囲は、事務局のある厚木市を中心としながらも、県下全域にわたっている。活動は、軽作業、手工芸品製作、その販売、パザーを通しての地域での交流の場づくりの他に、福祉情報提供、レクリエーション、ボランティア育成その他いろいろな活動を積極的に行っている。

我々の訪問した時点では、行政の援助もなく、活動日も毎週火、木、土の3日間であったが、現在ようやく「地域作業所」としての補助金の援助が行政の側からなされ、活動日も、毎週火曜日が

あすなる



ら土曜日までになった。このように、活動の状況は、半年の間にもどんどん変っている。

しかし、まだ援助の方も不十分であり、軽作業も電線の皮むき等生産性が低く、行政側からの仕事のあっ旋、ヘルパー制度の充実、広域化する活動に対する援助などの要望も多い。

車イスで、民間のアパートで自活されている小柳さんの経験談や、障害者の結婚の話題など、会員のみなさんの話を聞きながら、その生活を切り開いていこうとする熱心さに、心打たれるものがあった。

3. はたらけバンク

前面総ガラス貼りの近代的なゴミ焼却施設である町田リサイクル文化センターの片隅に「はたらけバンク」がある。そこでは山と積まれた衣類、粗大ゴミとして出されたもののまだ使えそうなソファや洋服ダンスに囲まれて、2～3人のメンバーが自転車の修理をしていた。「地域の中で自分の納得のいく生活をつくりたい」と所長の辻英倫さんが収容施設を出たのは昭和52年であった。以来、リアカーをひいて不用品の回収をすることから始まり8年間、現在ここでは18歳から59歳まで11名の身障者の方たちが働いている。市の協力を得て57年より現在の場所で活動している。

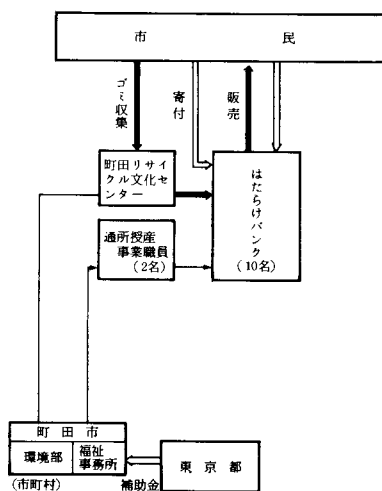
背広上下300円、自転車1台3,000円から6,000円である。とにかく安い。私たちが話を伺っている間にも自転車が1台売れていった。また、2ヶ月に1度の割合で「バザー」が開かれ市民にも親しまれているという。しかし、通所者の手当は月々1万5千円(1日550円プラス交通費)程度でしかない。こうしたことから「身障者にとっては、一般的に言われる労働(就労)という概念はあては

まらないのです。」と辻さんは訴える。

58年6月に東京都の「通所授産事業」に指定され年460万円の助成金が出ており、それにより常勤2名、非常勤4名による指導員体制も整えられた。

リサイクル活動への関心は社会的に広がりつつあり、地域での自主的な回収活動も市内各地で進められている。はたらけバンクに不要品が集まるルートとしては3つあり、メンバーが集めてくるもの、市の回収するもの、市民から直接届けられるもの、となっている。この中で自主的な回収活動が行なわれている地域から出る不用品ほど扱いやすいという。それは、「はたらけバンクでリサイクルできるもの」「使えないもの」にきちんと分けられているからである。リサイクルを行っていくには、「ものを作る」に等しい周到的な社会的メカニズムの必要性を感じた。辻さんは、実践活動を通しての「確かさ」をもってそのことを説明してくれた。

はたらけバンク



「はたらけバンク」の不安は、面倒をみてくれる肉親が、今後、年老いたときに生活が成りたっていくだろうか、ということと、永続的に活動できる場所が確保できるだろうか、ということだった。

「自分たちの活動の自主性を守っていくことは、しんどいけれども続けていきたい。また他にもやりたいことがたくさんある」と、辻きんは抱負を語ってくれた。

4. 盛岡市民福祉バンク

盛岡の市民福祉バンクは、障害者の社会参加と、衣料、自転車、古紙、家具などのリサイクル活動を結びつけたユニークな活動を展開している。朝来ればバザーも見学できると聞いた私達は、夜行列車で、早朝盛岡に着いた。事務局員も入所者もボランティアもいっしょになっての朝のミーティングは、ほんとうに生き生きとしていた。「ここは障害者のよどみの場ではなく、社会復帰の場です。」と事務局長の大信田さんは話された。福祉バンクでは、主にリサイクル活動のほかに、入所者のための県外体験旅行や、少年の家での野外活動、さらに金曜教室と呼んでいるスポーツ、手芸、料理など社会生活の体験のためのプログラムも実施している。

「企業でも施設でもなく市民運動です。」とも表現された福祉バンクの活動は、市民の間に定着しており、私達が話を伺っている間にも、市民の方が、不用品を届けに来られた。また、私達が事前に所在地を尋ねた時に、事務局の方が、「駅からタクシーに乗って『福祉バンク』と言えば、みんな知っていますよ。」と自信を持って言われたのもこのことだと思った。

昭和45年の岩手国体、それに続く全国身体障害者スポーツ大会を成功すべく組織された「もりおか愛の市民運動推進委員会」は、身障者国体成功後も多彩なボランティア活動をすすめていた。昭和49年、その活動の中から、障害を持った人々もそうでない人々も、共に地域の中で生きてゆける場所、一人ひとりが生きがいを求められる場所を創ろうということになり、約半年の準備の後、昭和50年1月、任意団体の「盛岡市民福祉バンク」が発足した。(昭和54年、財団法人となる。)市民福祉バンクは、愛の市民運動推進委員会のほか、市社会福祉事業団、市社会福祉協議会、町内会連合会、婦人団体連絡会、あすを築く盛岡市民運動実践協議会の6団体によって構成されている。活動には、この他に、子ども会、高校JRC、少年院院生の協力を得、さらに電力会社、自転車店、大工、左官等の技術、資材の協力も得て展開されている。まさに市民に支えられた“市民福祉バンク”といえる。また市民福祉バンクの10年間の活動が市民の障害者に対する意識を変えていったに違いない。

それというのも、市民福祉バンクの基本方針は、「街に出る」ことで、市の目抜き通りで行われるよ市やジャンボ市に出店し、障害者が自ら店員となり、直接市民とのかかわりを持つ機会をつくっていった。市民もはじめは遠巻だったが、安くて良い品物が評判を呼び、福祉バンクの活動は市民の中へ侵透していったのだった。

福祉バンクの1週間は、リサイクル作業の他、公民館での移動バザー、倉庫を借りての家具市、さらに土曜日、よ市などに加え今年8月には、市内に2ヶ所の店舗をオープンしフル回転の毎日だ。市からの補助金も全経費の5分の1程度あるが、

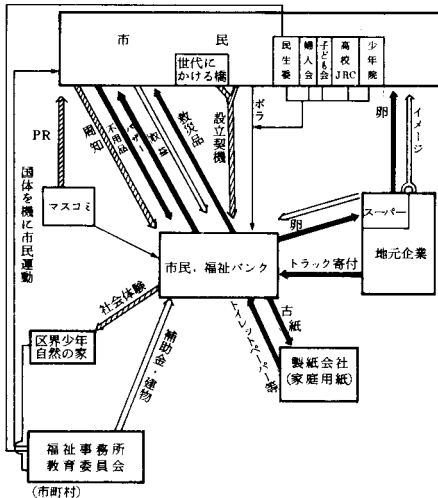


それに依存せず、自立的な経営を行っているのも特筆すべきことである。

しかし、入所者に渡される賃金では、経済的自立は達成できない。また、就労には無理のある障害を持った人もいる。これは障害者本人だけではなく、その親にとっては大問題である。つまり、彼らの面倒を見ている親が老いたり亡くなったりした後は、彼らはどうして生きてゆけばいいのか。

この問題を少しでも解決するために福祉バンクでは、養鶏場をつくり、そこで自然卵を生産し、地元スーパーマーケットを通じて販売するという計画が進んでいる。また3年前から開墾を始めた

市民福祉バンク



「いきいき牧場」は、多くの人々の献身的な努力と、大工、土木、電気など専門ボランティアの協力を得70アールの畑地を開墾するとともに、43坪の丸太小屋を建設中だがもう完成も真近い。秋には収穫祭を迎えるという。

福祉バンクは、来年(昭和60年)設立10周年を迎える。「能率やお金で価値を計る社会の中では、いつもはみ出している人達のために、違う物差しで幸福を計るもうひとつの社会をつくってみよう」という理想は、リサイクル活動にはじまり、養鶏場、いきいき牧場と障害者のための職場開拓と共同の生活体を創り出そうとしている。

5. 神奈川県消費者の会連絡会

消費者団体の県域レベルでの連絡組織として、神奈川県消費者の会連絡会が発足したのは、昭和49年4月のことだった。ちょうど石油パニックの真ただ中で、消費者団体も行政も運動に新しい方向性を求めて、連携の必要性を強く感じたためであった。当時は12団体による発足だったが、現在、加入団体は20団体となり、今年4月には発足10周年を迎え、記念誌を発行することができたそうである。

活動の内容としては、地域の消費者団体への手助けとして、消費者運動講座の開催や情報提供を中心に、行政への積極的な働きかけなども行っている。

しかし、この団体の活動を全国的に有名にしたものは、独自の開発によるさわやかふきんの共同購入と、県内産片浦レモンの販売事業だろう。前者は、合成洗剤追放の強力なバックボーンとなり、後者は、防カビ剤を使用しない国内産レモンの販売促進により、輸入果物を食べない買わない運動

の具体的提案となっている。代表幹事の端山慶子さん曰く、「普通の市民が普通に参加できる運動づくりがモットーなんです」。

この団体のもうひとつのユニークな点は、活動にかかる交通費を実費支払いしていることだ。これまでの社会通念からすると、自分たちの主義主張を広げようとする活動に、たとえ交通費といえども経費を支払うなど、考えられもしなかったのに、あえて支払うことにより、活動への参加率は格段と上昇したとのことだ。交通費支払いの財源は、さわやかふきんと片浦レモンの販売収益からねん出している。

現在の活動の最大の悩みは事務所がないこと。今後の活動計画の目玉も「お金を貯めて事務所を持ちたい。そのためにも活動資金の得られるような事業をしてゆきたい。」とのこと。また、現在、消費者運動の主流は全日制主婦で構成されているが、女性の就労が増えているので、段々と特殊な存在になりつつある。「働く婦人をどう運動に組

み込んでゆくかが今後のキーポイントです。それにしても、まだまだ女性が働くことは一般的ではないから、消費者運動をするのは社会参加の第1歩だと思う。働くっていういやな顔をする夫たちも消費者運動ならドーゾということも多いようだし。」

バイタリティ溢れる端山さんの「行政は聖人君子たりすぎて、人間であることを忘れてる」という言葉を胸に、市民運動への支援のあり方をつくづく考えさせられた。

6. 日本消費者連盟藤沢グループ

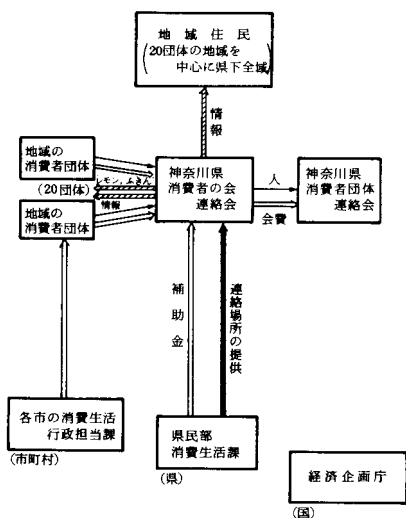
消費者問題に多少関心のある人なら、日本消費者連盟という団体はご存知だろう。告発型の情報提供を主とした全国組織の団体である。日本消費者連盟藤沢グループは、その機関紙「消費者レポート」の読者が集まって作った団体である。

発足したのは昭和52年。原子力発電反対の電気料金不払い運動がきっかけとなり、このグループが生まれた。以来、常時20名程度の会員で活動を続けてきた。活動の目的としては、「子や孫にすこやかな命を」と安全性の追求や自然権の尊重に主眼を置いている。

「私たちの会は会費もとらないし、リーダーもいないんですよ。月1回の定例会で情報交換をして、後はできる人ができることをやります。活動資金はカンパで集めます。」とグループの高木幸枝さん。会費もリーダーもないゆるい組織ながら、ゴミの自主回収やプラスチックトレイの追放など、地道な地域活動をすすめてきた。

「運動を成功させるには、行政や事業者以上に知っていなければならないから大変です。」専門家の援助は必要なので、いろいろお願いしている

神奈川県消費者の会連絡会



が遠方の人が多いので、今後は県立高校の先生など地域の人材を活用してゆきたいし、将来的には自分たちのテスト分析機関を持ちたいとのこと。

「市民も行政から言われればやるというのではなく、自分たちでできるところはして、できないところを行政に手助けしてもらうという姿勢が必要だし、行政もできるだけ市民にまかせるという気持が大事ですね。」それにしても、行政の窓口が一本化していないのが不便と言われる。市民活動の側にたった機構改革が必要だし、行政も手持ちの情報をどんどん知らせてほしい、とも。

「行政とうまくいっていると運動も伸びますね。現場の行政の姿勢は運動に大きな影響を与えますから。」運動を管理するというのではなく、運動の自主性を尊重した支援をお願いしたいとのこと。

今後の展望としては、「私たちの会の会員を増やすというのではなく、あちこちに同じようなグループが沢山できて欲しい。私たちはそういうグループに情報を流す役割を担いたい。現在でも、日本消費者連盟藤沢グループからさまざまな情報をもらって活動に役立てている団体は多い。公民館運動の若い主婦グループであったり、共同購入グループであったり。問題意識を持って、さあ活

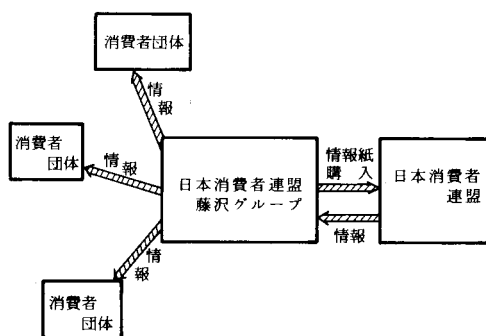
動を、と思っても、何からしていいのかわからないことも多い。そうした時、このようなグループから情報やアドバイスをもらえたら何と心強いことだろう。市民活動の層を厚くするためにも、日本消費者連盟藤沢グループのような活動は今後ますます求められてゆくに違いない。

7. 生産者と消費者が手をつなぐ会

新鮮で安全性の高い地場野菜を毎日の食卓にのせたい - こんな消費者の願いを実現したのが昭和 54 年に発足した生産者と消費者が手をつなぐ会である。

きっかけは、生協に地場野菜を納品していた神奈川農畜産物供給センターと生協組合員が直接結びついた形で始められた。現在は消費者会員 3,500 名と生産者会員 40 名で構成され、相模原・大和・伊勢原をサービスエリアに地場野菜や畜産物、水産物を供給している。活動の目的としては、「神奈川の緑と農業を守り、地場生産・地場流通を実践することです。毎日集荷しなければならなかったり、できるだけ有機農法でやりたいので手間がかかったり、生産者側からみれば大変なことも多いけど、消費者と直接つながることによって、生きがいややりがい生まれるし、なによりも生産者が価格設定に参加できるというメリットがあります。」と手をつなぐ会事務局長（神奈川農畜産物供給センターの専務でもある）の薄井康好さん。「消費者側からみれば、安全でゆたかな食生活の実現ね。ただ買うというだけでなく、作付会議に出席したり、届けられた野菜を分配したり集金したり、やっぱり手間はかかるけど、作ってくれた人の顔がわかり素姓が確かめられる野菜や畜産物だってことが魅力ですね。」とは副会長の貝賀峰

日本消費者連盟 藤沢グループ



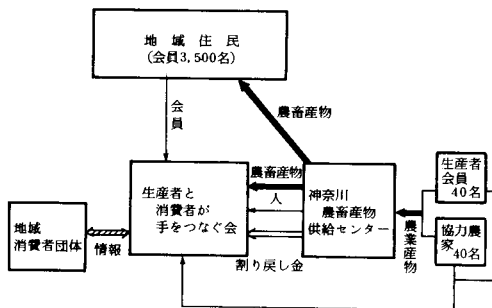
子さん。

私たちは薄井さんや貝賀さんにお会いするのに先だって、大和支部委員会の夏野菜の作付会議の様子を傍聴させていただいたのだが、子供連れの若い主婦たちと生産者が一緒になって討議する姿に、このグループの層の厚さをみた思だった。

支部委員会は数ブロックで構成され、ブロックの下部組織として班がある。現在は班に農産物等が配達される形だが、将来はブロック毎に荷受場と地域コミュニケーションの場を兼ねる「持ち寄り広場」を作り、地域のまちづくりにも参加したいとのこと。供給センターも現在2ヶ所だが、地域の拠点としてあと2ヶ所作りたいという構想を持っている。

「それにしても、地場生産と地場流通の振興を行政にお願いしたいですね。また、現在のたて割り行政では、私たちのような生産者と消費者と共に抱えるような複合的な運動には窓口がなく不便しています。」

生産者と消費者が手をつなぐ会



ミーイズムの浸透により若い世代に運動の担い手が育ちにくい。働く主婦をどう運動に組み入れてゆくか、等々今後の課題も多いようだが、「今後10年間の産直ビジョンを作る。」という大きな課題もある。「こういう運動って、結局は夢と展望と意地で続いているんですね。」帰りまぎわに貝賀さんの言われたこの言葉が妙に胸に残った。

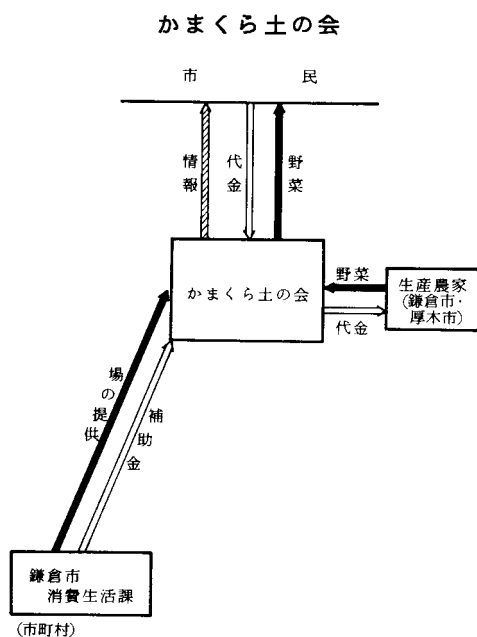
8. かまくら土の会

かまくら土の会は、新鮮で安全な有機農法による地場野菜の産地直送を行うことを通して、最終的には人間性の回復を目的として、昭和50年4月に発足した団体である。当初は、約200世帯でスタートしたが、現在は140世帯で安定してきており、鎌倉市全域で活動が行なわれている。現在は、約30品目の野菜を産地直送で共同購入している。共同購入先は、鎌倉市内と厚木市の生産者からで、全量引き取るかたちで取り引きを行なっている。そのほかには、学習会を行なっている。そもそもの発足のきっかけは、主婦たちの安全性への要求からであった。会の構成は、地域ごとに21グループ(1グループ5世帯平均、大きいところでは14人、小さいところでは3人で結成)あり、それを6ブロックに分けている。会員は、それぞれ配送、庶務、学習、会計、即売、荷受割付、生産者予約、会報、ニュース、援農などの担当をつくり、分担してやっている。月1回運営委員会を開き連絡調整している。会の収入は、会費が一人月額300円と鎌倉市からの補助金110,000円(年間)で、配送のアルバイト代、レンタカー代、荷受所の地代、研修費、会計手当等の支出に充てられている。即売会を行なっているが、広告を市広報紙に掲載している。月1回の即売会は好評である。

今後の問題として、会の活性化、拡大化がある。現在は、リーダーを置かず、合議制ですすめているが、若い人たちはリーダーを決めてくれれば、その人の指示どおりに動くという、積極性に欠けるきらいがある。また、有機農業の基本である土づくりのために堆肥センターを作ろうとしたが周囲の住民の反対で作れなかった。今後の課題である。

はじめは、慣れなくていろいろトラブルもあったが、最近では、お互いの経験でだいぶうまく出荷及び消費ができるようになった。それには、生産者と消費者の連携が、年々うまくいっていること、すなわち援農をとおして、生産現場を知ることができるなどが考えられる。

生産者は会の活動に協力的であり、有機農法を積極的にすすめている。今後とも、食を通しての新しいムづくり、共同体づくりをめざしたいというのが会員の願いである。



9. 横浜ファミリーサービスクラブ

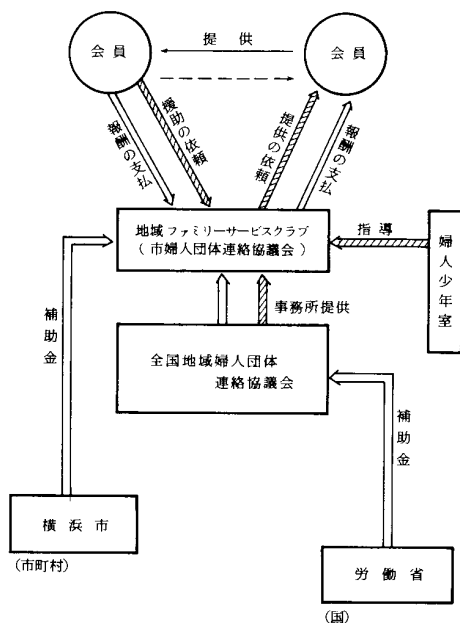
ファミリーサービスクラブの制度は、「急激な人口の高齢化や複雑化している社会情勢の中で婦人の労働能力を活用し、近隣地域において老人、子供の世話、家事等の家庭内における援助を低廉な費用でボランティア精神に富む会員による相互扶助を目的」として、昭和57年7月労働省の全国地域婦人団体連絡協議会に対する委託事業として開始された。相互扶助の内容としては 軽易な病人、老人の付添（通院のための付添いを含む）食事の準備、話し相手等の世話 留守番 掃除洗濯、買物等の家事の一部 保育園への乳幼児の送迎 乳幼児の子守り 学童の学習、スポーツ活動に関する指導や相手、等の活動を行なうこととされている。横浜ファミリーサービスクラブのこれまでの活動では、の掃除、洗濯、買物等の家事の一部が一番多く、その次の軽易な病人の付添い の乳幼児の子守り、と続く。報酬の額は、1時間500円である。

横浜ファミリーサービスクラブは、まだ発足して間もなく、動き出したばかりである。それゆえ、会員数も少なく、仕事の量も少ないので、なかには、仕事がこないで、よそへパートに出たりしてしまう人がいたり、依頼者の中には、ボランティア精神で来てくれるということを忘れてあれこれと使ってしまうという人も、まれにはいるとのことであった。しかし、大部分の人は、会の趣旨を理解してくれて、ボランティア精神をもって、活動してくれるそうである。発足当初は事務局の人（2名）は、いろいろ苦労されたそうだが、今では、この仕事の大切さがわかり、これからの社会に必要な仕事なのだという意識を持って仕事をされておられるとのことであった。行政からは

補助金を受け現在、事業を行なっているが、短期における成績主義で補助金を打ち切ることのないよう長い目で、育てて行くという考え方に立ってもらいたいという行政への要望が出された。今後、会員数の増加を計りたいが、それには口コミによる方法も含めて、PRに努めたい。PRに行政も是非協力して欲しい。将来的には、会員の数も増やし、横浜市の区ごとに事務所が置けるようになるといいですねとの希望があった。

まだ、スタートしたばかりなので、試行錯誤でやっている面もあって、これからに期待のかかる分野の仕事である。核家族化、高齢化する社会において、「相互扶助」の考え方にもとづく社会システムは、将来において必要不可欠なものと言える。

横浜ファミリーサービスクラブ



10. 福祉の風土づくりの会

国鉄戸塚駅からバスで10分 - 戸塚区中田町は新旧住民が程よく混ざりあい、農家も点在する8000世帯程のまちである。福祉の風土づくりの会は、この地で昭和53年から、ひとり暮らし老人への給食サービスを続けている、主婦のボランティアグループである。

「中田町は老人会にも入っていない、ひとり暮らし老人の多い地域なんです。給食サービスをすることによって、地域の中に、そのような孤独な老人のための場づくりをしようというのが活動の目的です。」と会長の井上静子さん。現在、40名の老人に月1回、給食を無料でサービスしている。

「6年間も続けてこられたのは、地域の協力があつたからでしょうね。調理場・給食場として、中田住民の家を無料で貸してもらっているし、給食材料なども農協や地域の商店から、ただでいただけることも多いんです。」この他にも市の保健所は血圧測定や栄養相談を、東京電力は老人宅の定期点検や娯楽映画の上映など、この会を支える結びつきは幅広い。

勿論、会員の方々のボランティア意識の高さと、周囲の人たちを説得して、協力させてゆく熱意は継続の大きな力となっているだろう。このような形で自主的に活動しているのは横浜市内でもあまりないと聞く。

「給食をきっかけにして、今まで没交渉だったお年寄り同士が仲良くなったり、そういう場に出ることによって身ざれいに生き生きしてきたりするのを見るのは、うれしいことです。私たち自身も勉強になりますし。」会員はそれぞれ担当の老人を2～3人づつ持っており、日頃から相談相手・話相手になっている。自分の家の夕飯のお惣

菜を余分に作って、担当の老人に届けることもたびたびと言う。

「それにしても、高齢化社会を迎えて、老人が増えてくると、老人給食の必要性も高まるでしょうね。給食センターで作って、町民が老人家庭に配るとか、学校給食で老人給食を併せて行うとか、町民がそれぞれ近所の老人を2～3人づつお世話して費用を行政で弁償するとか、何かしら社会的なシステムを作ってゆかなければならなくなるでしょうね。」

福祉の風土づくりの会は、できればこのまま無償ボランティアでやってゆきたいと言われる。しかし、給食サービスを希望する老人が増えているにもかかわらず、ボランティアが増えないのが悩みとも。「暇な時間にお手伝いしようという人はいても、そのために常に決まった時間をあけよう

という人は少なくなりました。若い人にはボランティアでも無料はいやだという人もいて、日当まではゆかなくても何か方法を考える時期にきているのかなとも思います。」

福祉は専門家がやるものでボランティアはただのお手伝いといった従来の常識を打ち破り、ボランティアが主体的にかかわる福祉を実践してみせたこの会が、今後新しい局面をどう切り拓くか、大いに注目に値するところである。

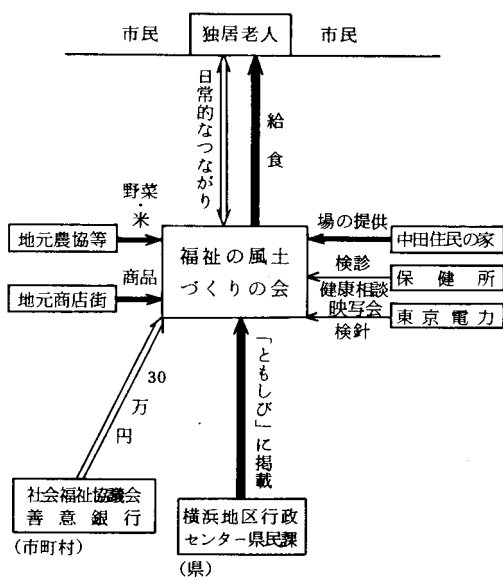
11. 神奈川県ボランティアセンター

ボランティアセンターは、横浜駅から徒歩で10分、県社会福祉会館の玄関を入り、ロビーの右側に位置している。

歴史は古く、前身は、県社会福祉協議会内に、昭和38年に「社会福祉協力センター」として発足、その後、全国的な善意銀行設立運動の中で、昭和44年に「神奈川県善意銀行」に名称を変更、ボランティアの育成、寄託金品の配分などに力を注いできた。そして、昭和52年から現在の姿に衣替えした。そのねらいは、生活の場としての「地域」の見直しが重視されだした当時の社会的動向を受けて、ボランティアの既成の福祉領域に限定してとらえるのではなく、明るい人間的な生活の場をつくつていこうとする活動と位置づけ、住民のそうした活動の支援にあった、とのことである。

このセンターの対象は県域であり、主たる業務と昨年の活動をあげると、(1)調査研究(「地域・中央ボランティアセンターの役割について」と精神障害者問題とボランティア活動との関係を調査研究した「精神衛生ボランティア育成」)、(2)相談及び窓口サービス、「ボランティア活動」「生活福祉相談」「ボランティアの新規登録」「寄託

中田地区福祉の風土づくりの会



金品の受入れと配分」「ボランティアへの利便提供」・(3)研修及び学習の場の提供(「ボランティアスクール」「中高生のためのボランティア体験学習」「ボランティアの集い」「ボランティアリーダー養成講座」「ボランティア活動研究集会」等)・(4)広報啓発・情報提供(応募されたものをまとめ今回で第8集となった「ボランティア活動の実践記録と提言」「ボランティア活動資料」の発行、「マスメディアによる情報提供」「視聴覚資料の整備・貸出し」等)・(5)連絡調整「ボランティア活動推進会議」「地域ボランティアセンター連絡会議」「ボランティア連絡会代表者会議」等の開催)・(6)地域ボランティア活動への援助(「地域ボランティア・グループ等への助成」「地域ボランティア連絡協議会への助成」「相談員(コーディネーター)設置の援助」等)・その活動は多岐にわたり、県下のボランティア活動の支援の中核となっている。

最近のボランティア活動の傾向について伺うと、一つには、地域での障害者の自主訓練会活動や作業所活動、学童保育等に関わる中から、それらの活動の果たしている機能を地域の生活の仕組みとして定着させていこうとする動きが増え、サービスを一方的に提供してあげる式の活動はその形態を変えつつあるとのことである。

これからの課題としては、地域において、関連する各種の住民活動を有機的に結びつける仕組みの確立、そのためには、市町村段階のボランティア・センターのますますの充実とより身近な生活圏域においてコーディネート機能を発揮出来る常設の機関を創り出すこと、また、福祉有料化の傾向とボランティア活動の関係についても一定の結論を導き出さねばならない段階にきていると思わ

れるとのこと。

住民が、地域の中であたり前の生活をすることを援助することに努力している、このボランティア・センターの活動の重要性は今後ますます高まっていくものと思われる。

12. ワーカーズコレクティブ にんじん(人)

小雪の舞う2月の寒い日、私たちはワーカーズコレクティブ・にんじん登戸ランチを訪問した。小田急の向ヶ丘遊園に降りたち、地図を広げた私たちに「県庁の方ではありませんか」と声をかけてくれた人が、にんじんの理事長、宇津木朋子さんだった。宇津木さんの案内で、私たちは駅から歩いて10分程のところにある「にんじんスナック」に到着した。

外からみると小ぎれいな喫茶店風、中に入るといかにも主婦の手作りの店という感じで暖かさに溢れていた。私たちが入って思わずホッとしたのも、道中の寒さのせいばかりではないだろう。店内の片隅では既に主婦のグループがワイワイガヤガヤ何やら相談中である。カウンター席とイス席で20人も入ったら一杯になりそうな店内には、主婦の手作りのほうれん草ケーキやにんじんケーキが並び、さまざまな生活情報が壁を埋めている。

この登戸ランチの主任、神田由利子さんと、にんじん事務局長の加藤好一さんを混じえて、いろいろ話を伺った。

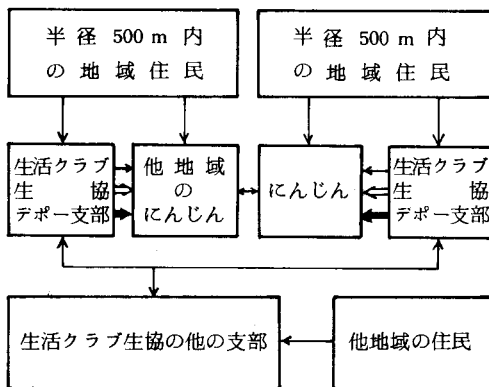
このランチは昭和58年10月にオープン。この他にもすすき野やつつじヶ丘、霧ヶ丘など6カ所に同様のランチがあるそうだ。「ワーカーズコレクティブって舌をかみそうな名前だけど、日本語にはまだ私たちの活動を表現する言葉がないんで



す。」はじめは企業組合として出発しようとしたが法律のワクに入らず、とりあえずワーカーズコレクティブ（労働者協同組合）としたそうだ。「主婦が働こうとすると現状では条件の悪いパート労働しかないでしょ。そうしたところで労働力の切り売りをするよりも、自分の好きな仕事で、それが地域社会づくりに役立つものであったらいいなという主婦の発想が出発点です。」にんじんで働きたい人は出資金5万円を出す。つまり、労働者であり経営者であるという訳だ。勿論、ランチを核として半径3km以内に居住していることが条件である。にんじんは「地域に根ざした職場づくり」がモットーだから。

登戸ランチはスナックを経営しているが、仕出し弁当屋をやっているランチもある。今後は、

ワーカーズコレクティブ「にんじん」



地域のニーズに合わせていろいろな事業を展開してゆきたいそうだ。それにしても「利潤を追求しない働き方をする」という設立の目的もあり、母体としている生活クラブ生協の理念もあり、質の低下は絶対に避けたいということで、経営はなかなか大変なようである。

さて、昼食時間になり、待望のランチを食べた。串カツ、茎ワカメの酢のもの、漬け物、ご飯にみそ汁で五百円。ボリュームもあり、主婦の手作りの惣菜という感じで満喫した。

仕事を持つ主婦の1人である私としては、安心して食べられるこのようなお店が地域にあれば、随分助かるのと思いつつ、にんじんを後にした。

13. グループ・カーム

グループ・カーム - カームは英語 (calm) で「平穏・静寂」、日本語では「佳夢」と当て字する。障害を持った人たちのための服づくりをする女性のグループである。

現在は「選択の時代」といわれ、消費者の多様なニーズに対応した商品が開発され、販売されている。しかし、それが障害を持つ人たちのための商品となると、きわめて種類も少なく限定されてくるようである。

グループ・カームの代表である小沢洋子さんは、重度障害者施設での長いボランティア経験を通して、障害者向け衣料の開発が非常に遅れているのを発見した。

「障害を持つ人たちが必要な衣料も満足に手に入らないのを目のあたりにして、それなら自分の縫製の技能を商品開発に役立たせたら」と思ったのが、グループ・カーム誕生のきっかけだそうである。

小澤さんと友人7人がそれぞれ10万円づつ出資し、とりえず任意団体としてスタートしたのが昭和58年5月のこと。小澤さんのもとに縫製グループ（現在は4～5人で構成）がある。発足以来1年足らずであるが、グループ・カームの評判は口コミで伝わり、増えた注文にどう生産体制を追いつかせるかが、現在の緊急の課題だそうだ。

「縫製をしてくれる人がいなくて困っています。プロの経験や学校の経験もさることながら、立体裁断的に応用のできる人が欲しいですね。それとボランティアとしての理解も必要です。」と小澤さん。試作に時間と経費がかかり、なかなか安く販売できないのも悩みといわれる。障害者向け衣料の製作はパターンどおりにはできず、障害者に合わせては直し、また合わせては直しのくり返しの中で完成するからだ。

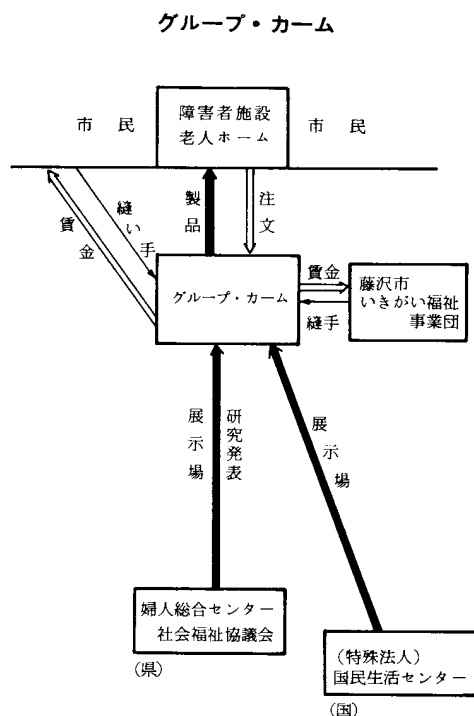
「障害者の方たちにはできるだけ安くお分けしたいし、特殊なものの試作品の費用だけでも行政から助成が受けられるような制度があればと思います。」

小澤さんに試作品の数々を見せていただいた。障害者向け衣料の他に、老人向け、病人向けの衣料も手がけておられる。どれもこれも明るい感じでセンスがよく、着る人の身になった工夫があちこちに光る。

「注文が多いところをみると、必要とされている仕事なんですね。そして、それが主婦のボランティアだけでなく、経済的自立を助ける仕事として確立できればよいのですが。」と控え目に語る小澤さん。軌道にのってきたら、会社組織にしたいといわれる。

一度、新聞で報道されたところ、このような仕事をしたいのでノウハウを教えてという問い合わせ

せが殺到したという。採算性が低いため、企業が手を出さないスキ間の分野の仕事を、持ち前のボランティア精神で創り出したグループ・カームの試みは、労働市場から締め出されたヤル気のある中・高年主婦たちに、ひとつの示唆を与えるのだろうか。ともあれ、このような福祉性の強い仕事をコミュニティ・ジョブとして地域に根づかせるためには、行政も何らかの形で支援する必要があるだろう。



14. 丹沢グループ

ここに一冊の本がある。「空きかん回収革命 街づくり運動とリサイクル」(註1)丹沢グループの小泉農一さんの著作である。小泉さんは「かたづける側が産業として成り立たない世の中であれば、生産もまちがっているのではないか」という発想

のもとに、自ら空き缶拾いから始めて、市民参加の資源回収システムをリサイクル産業として地域（秦野市・伊勢原市）に根づかせた人である。秦野市では現在、全世帯が丹沢グループの回収システムに参加しているという。

「市民を主人公としたところに産業としての成功の秘訣があったと思う。つまり、市民の心が財産ということですね。何が問題かは誰でもわかるが、どう実用化させるかは誰も答えられない部分であり、それを実用化・社会化・日常化させてきました。運動体としての意識がなければここまで続かなかったと思いますね。」ニーズに気づいていない市民を掘り起こし、市民が情報の受け手から流し手になる組織づくりが必要と、小泉さんは言う。

現に、丹沢グループの資源回収に参加することによって、資金を貯め、まちづくりや福祉など運動に生かしているグループも多い。伊勢原市の障害児を持つお母さんたちのグループもそのひとつだが、丹沢グループの資源回収に参加して3年間で1,500万円も貯め、最近、伊勢原市日向に土地を借り、将来障害児の働き場となるよう「キウイ（貴有意）の里」を建設したとのこと。

私たちが丹沢グループを訪問している間にも、秦野市の障害者ボランティアの会の人たちが、小泉さんに資源回収のノウハウを聞きにみえていた。

丹沢グループは現在、資源リサイクルを進める4つの企業（秦野回収管理センター・タンザワ・NBM・ソーシャルシステム研究所）で構成されているが、昭和57年には、この地に、「市民ひとりひとりが参加するまちづくりを研究する21世紀の街研究所」を設立した。

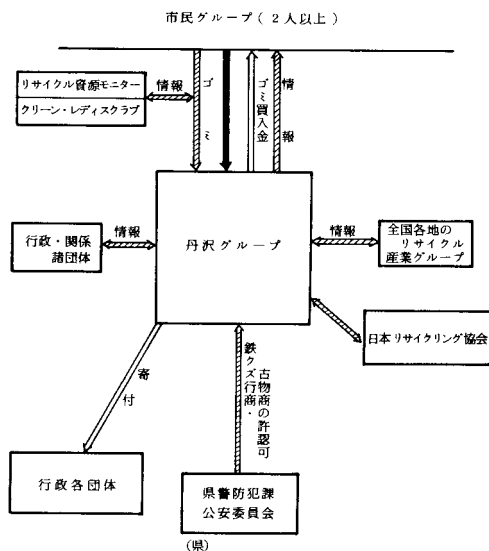
「リサイクル産業を地域に生み出すことによって、市民には財産（空き缶や空きピンは市民の財

産）を還元でき、多分、市役所の清掃費も軽減できるでしょう。その上、地域に誰でもが働ける職場を提供することにもなります。」

リサイクル・プロデューサーを自認する小泉さんの指導で、現在、全国に32ヶ所のリサイクル産業が誕生している。そして、今春3日、これらの仲間があつまり、日本リサイクリング協会を設立した。協会は、今後より多くの同志を誕生させるべく「あなたの街にリサイクルを！」をあいことばとして、ネットワークづくりに取り組んでいこうとしている。

「私は民間の公務員です」と胸を張る小泉さんに、公共サービスの新しい供給方式のモデルを見た思いだった。

丹沢グループ



15. 横浜市シルバー人材センター

シルバー人材センターの目指すものは、引退後の社会参加であって、収入の保障ではない。その意味で、公共職業安定所や高齢者無料職業紹介所、あるいは、いわゆる人材銀行とは、全く違った機構である。

第一線を引退して現在職業を持っていないが、自分の能力を再び社会へ生かして、生きがいを得たいという人で、おおむね60歳以上で健康な市民なら、誰でもシルバー人材センターに登録し、会員になれる。一方、家庭や事業所で頼みたい仕事ができたらシルバー人材センターに発注することができる。センターでは、登録会員のなかから適当な人を探し、本人に照会し了解をえた上で発注者と契約し、会員を派遣するという仕組みになっている。発注者と会員の間には雇用関係はなく、発注者とシルバー人材センターが請負契約をとりかわし、仕事の代金は、発注者がシルバー人材センターに支払い、これをセンターが会員に配分金として渡している。

会員は現在、男性が8割を占める。大都市であるためか、会員の希望する仕事は、経理事務や一般事務が多い。ところが、仕事の方は植木の手入れや大工仕事など技能系及び軽作業の仕事が多い。そこで、シルバー人材センターでは就労機会の拡大と創造をすすめている。以前、選挙用掲示板を再利用して作った犬小屋が大好評で、今後もそういった創造的な仕事をやっていきたいとの話だった。また、会員10名による「事業推進担当」が常務理事との協力によってPR、仕事の開拓を行うなど、会員のための会員による自主的努力を図っている。さらに、会員のなかには学歴が高い人も少くないので、学習塾の開設や講師派遣など、シ

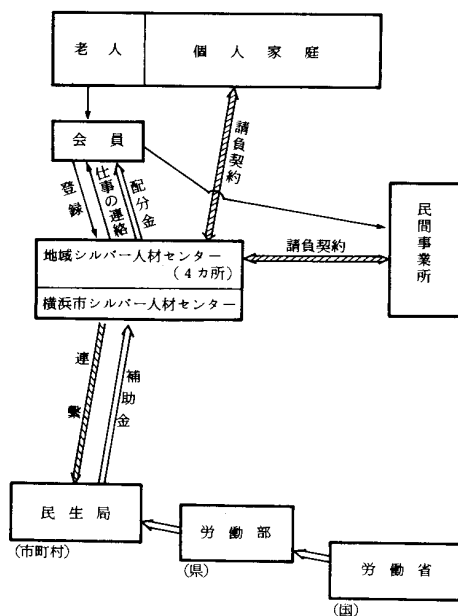
ルバー人材センターの独自性を発揮してゆく構想もある。

しかし、公共的な組織で行っている活動であるため、専門業者の領域を侵さないように常に配慮している。

シルバー人材センターの運営費のほとんどは市から補助を受けているほか、市の職能開発総合センター内に事務所を置いている。広報面でも、市の広報紙、ポスター等の協力を得ている。

課題としては、雇用関係がないということから、労災適用がないので現在、傷害保険で対応しているが、就労の長期化に伴い、労働関係法規との調整が望まれている。シルバー事業の発展のためには、このような点についての法制化による制度の安定が必要であろう。

横浜市シルバー人材センター



16. 藤沢市生きがい福祉事業団

高齢者の働く意欲を生かし、生きがいと社会参加を進めることを目的とする「高齢者事業団」や「シルバー人材センター」は、現在県内に13団体ある。その中で藤沢市生きがい福祉事業団は、会員を高齢者だけに限らず、心身障害者あるいは家庭婦人をも含み独特の活動を展開している。

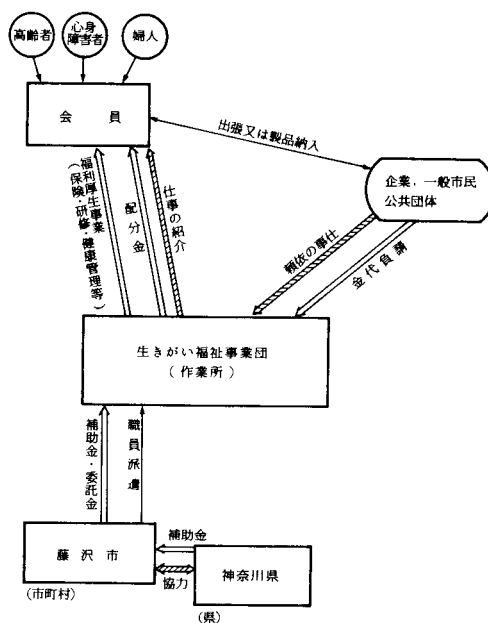
「例えば、心身障害者（児）は、治療訓練を受けるため施設に入るか、授産所で作業訓練を受けるか、あるいは企業等へ就職するかなのですが、実際は施設または授産所に入るほど障害は重くないけれども、今すぐ就職できるだけの訓練も受けていない中間の層があるんです。」と事業団の事務局長深田さん。この「中間の層」は行政の施策の対象からは抜けているので、藤沢市は独自の調査や関係団体との話し合いを通じてこれら在宅の障害者に職業を身につけてもらうための部門を事業団に組み込んだとのことであった。いわば行政の施策の谷間を埋めるための行政の斬新な発想といえる。しかし「最近、本来ならば施設に入るべき障害を持った人達が、施設の定員がいっぱいなため事業団にやって来る例が増えてきた。」と深田さん。障害者の自立のための総合的な政策の必要性が感じられた。

会員は、高齢者の約750人をはじめ850人以上が登録され、民間企業、一般家庭、公共団体から様々な仕事を受けており、2億円を超える事業収入をあげている。事業団は、これらの会員に対する仕事の紹介だけでなく、傷害保険などの加入や技能・教養研修や親睦を深めるための行事など様々な事業を行っている。また事業団の建物自体が、衣類の縫製やフスマ張り、木工等の「工場」にも、「訓練所」にもなっており、家庭で頼まれたフスマ

などは、トラックでここに運び込み修理をしているし、障害者部門の製品はここで生産され出荷されている。

会員は希望する職種により、「植木班、襖班、縫製班…」と様々な職群班に分かれて仕事をしている。その中にこの事業団の特色を生かした「合同作業班」がある。これは、身体障害者と精神薄弱者あるいは高齢者と障害者が合同で一つの仕事をするもので、訓練効果を高めるとともに、会員自身や仕事を頼む一般市民、企業に障害者の社会参加に対する意識の変革を求めるとを目標しているようだ。一つの製品をつくるため様々な技能水準の人をそれぞれに適した工程に配し、難しいところには指導職員をつけるなど、合同作業をすすめるためには、大変な苦労と工夫が必要とのことだった。関係各企業の理解もあり受注は安定

藤沢市生きがい福祉事業団





しており、広い作業室で流れ作業により次々と製品を完成させていく様子が印象的であった。

福祉と労働の両面から、事業団に集まる人達の生きがいを創り出すため、現在行っている事業をさらに充実させ、市民にももっと事業団の存在を知ってもらい、あわせて新しい事業も考えていきたいと事務局長の深田さんは、事業団の展望を語ってくれた。

17. 茅ヶ崎市地域づくり市民会議

地域づくり市民会議は、昭和50年に隣の平塚市で起きたピアノ殺人事件を契機に生まれた。それまでであった茅ヶ崎広報委員会が、この事件を知って百人集会を開き、市域を7つのブロックに分けていたのを中学校区をもとにした11ブロックとした。昭和55年には、11の地域で、それぞれの組織化が進み、体系ができあがった。

各地域では、自治会、老人会、婦人会、PTA、子ども会等をもとにまとめられた地域づくり運営委員会が設けられている。運営委員会組織は、地域ごとで異なるが、総務部、環境部、教育部、福祉部などにより構成されている。

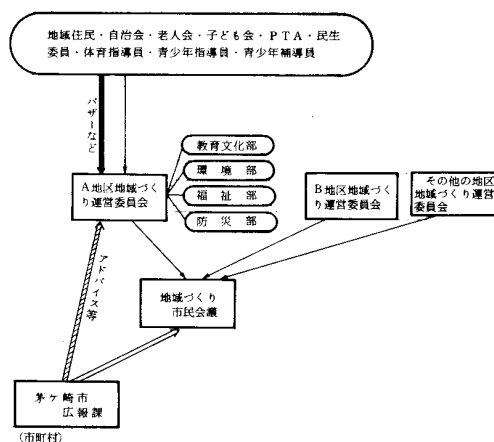
現在では、各地区ごとに特色のある活動が行われており、福祉バザー（松林地区）、一円募金、郷土芸能大会（西浜地区）、おはよう運動（海岸地区）、放置自転車問題への取り組み（茅ヶ崎地

区）、コミュニティセンター建設（浜須賀地区）など多様である。当初は、地域で開催するものの実施面で、行政側のアドバイス、手伝いなどもあったが、最近では、活動の企画、運営において、自主的な試みがほとんどとなっている。

活動のための会合は、土曜日に自治会館等で行われるケースが多いが、これは、婦人や高齢の人たちのみではなく、勤め人の参加を、できるだけ可能にするための配慮である。移動率の高いマンションや団地の住民の方は、一般的には地域への関心が低いとされているが、徐々にではあるが、こうした人々の参加も増えているようである。たとえば、海岸清掃では、ある地区だけで1,000人以上の参加を得ており、地域の環境を守ることへの関心が高まってきているといえる。また、福祉バザーは老若男女を問わず盛り上りを見せており、その収益金の一部をねたきり老人への給食サービスにあてている地区もある。

地域づくり市民会議には、市からの補助金が交

茅ヶ崎市地域づくり市民会議



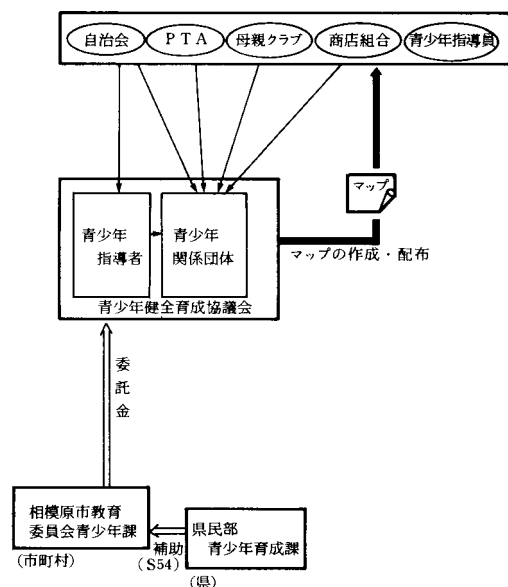
付されている。地域と行政との関係はデリケートであって、“Support but No Control（支援するが介入しない）”が原則であり、担当者の意見も同様であった。

活動を続けていくことの重要な要素は、参集するための拠点の有無 広報活動のための印刷機の有無などであろう。また、活動はすべてボランティアで進められており、金銭的な関係を捨象することが、永続きするためのポイントではないか、という市民からの意見も多かった。

18. 青少年のための地域環境マップづくり (相模原市)

「子どもをとりまく地域環境マップづくり」は、1979年の国際児童年をきっかけに県から市への委託事業として始まったものである。これを、翌年度以降、市の単独事業としてマップづくりを継続している。

マップづくりは、公民館区ごとに組織されている
地区青少年健全育成組織



地区青少年健全育成組織に委託して進められている。昭和54年より上溝、相模台、大野、橋本、清新と5地区のマップが出来上っている。他地区の活動を聞いて自主的に取組む地区もあるという。市内の21地区が対象地区であり、毎年1地区が事業対象となっている。出来上ったマップは、地域の全戸へ配布されている。予算は、1地区当り約50万円である。(印刷費を含む)この作業を民間業者委託することも不可能ではないが、住民がマップづくりのために「地域を歩く」ことのメリットがあるという。歩くことにより、意外に子供の遊び場が少ないという発見があったり、逆に、遊び場としての適地が発見されたりする。市では児童公園や児童遊園の他に、固定資産税を減免とする「子どもの広場制度」があるが、発見した適地をそうした制度の対象としたいという要望となることもある。

マップづくりの過程の中では、子どもにとっての環境を守るため、放置された資材置場の管理や成人向け雑誌販売機の撤去など住民同士の話し合いや説得により解決される問題も少なくないという。マップづくりを通してのこのような活動は、コミュニティの形成の上でも、一つの役割を果たしているように思われた。

19. 日立市民運動推進連絡協議会

日立市民運動推進連絡協議会は、昭和49年に開催される茨城国体を契機に、全国から集まる国体選手をきれいなまちで迎え入れようと日立市役所からの呼びかけと、市民の盛り上がりによって、昭和46年11月に創設された日立市民運動実践協議会が国体終了後、昭和50年7月に発展的に解散し、新たな住民組織として結成された各小学校区組織

の連合組織である。この組織の特色は、各小学校区組織が独立団体として構成されており、各々がユニークな活動を展開しており、市民運動推進連絡協議会は、この各小学校区組織の連絡団体として各会の情報交換と共同事業の実施、各小学校区組織への市補助金の交付、全市規模での事業・行事への協賛又は協力等を行っている。又、日立市には政策提言組織として、環境を守る日立市民会議が設置されており、連絡協議会は市民会議と連携をはかって運動を展開している。(現在 22 小学校区組織)

「日立市はその人口の66%が、日立製作所に関連する仕事をしており茨城県内でも市民意識が高い市である。」と私達に応待をしてくれた連絡協議会の成田留男会長はいう。同会長が話ししてくれた具体的な活動は、

全市一斉空缶回収運動の実施

河川清掃運動の実施

違法立看板・ポスターの追放運動

各種スポーツ大会の実施

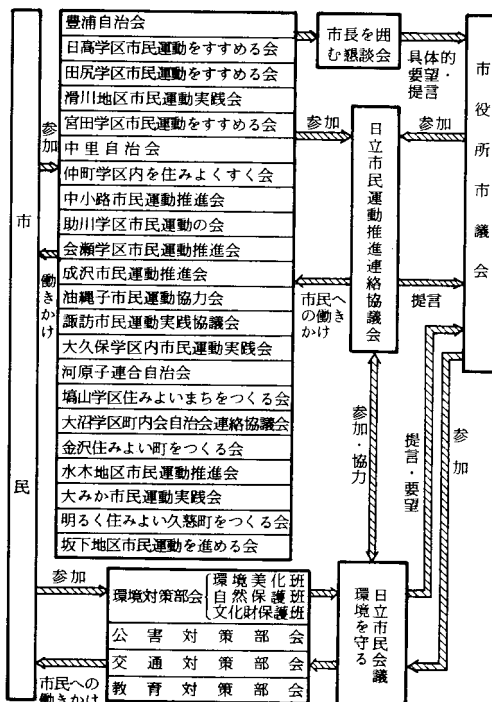
等で、特に空缶回収運動は、9月第1日曜日に実施されており昭和48年から実施をされており、拾う運動から捨てさせない運動への脱皮が課題であるという。昭和58年3月から一部地域で実施されているデポジット運動は、現在2地区で実施され、そのうちの一般市街地で実験的に行った成果をみながら今後多くの地区で実施の方向で努力すると成田会長は、私達に力強く語った。

日立市の市民運動は、行政主導型の市民運動から脱皮をし、自主的な市民運動を行政側が支援をするという先進的な市民運動となっていた。このことは、同連絡協議会への補助金が年450万円程度であり、市民運動会の経費も自分達で調達をし

ていることから立証できている。

市役所を出てから、駅までの約15分の道のりを歩きながら、どぎつい立看板・ポスターがなく、又路上には空缶が捨てられていないつくしいまちをみた時、こうした主体的な市民運動が多くの都市で実践されるよう、又その先駆者である日立市の市民運動が、なお一層発展していくことを願うものでした。

日立市民運動推進連絡協議会



20. 茅ヶ崎に公民館をつくる会 小 和田公民館

茅ヶ崎市に公民館をつくる会は市民学習グループ「公民館について勉強する会」の活動から発展したものである。公民館について勉強する会は、会がまとめた「茅ヶ崎市の公民館像をもとめて（付）私たちがつくった茅ヶ崎市公民館条例案及びその解説」の中で、公民館を

- 1 公民館は住民の交流の場
 - 2 公民館は住民による集団活動の拠りどころ
 - 3 公民館は住民のための学習の場
 - 4 公民館は住民による文化創造のひろば
 - 5 公民館は住民自治をすすめる原点
- として位置づけている。

この公民館をつくる会の活動が学習活動に参加する者の子供の保育の問題を核として広がったことも注目すべきことである。すなわち、乳幼児を持つ母親たちの学習や集会を保障するための保育室を設けて、子供が小さいうちは、公民館に来られなかった母親たちにも参加できるようにした。当初は、お互いに保母さん役として学習を支えた。地域の人達も活動することで生き生きとする。また、よその子を保育することで、子供の見方が幅広くなるし、おばあちゃんが子どもを見てくれることもあって、子供も喜ぶ、そんな世代間の交流もできた。定年後の男性で、めざましい活動をされている人もある。

公民館をつくる会の活動は、昭和50年の学習会活動にはじまり、昭和51年からは、広報紙「息吹き」を毎月発行し、行政および市民への広報活動を活発にしていった。そして昭和53年には、地元住民24名から成る「公民館建設小委員会」に2名の会員が参加していくようになった。「公民館

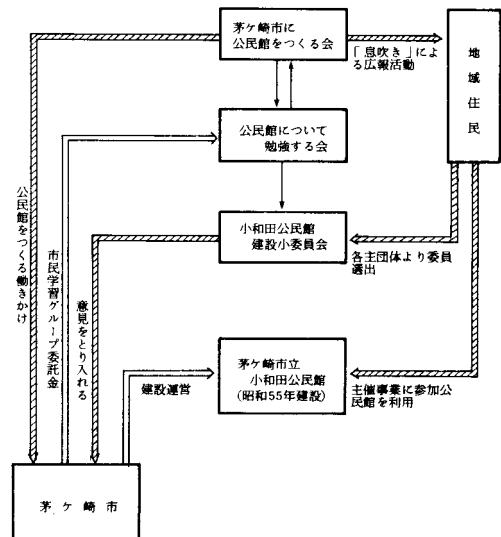
建設小委員会」は、公民館の設計段階から市民が参画し、その意向を反映させていくものであった。こうして昭和55年に、茅ヶ崎市にはじめての公民館、小和田公民館が建設された。

公民館の玄関を入ると、中央のテーブルを中心にして、右手に図書コーナーがあり、正面奥には畳のコーナーがある。ガラス戸越しには、子供の遊べる砂場が見える。明るくて実に雰囲気がいい。設計段階から市民が参画していて、市民が使いやすいように考えられているのである。

自分達の要望でつくったものだけに、利用状況はきわめて活発である。現在約200の団体が利用していて、会議室などが不足しているような状況である。私達が訪れた日も、どの部屋もみんな利用者でふさがっていた。また、公民館の講座の開催については、市民から企画委員をつのったり、主催講座の講師を市民がつとめたり、利用する市民自身が、講座の開催にかかわりをもっている。

現在の問題点としては、建設に際して要求した

茅ヶ崎市に公民館をつくる会



車イス利用者のためのエレベーターの設置が実現しなかったこと、公民館運営のかなめである運営審議会が十分に活用されないこと等があげられる。

21. 菅生こども文化センターにつどう会

「市民参加による児童館の運営」という最近理想像としていわれている運営形態が、川崎にあった。ただ、川崎市の児童館がすべてそのような形態で運営されているわけではない。菅生という一地域の館が、10年以上にわたる活動の中からつくり上げてきた姿だ。そこには、市民、職員、市当局という3者の努力と協力、対立の歴史があった。

文化に乏しい不便なまちに児童館をつくらうという運動は、昭和46年、3人の母親が家庭教育学級を受講したことから広まった。「お茶のみ会」と称するその会は、学習会から、無公害食品の共同購入、流通センター反対運動といろいろな方面に手を染めたが、再び教育の問題にまとをしぼり、文庫活動を開始した。その中から、文化施設への要求が高まり、図書館設置から、図書館を含む児童館設置へと、目標は変わってきた。つまり、新興住宅街の子ども達にとっては、ここがふるさとなることに気づき、施設を通じてふるさとづくりをする、それはまちづくりの一環でもあるし、地域で子どもを育てる大人達の共働事業でもあるという気持が、次第にできてきたのであった。

3年をかけて学習し、説得力をもった運動を展開した会の要求は、市当局の上層部の理解にも恵まれ、児童館の設置は成った（昭和50年）。ここで、児童館をつくる会は、つどう会に発展的解消をした。当時は、市民参加の施設運営までは、一般的に提唱されていなかったが、設計から運営まで自分達でつくり上げた構想をもっていた会は、

運営にも主体的に参加していく途をとった。つくる会は、児童館建設中から、自治会館を利用して、1年間運営のリハーサルまでしていたのだった。

「社会教育が住民運動の文化的側面」だと理論的には肯定していても、「行政は住民に対して常に完璧でなくてはならず、自治体職員は、大きな組織体の中で旧態依然としたお上の存在」（註月刊社会教育'77年2月（国土社））からは脱け出せていなかった。行政は市民と共働するという行動様式をまだ持てずにいた。

その間に立った現場の職員がいちばん大変だった。時には市民と感情的な対立にまで至ったという。市民は職員を、単なる施設の管理者などとは見ない。彼の全人格と相対し、話をしてくるのだ。しかし、そういったギャップも、広報紙づくりや行事の実施など、共働作業をする中で、埋められていった。

つどう会は、こども文化センターを拠点に、幼児クラブ、読書クラブ、人形劇クラブ、家庭教育学級等を運営している。また、地域広報紙「ひまわり」を編集発行している。各クラブの代表者、職員、地域からの自主的参加者で、企画運営会議を構成し、館の運営を話し合っている。積極的に参加したい人は、だれでも参加できるオープンなこの会議は、形式化された会議とは違い、議論が白熱化することもたびたびだが、地域の中のさまざまな才能をもつ人の力が十分に生かされているという。

「企画運営会議や各クラブの運営は、子どもを核に結びついた母親達によって行れるが、それはお手伝いとか奉仕ではありません。ボランティアな精神とは、金銭的な収入がなくても、自分が楽しい、自分が創造する手応えがある。知的な活動

欲求が満たされる場所にあるのです。地域の施設の職員は、参加する市民の力を掘りおこし、必要な手助けをするのが役目です。内実の伴う市民参加は、職員の力量の問題でもあるのです。」会のリーダー・十文字美恵さんは、このように話してくれた。

会のメンバーは、女性中心だが、彼女達が活動していくには、周囲の理解が必要である。この会では、夫の理解はもとより、男性陣をまきこんだ活動をしている。父親は幼児クラブの運動会を見にくるわけだが、そこで初めていきいきと活動している妻の姿を見て、以来協力的になるという。どうも男性は、話し合いだけでは照れくさいようで、力仕事だというと参加してくれるそうだ。男性陣は、「サタデーナイトいたかの会」(「いたか」は、おお!おやじいたかの意)をつくり、土曜の夜に話し合いの機会を持っているほか、ハイキングなどの行事も実施している。市民の持って

いる趣味や特技を生かせば、職場ではとても太刀打ちできないすばらしい活動になるものである。

最後に、「つどう会」は会則も会員もはっきりしたものではなかったため、傘下の各クラブが各々独立した形となり、いつの間にか「つどう会」と呼ぶ人がなくなった。10年を節目として、「つどう会」の発展的解消を考えている。各々が力をつけてきて傘など不要になったととるべきだろう。

22. 財団法人川崎市市民自治財団

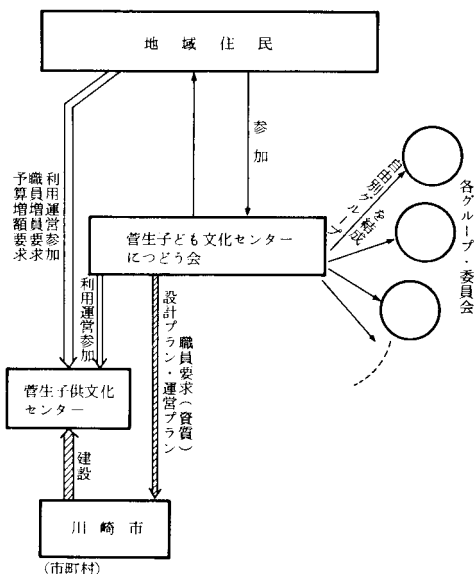
自治会・町内会活動などの地域における活動の拠点として自治会・町内会館はなくてはならないものである。川崎市には570にのぼる自治会・町内会がある。また市北部を中心に開発が進み新しいまちが次々にできつつある。ところが古くからの自治会館等は、自治会が法人ではないこともあって個人名義の登記ものが多い。また団地などの開発事業者が自治会に土地を寄付する場合、法人格のない自治会には寄付しづらいという。

ところが、こうした自治会館や寄付される土地を市の財産にしてしまうと、全市民に開放しなければならず、一つの自治会が優先して使うわけにはいなくなるなど様々な問題がある。

川崎市市民自治財団は、こうした難点を解決するため、市と自治会あるいは市と開発業者の間に立って、自治会館や土地の寄付を受け、それを各自治会に貸付けるという仕事をしているのである。

さらに、58年12月には武蔵小杉駅の近くに川崎市総合自治会館も建設され、この管理運営も財団の事業となっている。「この会館の目的は、ここが市民の友愛と連帯の場、ふれあいの場となること、自治についての勉強の場になることなんです。」と財団の常務理事の菅井さん。300人収容

菅生子ども文化センターにつどう会





のホール、資料室、会議室、喫茶室などがある。さらに複写機がガリ版などの印刷機材、サークル用の貸ロッカーなどもあり、市民の自主的なグループが、自由に使えるようになっている。

「これからは、この会館を使って、自治活動を積極的に支援していく事業をつくっていききたい。また市民や市内の様々なグループの活動拠点としてもっと使ってもらうようPRしていきたい。」と菅井さんは将来の計画を語ってくれた。

しかし、事業を拡大するには人員も必要となるし、財団の性格上会館の使用料も原価主義はとれず、現在の基本財産では、自主的な財政運営は難

かしく市の補助金に頼っている現状である。

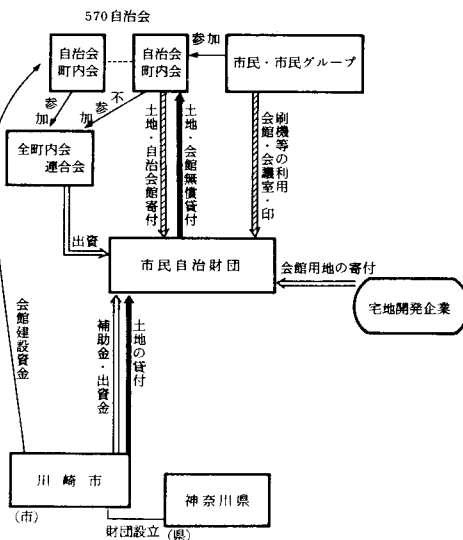
ともあれ、急激な都市化の進行によるひずみを回避し地域自治活動を支援するというすぐれたアイデアからうまれた財団は川崎市民と全国自治体の注目を集めているようである。

23. 花とみどりの会 (町田市)

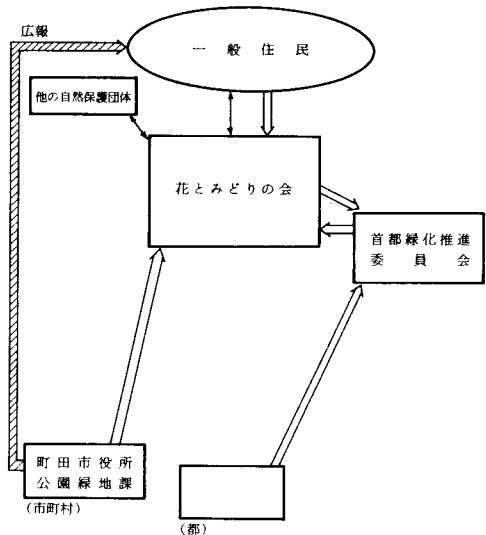
花壇コンクール、緑の啓蒙のための看板づくり、緑化のための研修会、緑の交換会、パンジーの配布など12の事業が「花とみどりの会」の活動内容である。この会は、「町田市長期構想」策定の分科会の際に、全市民を会員とした緑化運動の構想が出されたことに端を発している。市民相互で、緑に対する認識を深めるとともに、緑豊かなまちづくりを実現しようという目的で、この会は昭和47年に発足した。

現在の会員は445名であり、うち9割が主婦である。その主婦が中心となって、街頭にて緑の羽根募金を行ったり、会の内外から講師を招いて、

市民自治財団



花とみどりの会



緑化に関する講演会を開催したりしている。事務局は市にあるが、会員の中から互選された運営委員が、主体的に運営計画を策定している。その運営委員も主婦が中心となって構成されているが、会の活動をより一層発展させるためには、さらに若い人々の積極的な参加が望まれる。

会への参加は自由である。現在年会費 1,200 円を徴収して運営費に充て、上のような活動をはじめ、公共施設や公園などの緑化といった面でも、かなり活動の効果をあげている。

会の課題としては、都市においてますます重要になっている緑の保存に、今後会がどのようにかわっていくかということではないだろうか。現在のようなボランティア活動という形をとっている限り、緑の保存という金銭の絡む問題では限界があるが、可能な範囲での前進を望みたい。

町田市では、昭和 59 年 1 月に、「緑の保全と育成に関する条例」が施行された。こうした動きの中で、花とみどりの会に期待されるものも大きいと思われる。

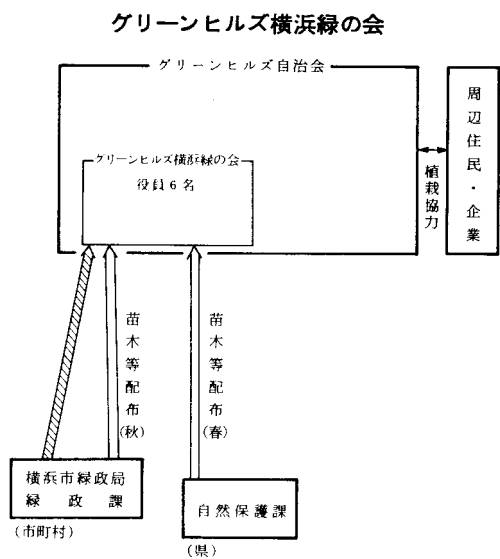
24. グリーンヒルズ横浜緑の会

グリーンヒルズ横浜緑の会は、市の広報紙に載った緑化推進団体募集の記事を読んだ一主婦の、緑を取り戻したいという願いから生まれた。グリーンヒルズ横浜は、横浜市保土ヶ谷区にある分譲マンションの立ち並ぶ中規模団地である。建設当時は、まだ四季折々の自然に恵まれていたこの一帯も、次々と団地や道路ができることによって、緑が失われていった。彼女だけでなく昔の権太坂一帯を知っている人は、ことさらこの状況を嘆いただろう。

当時のグリーンヒルズ A 棟自治会役員は、全員

主婦で構成されており、昼間活動できるという好条件もあり小さな広報記事をきっかけに、身近な緑の回復に積極的に取り組んでいった。まず、建物の周囲に木を植えるとともに、急な坂道になっている進入路脇の斜面の上を緑化しようということになった。しかし最初は、道路の管理が道路公団なのか、市の土木事務所なのかもわからなかった。担当の土木事務所も、所有権の問題等で、彼女達の申し出をかたくなに拒絶していたが、2 回 3 回と交渉するうちに折れてきて、住民の責任で管理するという条件で植栽できるようになった。ただ残念ながら、最初から気になっていた道路との境界線の無骨な二重のフェンスは、とることができなかった。

同時に、通称“百段階段”の両脇に植栽することになった。ここは、住民の通勤、通学、買物道路で殺伐としたコンクリートの風景も、緑ができたことによって、ずいぶん和んだものになった。しかしここも、脇は企業が借りている土地で、企業が利用する時はすぐに撤去するという条件付



の植栽だった。この時も、この地主の方が、東京にあるその会社の本社に足を運び、了解をとりつけてくれた。

また、植樹の作業には、隣の独身寮の若者達も力を貸してくれた。この「緑の会」の結成をきっかけに、数年来のけん案であった全棟自治会の合併もでき、金棟一斉の草刈りの日には、自治会、子ども会とも協同して作業している。こうした周囲の協力にも支えられて、彼女達の活動は根づき、住民同士の幅広い交流もできてきた。

市や県からの苗木の配布や技術的なアドバイスも、彼女達の大きなバックアップになっている。しかし、これからは大きく育った樹木の手入れや、それにかかる費用の問題などもかかえている。

緑豊かな住環境を取り戻すという彼女達の目標の奥には、ここがふるさととなる子ども達のために、愛着のもてる所にする。そして子ども達が土に触れることによって、緑を、自然を解する人になってほしいという願いがある。また、まだ歴史の浅い自治会の中で、住民が緑に関心を持ち、協力することをテコにして、住民の心がようまちにしていきたいという希望がある。

25. 盛岡市グリーンバンク

「街の風景はみんなのもので。盛岡は、周辺の山々や市内を流れる河川が良い環境をつくり出しています。ただ、市内を眺めてみますと、昔に比べて大きな樹木が少なくなっていますし、街かどや道路沿線、広場など緑がほしい場所が沢山見られます。…」

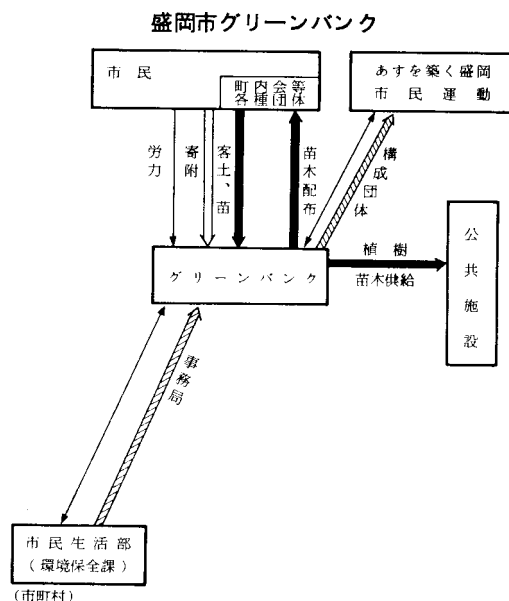
グリーンバンクは、市民の善意の提供を、5つの口座（苗木、庭木 労力 技術 客土、材料 拠金）に預かり、計画的に払い出し（＝

支援）していくという制度である。

この制度は、市の環境保全への取り組みの中で、「百万本植樹運動」を推進するために、昭和40年につくられた。百万本とは、20万市民が1人1年に1本植えると、5年間で百万本になるという計算である。これは、昭和53年に目標を達成し、その後市は、「生け垣1万メートル運動」（昭和54～58年）、「まちの木通りの木運動」（昭和59年～）と展開している。

前に紹介した歴史的建造物の保全と同様、公共事業としての緑化ではなく、市民運動としての緑化というこの一連の政策は、“盛岡方式”のまちづくりの両輪をなすものである。

グリーンバンクは、市民の善意（＝市民の持っている資源）を橋渡しすることによって、苗木の購入と供給、募金、公共用地への植樹、樹木の管理、助言等の活動をしている。ただ、グリーンバンクの活動は、市内の会社社長である頭取の奮闘と、市の助成、事務局としての働きに支えられて



いる面もある。これまで、盛岡駅前の樹植のための募金運動では目標を上回る募金額を達成するなど、市民運動のシンボルとしての働きは果してきたが、事業の活性化が今後の課題といえる。同じような制度を実施している事例がいくつかあるが、樹木の移送コスト等システムの運営に検討の余地があるという。盛岡市グリーンバンクでは、昭和59年7月から、バンクの組織を強化、拡大し、市内の各団体、企業からの参加を得て、運動を盛り上げようとしている。

26. 財団法人鎌倉風致保存会

鎌倉は、源頼朝が幕府を開いて以来の歴史的遺産と豊かな緑に恵まれた古都である。鎌倉にも昭和30年代の高度経済成長期を境に大規模な宅地開発が進み自然が壊されていった。

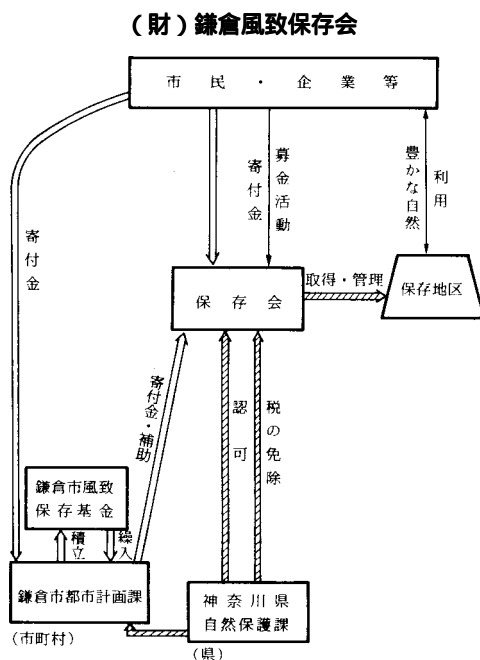
そして昭和39年に鎌倉の聖域とも称せられる鶴岡八幡宮の裏山（御谷）を宅地開発する計画が持ち上がり、鎌倉の市民はこの開発に反対する運動をくりひろげた。その一つは、全国的な署名運動となり「古都保存法」の制定に結びついた。もう一つが、イギリスのナショナルトラストを精神的な母体とした「財団法人鎌倉風致保存会」の誕生に結びついた。この財団は、「鎌倉市内の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的」とし、昭和41年には「御谷」の山林約1.5ヘクタールを取得し、現在もその管理をしている。この取得事業は、「日本版ナショナルトラスト第一号」といわれているものである。発足当時の昭和39年から43年の4年間に、市民や市内の団体法人などから3,100万円の寄付金を集め、専任の事務局員を置き活発な活動をすすめた。

「しかし、御谷の山林を取得したことで、昭和

41年4月に古都保存法が成立したことで、財団の当面の目標が達成されたため、その後活動は休眠状態になりました。」と現在財団の事務局を預かる鎌倉市都市計画課安田さんは説明する。財団は「保存を必要とする土地」の認定を行いその保存を訴えていたが、成立した古都保存法による「古都保存区域（歴史的風土保存区域）」は、ほとんど財団の認定した地区と同じであるという。また、その後御谷のような緊急に対応をせまられる「ターゲット」も無かったことが、活動の停滞した理由のようだ。

しかし、最近「古都保存区域」内に開発の動きが見えだしたことにより、鎌倉市は財団の活動を期待し、昭和57年から財団のPRを始めた。また市独自に「鎌倉市風致保存基金」を設け財団への財政的援助をしていくとのことだった。

鎌倉は、たとえ山林でも地価は高く、一担取得



した土地も管理するだけで膨大な経費がかかる。

「保存の必要な土地を、すべて買い取ることはできません。今後は借り上げ保存などの方向も検討したい。また、市民が利用・活用できる保存もしていきたい。そうすれば市民へのアピールにもなると思う」と安田さん。

活動再開後は、土地だけではなく「保存建築物」として大佛次郎茶亭を指定するなど歴史的建物の保全・管理もはじめている。設立後20年になる財団が、鎌倉の歴史と風土を守っていくためには、設立当時のような市民の応援と理解を得ることが第一に必要なようである。

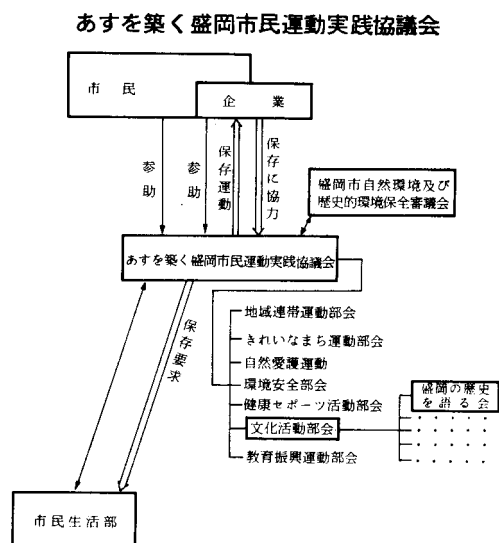
27. あすを築く盛岡市民運動

昭和45年10月、待望の岩手国体が開催された。その3年前から、選手の民泊を、きれいで親切なまちで受け入れようという市民運動が展開されていた。この運動を「あすを築く盛岡市民運動」といい、現在も引き続いており、その内容は、街路、河川、公園などの清掃や花いっぱい運動など多様であるが、とりわけ運動の一環としての郷土理解の運動は、昭和47年3月に、「盛岡の歴史を語る会」へと継承され、充実していった。また、この背景には、5年後に予定されていた東北新幹線の開通という時代の波に対する潜在的不安があったこともあげられる。つまり、リトル東京になってはいけない、郷土を見直し、盛岡らしさを残すのは今しかないといった市民の気持が、そこにあった。

「盛岡の歴史を語る会」は、地域集会、歴史講座、盛岡ことば研究会、研究調査資料の発行を中心に活動した。地域集会や歴史講座には、学校の先生、郷土史家を中心に、古老や老舗の店

主などを語り手に迎えて、幅広い市民の参加を得ていった。そこで、その貴重な記録を書き残し、刊行しようということになったが、会費なしの市民団体には印刷の費用もなければ頒布のあてもない。そこで、その話を聞いた地元の印刷会社の社長さんが、赤字覚悟で出版を引き受けようと申し出てくれた。こうした経過で『もりおか物語』は刊行され、全十巻の市民手づくりの市民の歴史の本ができたのである。

この運動に、もうひとつ大きな転機が来た。昭和49年秋、大正5年に建てられた第一勧銀の重厚な建物の取り壊しの話が持ち上がった。市民の運動は、歴史的建造物保存へと結集した。結局この建物は取り壊されたが、そのイメージを受け継いだ新店舗が建てられた。これを契機に、市の「自然環境保全条例」が、盛岡らしさの要素である自然環境と歴史的環境の両方を保全の対象とした「自然環境及び歴史的環境保全条例」として昭和51年3月改正施行された。これによって、岩手銀行、古い商家ござ九、旧九十銀行、旧井弥商店等が歴



史的建造物に指定され保存されている。

特筆すべきことは、この制度は、市が買い上げるのではなく、「それが建っている街並の中で、現に使われている状態で保存されている」ことである。

このお話をしてくださった在研究所の佐藤氏は、前盛岡市市民生活部長であった。旧国体事務局をそのまま引継いだこのセクションの人達は、市民や企業人の中に入り、勉強会で、会議で、あるいは酒の席でも、夜を徹して話し合った。そんな人と人との関係を基礎にして、盛岡のまちづくりが展開されていったのである。

歴史的建造物の保全のためには、所有者である企業や個人の権利は制限されることになるが、企業を含めた市民の責任と参加で、街の歴史的、文化的環境を保全していくといった“盛岡方式”のまちづくりは、注目すべき事例である。

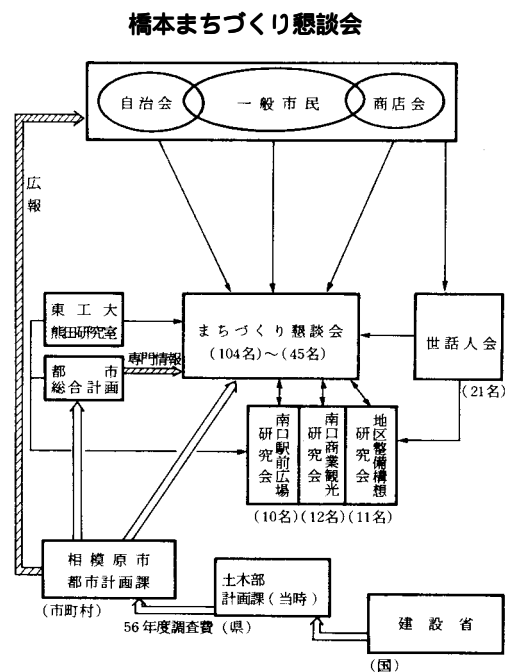
28. 橋本まちづくり懇談会（相模原市）

京王線の橋本駅延伸を契機に昭和56年度に「まちづくり懇談会」が発足した。これはまちづくりのための調査対象地区として昭和56年度に県が、昭和57年度に市が、日本都市計画学会に調査委託したことに端を発している。まちづくりを進めるためには、物的施設に注目するだけでなく、住民が希望を述べる案を選択していくための組織が必要という認識の下に設置されたのである。

このまちづくり地区の特徴のひとつは民間プランナーと、アドボケイターとしての大学研究室の参加であり、もうひとつは、このまちづくり活動が、「まちづくり懇談会」「世話人会」「テーマ別研究会」という3つの組織から成り立っていることである。「まちづくり懇談会」は、自由参加

型組織であり、橋本駅周辺の橋本・宮上地区の住民を中心に広報により参加を呼びかけられ、自由な意見交換の場である。「世話人会」は、橋本・宮上地区の自治会役員、商店会々長、公民館運営審議会委員等21名からなる代表者の参加型組織であり、まちづくり懇談会の準備・運営を行う組織管理の場である。「テーマ別研究会」は、懇談会参加者からの自薦による10名前後の小規模組織であり、商業環境、駅前広場、地区整備について具体的な計画案を研究する場となっている。

まちづくり懇談会は、56、57年度で計5回開催されている。それぞれの会で「現状の把握」「3つの構想案についての検討」「計画課題の整理」「テーマ別研究会の成果と今後の進め方」「計画案」と段階的に議論が進められてきた。最初の段階では、「提案カード」の活用、中盤では、テーマ別研究会の設置・検討といった試みがなされて



いる。また毎回の懇談会には、前回検討された内容や新しい課題などをわかりやすくまとめた「まちのしおり」が配布され、話し合いの材料を提供している。

一般的に再開発事業といったまちづくりを進めていくには十数年の歳月が必要ということが言われる。橋本の懇談会は、昭和58年2月を最後に一時休止状態となっているが「機が熟す」を待って、地道な話し合いによる「まちづくり」の推進が期待される場所である。

29. こども文化センターと老人いこいの家 (川崎市)

市民の公共的活動でも公益法人でもなく、公立の施設である。今回はこういった市民利用施設での公共サービスのあり方を、複合施設という方式を中心に話を伺った。

川崎には、こども文化センターで老人いこいの家との複合が13カ所あるほか、障害者施設、総合福祉センター、福祉会館との複合の例がある。施設の複合によって、土地代や建設費を節約できることも大きい。私達は、そこで老人と子どものふれあいが見い出せると考えていた。つまり、核家族化、老人世帯の増加、子どもの異年齢集団の崩壊といった状況のとりまく現在、子どもと老人が、単にバラバラに児童館で遊び、いこいの家で憩うのではなく、交流することによって、互いにサービスの受け手であり担い手としても存在すると考えていた。

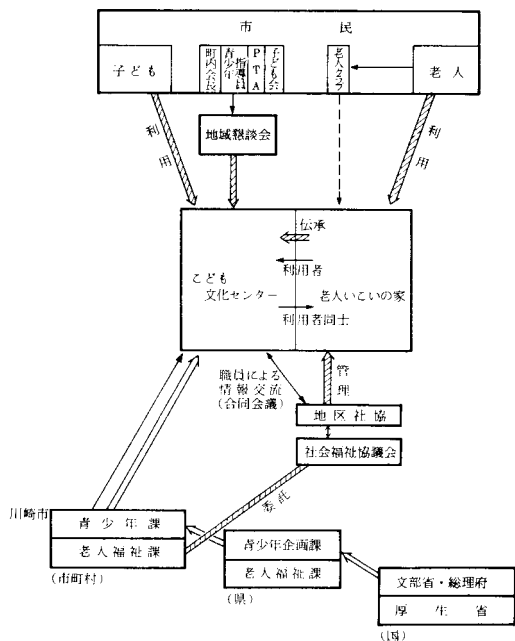
しかし、「お年寄と子どもは、うまく合わない面もあります。」という指導員の方の話に、現実のむづかしさを痛感した。老人は囲碁や将棋を楽しむにきたのに、片や活動的な子ども達はキャ-

カーとドッチボールをしている。無理からぬことである。憩いに来た老人に子どもに昔の遊びを教えてやることや、遊びが生活の全てである子どもに老人の話し相手をするを、誰も強制することはできないだろう。

もっとも、年に何回か合同行事を企画し、楽しく過ごすこともある。それ以上に、こども文化センターの多面利用を発端に、婦人サークルが施設の存在を認知し理解が生まれ、現にそこに老人と子どもがいることを住民がとらえ、考え、話し合う土壌が生まれてきたことは、大きな成果といえる。こども文化センターは、今後は地域懇談会を運営委員会に改め、地域に育ちゆく時代と考えている。

老人いこいの家も変わろうとしている。今まで囲碁や将棋、民謡といった娯楽的活動が中心だったが、昨年からは教養講座を開講した。特に健康講

川崎市老人いこいの家&こども文化センター



座は好評だったようだ。また、講座が目的で来る老人は、従来とはちがった層の人もいる。(参照「老人利用施設のあり方に関する調査研究報告書」57、3 川崎市民生局)このほか、相談活動をしてほしいという希望もある。

一般的には、まだ受け身の段階だが、アンケート調査では、活動の世話役を手伝ってもよいという回答が6割を占め、老人の意識もしだいに変わってきているのではないだろうか。

このような施設運営のあり方は、ハード、ソフト両面とも、当時の行政が予測し得なかったものもある。今後は、老人や市民のエネルギーを十分活用できるような、市民本位の柔軟な対応や、職員の市民利用施設のスーパーバイザー的能力の育成などが、重要な課題としてのぼってくるであろう。

30. トオノピアプラン(遠野市)

遠野は、柳田国男の『遠野物語』で広く全国に知られ、現在は、「北上山地に息吹く永遠の田園都市」を目指し総合計画「トオノピアプラン」に基づいてユニークな事業を推進している。私達は、トオノピアプランの中核をなしている市民センターやカントリーパーク等の複合施設において、複合の真価がどのように発揮されているかを中心に調査した。

遠野市は、山地のデメリットをメリットに転化し、田園都市を築くためには、まず人づくりからという理念のもとに、市民のための施設、市民センターを市の中心に1ヶ所、カントリーパークを町村合併前の旧町村単位に7ヶ所、順次設置していった。ともに複合施設で、市民センターは、なんと中央公民館、市民会館、体育館、勤労青少年

ホーム、老人憩いの家、図書館、博物館の7つの機能を持っている。タテ割の中央各省庁から“地方の知恵”で、それぞれの補助金を獲得したという話は、伝説的になっているが、市民センターは単に複数の機能の寄せ集めではなく、市民生活行政と社会教育行政、さらに市民組織の拠点としての機能を総合している。職員も、市長部局と教育委員会の兼務になっている。

カントリーパークも、同じ理念でつくられている。市民センターのサブセンターとして機能する地区センター、公民館、体育館、児童公園、民俗資料館などが配置されている。独立施設であるが、小・中学校、保育所、農協支所等も隣接し、協調を図っている。(参照「トオノピアプラン」)

施設の複合化によって、イニシャルコストの低減には効果を発揮したが、ランニングコスト(人件費、ホール等の維持管理費)の点では、使用料収入が少ないだけに苦しい(ホールは、立地上興業収入が少ない。)組織面では、兼務により事業上の応援体制が柔軟にできることがあげられる。さらに将来的には、兼務あるいは組織の複合は、市民の学習が、市民参加によるまちづくりに直結しないという現在の社会教育の限界を超える可能性を持っていると考えたい。

カントリーパークの保育所に子どもを連れて行き、母親は公民館の講座に参加、兄は同じ敷地内の小学校に通うといった複合のメリットは、十分に発揮されている。企画、脚本、キャスト、スタッフ等すべて市民の手づくり演劇『遠野物語ファンタジー』の上演も今年で9年目を迎え、遠野の新しい文化の胎動を感じた。

カントリーパークで、長老が昔話を話すというように『遠野物語』は今も語りつがれ私達が考え

ていた、複合施設を舞台に、市民がサービスの受け手であると同時に担い手にもなるという形態は、それほど意識されてはいなかった。というのも、このあたりはまだ三世代同居が多く、世代交流や地域の結びつきがまだ日常的に、ごく普通に行われているからだ。新しい公共サービスの供給方式といっても、地域性を考慮に入れていなかった私達の思慮の浅さを身にしみて感じた。

カントリーパークでは、地区ごとのテーマを持った民俗資料館がある。例えば、土淵地区は伝承館、綾織地区は農耕館、附馬牛地区は牛馬館といった具合である。さらに、土淵地区の工芸館は民芸品、青笹地区では木材加工といったように、農村行政や社会教育だけでなく、地域施設で生産をすすめ、不採算部門と採算部門（観光、生産）を結びつけようとする方向は注目したい。この先駆的事例が、次のたかむろ水光園である。

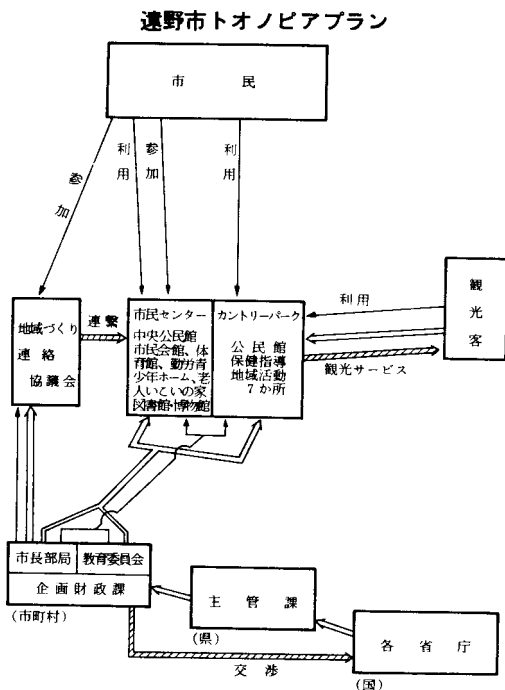
31. たかむろ水光園（遠野市）

「たかむろ水光園は、市が設置した財団法人遠野市水道業務管理公社が経営する農民の憩いと観光宿泊の施設です。」これだけでは理解に苦しむだろう。そこで、水光園建設の経緯から説明することにしよう。水光園の構想は、浄水場の建設計画に伴って浮上してきた。遠野市はカントリーパークや市民センターなどの複合施設をつくった実績がある。ゴミ消却場の余熱利用の温泉とレクリエーション施設をもつ清養園という施設の建設運営で培われたノウハウもある。水光園は、同じ水を飲む市民の憩いと交流の場をつくらうという発想で、浄水管理センターと農村活力センターを複合させたところに出発点があった。これに、水道からひいた水を太陽熱でわかした“そらの湯”

水源との標高差を利用した小水力発電（この2大機能がたかむろ水光園（高室は字名）の由来になっている。）水は内水面漁業施設として生かし、産業を興そう。やはり民話の里には、曲り屋の民俗資料館も必要だ。池や水車、運動広場もある憩いの場。水道資料館で、水道のしくみも知ってもらおう。淡水魚加工、民芸品、漬物加工は、利用者に提供すると同時に、産業振興のパイロット事業とする。木質系ボイラーは、廃棄物をエネルギーに変える、の8機能が備えられた。

それぞれの施設機能の高度利用と、相互補完による相乗効果という施設設置の目的は、見事に達成されている。また、水光園に用いられている技術は、ひとつひとつは巨大なものではないけれど、適正規模の技術を有機的に結合させている点は、技術的にも注目される。

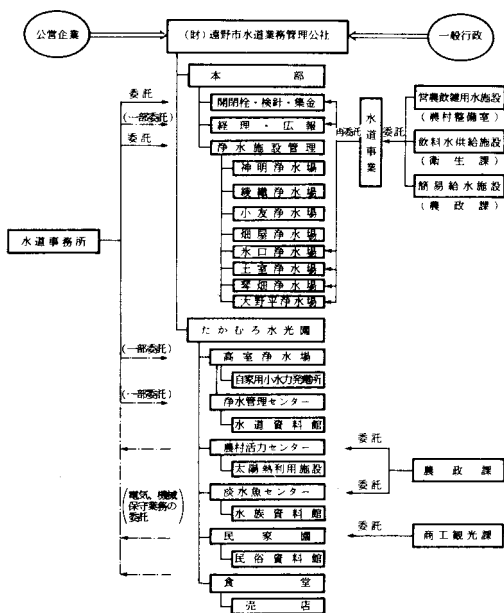
水光園の運営は、財団法人遠野市水道業務管理公社に委託され、従業員雇用面でも、地元で雇用



機会を生み出している。複合化により、ランニングコスト(人件費、光熱水費等)は低下しており、公社は独立採算を達成しており、市からの補助はない。

今後も、宿泊施設を持っていることを武器にし、地域講座の開設、児童生徒の合宿、市民の交流などのプログラムを展開していく考えがある。また、肉牛、淡水魚、山菜等の地域産品の加工、民芸品の販売など、産業分野への展開も図られるだろう。

(財)遠野市水道業務管理公社業務機構図



市民活動ネットワーク形成の意義を考える

- 1.と き 昭和59年6月23日(土)午後1時30分～4時
- 2.ところ 神奈川県自治総合研究センター 404研修室
- 3.出席者(順不同) (研究チーム研究員)

武井 昭	(株)横浜電算	朝倉 幸子	消費生活課
玉井 明	あすなるの会	武内 真	自然保護課
小澤 洋子	グループカーム	蛭名喜代作	団体育成課
宇津木朋子	にんじん	川上 和宏	住宅建設課
端山 慶子	神奈川県消費者の会連絡会	本地 昭勝	厚木児童相談所
十文字美恵	児童館をつくる会	水谷 明	企業庁水道局業務課
内田 三郎	(株)ニーレ	金子 延康	横浜市都市計画局調査課
	(敬称略、順不同)	国重 正雄	自治総合研究センター

武内 本日は市民の皆さんと如何にして今日的な地域の問題を解決しうるか、ということをお話し合いいただくためにお集まりいただきました。各地域では、様々なレベルで様々なグループが活動している訳ですが、その活動のノウハウや人材そのものが地域での資源であり、異なった団体同士で連絡をとりあうことで課題の解決の糸口が見つからないか、ということが本日のテーマです。どうぞ、よろしくをお願いします。以降の司会をソフトウェア会社にお勤めで障害者の問題についても詳しい武井さんをお願いします。

武井 武井です。実は大変な役を引き受けてしまい、後悔しています。障害者の問題については、ボランティアである程度わかっているつもりですが、他の消費生活の話や児童のことはわかりませんので、困っていますがよろしくをお願いします。

最初にネットワークという言葉について説明したいと思います。ネットワークという言葉は我々の業界でも「コンピューターのネットワーク」ということで大流行です。単に大型コンピューターを中心とするだけでなく、小さなコンピューターをつなげていく動きも盛んです。

もう一つのネットワークという言葉は、昨年、米国の身体障害者の情報処理教育を調査してわかったことですが、その中で市民の団体が活発に活動していることです。たとえば、カリフォルニアの身体障害者の自立活動センターなどです。ここでは、市民活動の情報が一元化されていて利用でき、障害者相互が支えあえるようになっていきます。このようなことからいろいろな意味で「ネットワーク」という発想が生まれてきたのはタイムリーだと思います。この会で自由な発想の中から新しいものが生まれると思います。今日は時間まで討議してください。

団体間のつながりとは

端山 私は、防カビ剤を使用しないレモンのことで農協と永いつきあいをし、多くのことを学びました。

現実の課題として、このような（団体相互の）線をもっと広げていくことが大切だと思います。

武井 何か具体的なもの、実利的なものが発火点になると思います。お互いにメリットとなること（団体間の）つながりの可能性になると思いますが。

武内 あすなろの作品の販売を県消連にお願いするようなことはできますか。

武井 自分たちで作ったものは自分たちで売りたいと思います。ただ電線の皮むきでなく、もっと創造的な仕事をしたい。また、自立生活している障害者の食事はボランティアに頼る面が多いのですが、それがないとカップラーメンですます場合もあり、自立生活していけるための給食システムがほしいと思っています。

宇津木 今は地域の事業者に対して弁当屋をやっていますが、今後は、老人、障害者向けの給食もやりたいと考えています。そうしないとただの弁当屋になってしまいます。また、地域の主婦が作ったものを展示販売することについては可能性があると思います。

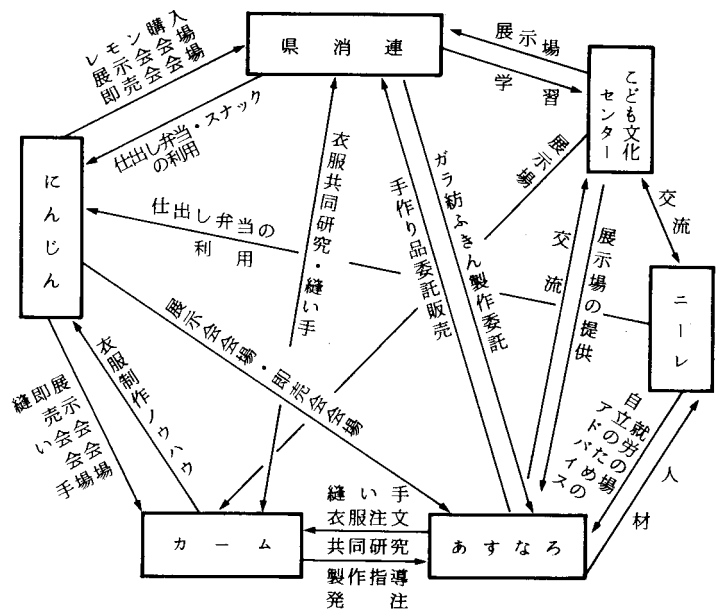
内田 腎臓病の食事がデパートで出ていますが、かなりのニーズがあると聞いています。腎臓病用給食のためのカロリー計算のできるプログラムを私たちが作って差しあげられると思います。

武井 それは、人工透析患者のグループであるニーレでなければでない発想ですね。

小沢 自治体などで行っている「ふるさとまつり」などで障害者や老人のための衣料のファッションショーを担当しています。明るくて着やすい車椅子の方やねたきりの方のための服を発表しています。身障者の方から「ここはこうしてくれ。」と積極的に言ってもらって作っている方でもありがたい。老人用の服も一人ひとり体型が異なっているので工夫がいります。現在は老人ホームに卸していますが、他のグループの方ともネットワークできると思います。

武井 アメリカでは脊損の人の椅子は車椅子というイメージがありませんね。老人もカラフルな色の服

<参 考> 現在考えられるネットワーク（研究チームによる試案）



を着ています。

小沢 カラフルで明るい色こそ老人や身障者に使っていただきたい。

玉井 日本の身障者は暗いイメージがある。着ること、着させることが簡単という発想だけでなく、着ることの楽しみがあっても良いのではないのでしょうか。

端山 一致する点をちゃんと見つけないかぎり、ただ、やってあげましょうということでは永く続かないと思います。

武井 一致点をどこで見つけるかが問題であり、それには工夫がいると思いますね。身体障害者の職種が成り立つか疑問がありますが、世の中のニーズと合っていないから職がない、ということが言えるのではないのでしょうか。また障害者に対する職業訓練も市場ニーズに合っていないようです。他方で、ソフトウェアをやる技術者はいないという状況があります。

玉井 技術を身につけることは、パッとやってパッとできるものではないと思います。それにニーズの情報がないし(身障者は)能率が悪い。結局、昔なじみの仕事になってしまう。

武井 イギリスのレイブロン社という会社では、障害者の自立できる給与体系になっていて、能率が良くなくても障害者の努力をカウントする制度になっています。

端山 (活動が)果たして市場性をもちうるか、という問題があります。運動の主張=たてまえ論と現実の課題にしていくことは隔りがあります。運動を行っていくにも資金が欲しいのですが、主婦が手形を受けとって商売するほど勇気はありません。

広域と地域について

十文字 市民活動ネットワークというテーマですが、私は場ちがいな気がします。先程からどうやって団体が生きのびて行くかに議論が終始しているみたいですが。究極的には「市民のための」ネットワークなのではないですか。既に私たちの地域では「ご存じですか?いろんなグループ」というパンフレットを作っています。あえて行政がやらなくても必要があれば、団体間で連絡をとりあうと思います。

武井 地域でのネットワーク、それはそれであると思います。地域を超えたネットワークも必要だと思います。企業でも他の業界と接することで新しいものが生まれることがあります。

武内 地域にいる人材、核となる場所を提供することもネットワークの意味だと思います。そして、その拠点となるような場所として公共の施設があるのだと思います。

十文字 子ども文化センターの開設記念の催しに全体のグループが集まりました。大きな行事を通して市民のネットワークを作っていくものです。どういうものが欲しいかということが地域の内で共通に分かち合えないといけないと思います。(そういう意味で)地域作業所が地域の内にもっと解放されていかなければならないでしょう。生活圏としてのネットワーク化が必要だと思います。私たちは川崎市内のグループは把握していますし、つながりをもっています。

蛭名 自治会などの既存のネットワークの他に、新たなネットワークの可能性を求めて私たちの考えを確認しようとしているのです。

十文字 市民が地域で行政の施策としてやってほしいこと、ほしくないことを聴きたいというのなりわかりますが。

端山 交流でよいのではないですか。私も障害者の問題を考える良い機会でもあると思います。

宇津木 (団体相互の交流が) 今日すぐに来るかではないと思います。活動は県下に広がっていても核になるのは地域であり、地域の他の団体とつきあうモデルとして参考になります。

玉井 あすなろは、地域と広域という考えでやっています。各地域で活動している一方で、地域の問題が広域に広がることがあります。リハビリテーションセンターを出て広域に分散してしまう障害者をつなぐシステムが必要で、あすなろで様々な情報の集約をして、情報のセンター的機能を果たしていきたいと思います。

市民活動と行政

武井 今日の会は、行政が主導してくれたという意識はありません。ボランティアの輪が広がれば良いと思います。

内田 この4月1日に財団法人化した川崎市身体障害者連盟ではパソコン教室を開催しています。市が2,000万円出資していますが、パソコン教室では民間企業を引き入れて熱心な授業をしています。身障者も消費者に買ってもらえるものを作れないだろうか。

武井 なぜ行政か、といえば市民活動だけでない横型のサービスを供給することが期待されているからではないですか。

宇津木 行政は情報をもっています。全県下の情報を握っているのは行政だと思います。ただ、自分がやらなければならないことに気がつかずに行政があまりにも先にやり過ぎると思います。

内田 団体には、行政には、頼らないという姿勢が必要だし、団体によっては行政の使い方が下手な部分もあるでしょう。

端山 県民と行政の関係では、市民は行政に「(市民の要望) やれやれ」と言い、今度行政がやるときには(行政側に)「公平に、公平に」という傾向がある。そこで大激論になっても市民活動の助け方の見つけ方が必要でしょう。

内田 県民が自主的にやることと行政が手助けすることの論議をしてみたいと思います。お金は銀行から借りることもできますし、企業の作った財団では資金を出しています。

十文字 行政が補助金として何をやるか、というより、地域の職員の存在そのものが援助だと思う。地域の職員として何をやるか。また、職員としてやるべきことと、やってはいけないこと(たとえば、団体の指導の面で)をはっきりしなければならぬと思います。そういう意味では地域と接する職員は大変苦労しています。

端山 補助金のもらい方は難しい面があります。

内田 民間会社でも計画をきちんと出せば、出資してくれます。会社からの寄附40万円で車椅子を買った福岡の遠賀病院の例があります。

武井 アメリカでは行政と民間会社の連携がとれています。日本では、行政は企業と共同して仕事することが苦手であるという傾向がありますね。

端山 消費者運動には市場経済において消費者を守るという精神的な意味があり、行政も市民運動を援助する形で予算配分上も考えてほしいと思います。

宇津木 確かに企業からお金をもらえば終わってしまう、という団体もあるでしょう。今の産業構造がおかしいと思っている団体は自立でやるし、行政はこれに対して金を出すべきだと思います。

十文字 団体は、補助金をもらえば、たいてい墮落してきますよ。

宇津木 (墮落するかしないかは) もらう人自身なのであって、税金を返してもらったと思えば良いんじゃないかしら。

端山 よその団体とできることを具体的に書きつらねれば良いと思います。

本地 他団体を活用しつつ、補完しながらやっていくと良いのではないですか。

小沢 かけ出しですが、県でも助成していただければ(老人や身障者のための洋服づくりの)研究費でも補助してくれないでしょうか。それと情報を入れてほしい。行政から助成金を受けると、研修会をするから出てこいとか、何に使ったとか義務づけられる条件が多すぎるので、もっと大らかな気持ちで考えていただきたい。

武井 今日は、このような場を作っていただいて、その中でネットワーク化ということ考えたわけですが、研究チームの方も結論を出すという訳でもないようですし、司会としても大変な役だと思っていました。ただ(行政は)やはり情報をもっているというその辺のところでオルガナイズしていただいて、それをフィードバックしていただくなり、連絡リストを作っていただくなりして、その後各所属団体にもち帰って討議していただいて、もう一度こういう場があれば、新しいアイデアが生まれると思います。

まとめ

1. 団体間のつながり

世の中のニーズを掴んだ上での職業訓練の必要性。

団体間の繋がりをもたせるには相互に一致する点を見い出すことが大切。

市民のグループでないところでこない発想がある。

障害者の自立のための給食システムや自立のための給与体系(現在では、給与が低すぎる。)の確立。

2. 広域と地域について

生活圏としてのネットワークの必要性

地域を超えたネットワークの必要性 広域に分散していく障害者を情報でつなぐシステムの必要性。

3. 市民活動と行政

市民の行政に対する要望と公平性。

地域における行政職員の姿勢。

行政から団体への補助金の是非。

「市民活動への意識と行動」に関するアンケート

昭和58年3月

整理番号		

(01)(02)(03)

<企画> 神奈川県自治総合研究センター
横浜市中区山下町32
電話(045)651-1471

<実査> 株式会社 情報科学研究センター
東京都豊島区池袋4-457
電話(03)980-1821

ご記入のお願い

- ・このアンケートはあなたご自身でご記入ください。
- ・質問分のあとに(はひとつ)とある場合は、もっともあてはまる項目の番号に 印を1つだけつけてください。また(はいくつでも)とある場合はあてはまる項目の番号にいくつでも 印をつけてください。
- ・記入欄 その他(具体的に:) が用意されている場合は、質問の趣旨に従って、数字やあなたの思われること、考えられることを自由にご記入ください。
- ・ご記入もれがありますと、あとの処理に困ります。ご面倒でも1項より最後の項まで、すべての質問項目にご回答をお願い致します。
- ・ご記入に当って、ご不明の点がございましたら上記までお問い合わせください。
- ・この用紙は、ご記入済みのものを3月20日にいただきに参りますので、よろしくお願ひ致します。

問1 あなたは隣近所とふだんどういつきあい方をしていますか。(はひとつ)

1. 顔もよく知らない (1.1%)	4. 買物にいっしょに行ったり気の会った親し
2. 道で会えばあいさつぐらいする (30.1)	いつきあいをしている (11.4)
3. たまに立ち話ぐらいする (40.4)	5. 困ったとき、相談したり助け合ったりして
	いる (16.9)

(04)

問2 あなたは、いま住んでいる長後地区から移られるつもりはありますか。(はひとつ)

1. ずっとこの街に住んでいくつもり (54.8)	3. わからない (31.6)
2. いずれは他に移るつもり (13.2)	

(05)

問3 次にあげる団体や組織の中であなたが、現在参加しているものはどれですか。該当するものすべてに 印をつけてください。(はいくつでも)

1. 自治会 (68.4)	8. 地域の老人クラブ (1.8)
2. 子ども会 (26.8)	9. 地域におけるスポーツ・レジャー・文化な
3. P.T.A (幼稚園、保育園、小学校	どの団体 (7.7)
中学校、高校) (30.9)	10. 消費者団体 (0.7)
4. 地域の婦人会 (1.8)	11. 生活協同組合 (17.6)
5. 地域の交通安全協会 (3.7)	12. 信仰・宗教団体(講、氏子組織など)(9.2)
6. 地域の防犯協会 (1.1)	13. その他(具体的に: (2.6)
7. 地域の消防団 (0.7)	14. 特にない(22.1)

(06~19)

問4 あなたの地域の自治会にはどのような活動が必要だとおもいますか。該当するものすべてに 印をつけてください。(はいくつでも)

1. お祭り、運動会などの行事 (45.2)	6. 古新聞や不用品などの回収・再利用 (38.2)
2. 子供会活動 (32.0)	7. 学習会や講演会など (17.6)
3. 婦人会活動 (15.8)	8. 地域の様々な問題に関する話し合い (38.2)
4. 老人会活動 (20.2)	9. よくわからない (17.3)
5. 町内の掃除や消毒 (38.6)	

(20~28)

問5 あなたは、自治会活動へどの程度参加していますか。(はひとつ)

1. いつも参加している (9.9)	3. ほとんど参加していない (22.1)
2. とときどき参加している (50.7)	4. 全く参加していない (16.5)

(29)

問6 あなたは、学校を出た後でも、学習や趣味を深めていくことは必要だと思いますか。(はひとつ)

1. ぜひ必要だと思う (35.7)	4. 必要でないと思う (0.7)
2. 必要だと思う (57.4)	5. わからない (0.4)
3. あまり必要だと思わない (4.0)	

(30)

問7 公民館などでは文化の講座やサークル活動などをしていますが参加したことはありますか。(はひとつ)

1. ある (24.6) ——— (24.6) ———>問8へ進んでください
2. ない (75.0) ——— (75.0) ———>付問にお答えください

(31)

(注): カッコ内はパーセントである

「無回答」のパーセントは記入していないのでトータルで100%とらない場合がある。

- 付問 [問7で2とお答えの方におうかがいします]それはどうしてですか。(はひとつ)
- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1.あまり関心がないから(13.7) | 5.テレビやその他のサークル活動があるの |
| 2.参加したい内容のものがないから(14.2) | で公民館まで行く必要はないから(3.4) |
| 3.参加したいが仕事や家事が忙して暇 | 6.そのような活動のあることを知らないから(6.4) |
| がないから(52.0) | 7.その他(具体的に:) |
| 4.参加したいが遠くて行けないから(2.0) | (6.4) |
- (32)

- 問8 [全員の方に。以下同じ]公民館などで行う講座や教室に参加する場合、どれだけの費用負担が適当だと思いますか。(はひとつ) (4.0)
- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1.民間(文化講座など)並みの負担でよい | 3.経費の一部(材料費程度)ならよい(44.1) |
| 2.利益を除いた経費ならよい(25.7) | 4.無料がよい(11.8) |
| | 5.わからない(8.5) |
- (33)

- 問9 もし、あなたの特技や技能(例えば囲碁、書道、スポーツ、日曜大工など趣味や仕事で身につけたもの)を生かし公民館などのボランティアをたのまれたらどうしますか。(はひとつ)
- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1.よるこんで引き受ける (4.0) | 3.無理があれば引き受けない(34.9) |
| 2.都合がつかざり引き受ける(41.9) | 4.引き受けるつもりはない(16.5) |
- (34)

- 問10 公民館などで行う講座や活動についてどのようなやり方がよいと思いますか。(はひとつ)
- | |
|---------------------------------------|
| 1.設置した行政機関がすべてやるべきだ(7.4) |
| 2.住民も講座や活動内容に意見を出して行政と協力してやるべきだ(66.2) |
| 3.住民にすべてまかせるべきだ(1.8) |
| 4.わからない(22.8) |
- (35)

- 問11 あなたのお住まいの地域の住環境についておうかがいします。次にあげる各項目についてどう思いますか。それぞれの項目について該当する番号(1~5)を で囲んでください。(はひとつずつ)

	非常に 良い	良 い	悪 い	非常 に 悪 い	ど ち ら も い え な い	
広場・公園	1 (0.7)	2 (18.4)	3 (36.0)	4 (19.5)	5 (23.9)	(36)
街並み・たたずまい	1 (0.7)	2 (28.7)	3 (30.9)	4 (9.6)	5 (27.2)	(37)
住みやすさ	1 (3.7)	2 (58.8)	3 (12.5)	4 (4.0)	5 (19.1)	(38)

- 問12 あなたは、お住まいの地域の環境について関心をもっておられますか。(はひとつ)
- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1.とても関心をもっている(12.9) | 4.関心を全くもっていない(0.7) |
| 2.関心をもっている方である(61.8) | 5.どちらともいえない(12.1) |
| 3.関心をもっていない方である(10.7) | |
- (39)

問13 もし、あなたのお住まいの地域で街並みの維持、子どもの遊び場づくり、家の周りや公園の掃除などの会があったら、あなたは参加しますか。(はひとつ)

- | | | |
|----------------|--------|-------------|
| 1. 進んで参加する | (10.7) | |
| 2. 都合がつけば参加する | (74.3) | 付問1に答えてください |
| 3. できれば参加したくない | (11.0) | |
| 4. まったく参加したくない | (1.1) | 付問2に答えてください |

(40)

付問1 [問13で1,2とお答えの方におうかがいします] そうした活動はどういう形で進めているのがよいと思いますか(はひとつ)

- | | | |
|--------------------------|--------|---------------|
| 1. 個人、個人で | (0.4) | → 問14へ進んでください |
| 2. みんなが協力して | (39.0) | |
| 3. みんなが協力し、専門家も入れて | (15.6) | |
| 4. みんなが協力し、協定をつくって | (10.8) | |
| 5. 自分たちの組織と行政が協力して | (29.0) | |
| 6. 行政との共同組織(第3セクター)を設立して | (3.5) | |

(41)

付問2 [問13で3,4とお答えの方におうかがいします] それはどうしてですか。(はひとつ)

- | | | | |
|---------------|--------|------------|--------|
| 1. 忙しくて参加できない | (42.4) | 3. 関心がないから | (30.3) |
| 2. 難しい問題だから | (24.2) | | |

(42)

問14 [全員の方に。以下同じ] 地域の住環境を守るためには、次の中のどういう形がもっとも適切であると思いますか。(はひとつ)

- | | | | |
|-------------------------------------|--------|------------------------|-------|
| 1. 行政がすべて事業として行う | (10.3) | 3. 住民が個々に行う | (4.0) |
| 2. 条例づくりなど、行政と住民が協力し合いそれぞれ、できることを行う | (76.1) | 4. 住民が協定をつくり、団体を組織して行う | (6.6) |

(43)

問15 子供の遊び場が建設されたとして、あなたは次のどれに協力できると思いますか。協力できるすべてに をつけてください。(はいくつでも)

- | | | | |
|-----------------|--------|----------------------------|--------|
| 1. 遊び場の草むしりや掃除 | (81.6) | 5. 遊び場の利用規定の作成 | (14.7) |
| 2. 遊び場マップの作成 | (5.5) | 6. 遊び場づくりの研究会などの団体の役員になること | (2.2) |
| 3. 遊び場の器具や道具の作成 | (8.1) | 7. その他(具体的に: |) |
| 4. 遊び場の設計 | (6.6) | | |

(3.3)(44~50)

問16 本来の仕事を離れて、自分の能力または得意なことを世の中のために進んで役立てる奉仕活動をボランティア活動と呼んでいます。あなたはこれまでにこうした活動に参加したことがありますか。(はひとつ)

- | | | |
|-----------------|--------|---------------|
| 1. 現在活動している | (4.0) | |
| 2. 過去に活動したことがある | (12.1) | → 問17へ進んでください |
| 3. 現在も過去もない | (80.1) | → 付問にお答えください |

(51)

付問 [問16で3とお答えの方におうかがいします] それはどうしてですか。(はひとつ)

- | | | |
|--------------------------|--------|------|
| 1. 家事や仕事が忙しい | (46.8) | |
| 2. 健康や体力面でできない | (11.0) | |
| 3. どのようなボランティア活動があるか知らない | (10.6) | |
| 4. 自分がやらなくても他の人がやっているから | (0.5) | |
| 5. 活動する気持ちはあるが、連絡先がわからない | (0.5) | |
| 6. 活動するきっかけがない | (22.0) | |
| 7. 関心がない | (8.3) | (52) |

問17 [全員の方に。以下同じ] ボランティア活動についての次の甲、乙の意見についてどう思いますか。(はひとつ)

甲:「看護やスポーツなど技術を必要とする分野の専門技術を学んで行うべきだ」

乙:「ボランティアは難しい技術がなくともできることを探してやればよい」

1. 甲に賛成である (3.3)
2. どちらかといえば甲に賛成である (7.7)
3. どちらかといえば乙に賛成である (39.3)
4. 乙に賛成である (29.4)
5. わからない (13.6)

(53)

問18 ボランティア活動は、無償奉仕が原則ですが、最近では、報酬を払う考え方があります。これについて、あなたはどのようにお考えですか。(はひとつ) (25.4)

1. 無償奉仕が原則なのだから、もらうべきではない → 問19へ進んでください
2. 多くの人が参加しやすいよう実費(材料費、交通費、通信費など)程度ならよい(52.6) → 付問にお答えください
3. 活動を労働とみなし、労力に見あう報酬をもらうべきだ → 問19へ進んでください
4. わからない(14.3)

(54)

付問 [問18で2または3とお答えの方におうかがいします] そうした報酬制度は、制度化すべきと考えますか。個別にまかせるべきと考えますか。(はひとつ)

1. 制度化すべきである (15.2)
2. できれば制度化すべきである (48.3)
3. できれば個別に決めるべきである (12.6)
4. 個別に決めるべきである (15.9)
5. わからない (7.9)

(55)

問19 [全員の方に。以下同じ] 老後生活上の世話(食事や身の回りの世話)が必要になったとき、家族や親せきに頼れない場合、次の甲、乙の意見についてどう思いますか。(はひとつ)

甲:「施設の福祉サービスを利用したい」

乙:「在宅の福祉サービスを利用したい」

1. 甲に賛成である (26.1)
2. どちらかといえば甲に賛成である (18.4)
3. どちらかといえば乙に賛成である (21.0)
4. 乙に賛成である (14.0)
5. わからない (14.7)

(56)

問20 現在の福祉サービスの水準を維持したり、あるいは向上させるための負担増についてあなたはどうか考えますか。(はひとつ)

1. 税により負担する (60.7)
2. 利用するごとに個人が負担する (25.4)
3. ボランティアで負担を補う (8.1)

(57)

問21 資源の節約や再利用についての次の甲、乙の意見についてどう思いますか。(はひとつ)

甲:「不要品の交換会や修理などをしてできるだけ再利用すべきである」

乙:「再利用しなくても、新しいものを買えばよい」

1. 甲に賛成である (64.7)
2. どちらかといえば甲に賛成である (25.7)
3. どちらかといえば乙に賛成である (1.8)
4. 乙に賛成である (0.7)
5. わからない (2.9)

(58)

問2 2 あなたは、不要品の交換会やバザーなどに参加されていますか。(はひとつ)

- | | | |
|---------------|--------|----------------|
| 1. 積極的に参加している | (4.8) | |
| 2. ときどき参加する | (25.4) | → 問2 3へ進んでください |
| 3. あまり参加していない | (26.5) | |
| 4. 参加したことはない | (41.2) | → 付問にお答え下さい |

(59)

付問 [問2 2で3, 4とお答えの方におうかがいします]それはどうしてですか。(はひとつ)

1. 身近でそのような機会がないので (82.1)
2. 不要品や中古品を利用するには抵抗がある(8.7)
3. 以前利用したことがあるが、役に立たなかったので(3.8)

(60)

問2 3 [全員の方に。以下同じ]食品化学添加物や合成洗剤についての次の甲、乙の意見についてどう思いますか。(はひとつ)

甲:「身体の安全や環境維持のため、使わない方がよい」

乙:「安価で、便利であれば、使用してもよいと思う」

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1. 甲に賛成である (60.3) | 4. 乙に賛成である(2.2) |
| 2. どちらかといえば甲に賛成である(26.8) | 5. わからない (3.7) |
| 3. どちらかといえば乙に賛成である(2.6) | |

(61)

問2 4 あなたは、身近な店で、安全で安価な商品や新鮮な野菜といった商品が手に入らないとしたらどうしますか。

1. その店に欲しい商品を置いてくれるように注文したりしてかけあう(5.5)
2. 隣近所や友人と話し合っ、市民生協や市民組織をつくり、共同購入する(11.4)
3. 遠くても売っている店に行ったり、探したりする(47.8)
4. あきらめて近所の商店の商品で間に合わせる(25.7)
5. わからない(7.0)

(62)

ご意見をおうかがいする質問は以上で終了ですが、統計分析に必要な事項について若干お聞かせ下さい

F 1 あなたの性別をお答え下さい。

- | | |
|------------|------------|
| 1. 男(44.9) | 2. 女(55.1) |
|------------|------------|

(63)

F 2 あなたの年齢は、おいくつですか。

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1. 20~29才(13.6) | 3. 40~49才(30.5) | 5. 60~69才(12.1) |
| 2. 30~39才(27.9) | 4. 50~59才(15.8) | |

(64)

-
- F 3 あなたの職業は何でしょう。
- | | | |
|------------------------|------------------|---------------|
| 1. 農林・水産業 (1.1) | 6. 専門技術職 (13.2) | 11. 学生 (1.8) |
| 2. 商工・サービス業 (自営) (5.5) | 7. 事務職 (12.1) | 12. 無職 (4.4) |
| 3. 自由業 (2.6) | 8. 労務職 (8.5) | 13. その他 (2.9) |
| 4. 内職・臨時雇用・パート (8.1) | 9. 販売サービス業 (3.7) | (具体的に:) |
| 5. 経営管理職 (6.3) | 10. 主婦 (26.8) | |
- (65)

- F 4 あなたの家族構成は次の区分ではどれになりますか。
- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1. 単身 (7.4) | 3. 2世代 (親または子供と同居) (50.4) |
| 2. 1世代 (夫婦など) (30.5) | 4. 3世代 (親と子供と同居) (9.2) |
- (66)

- F 5 長後地区の居住年数はどれくらいですか。
- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 5年未満 (15.8) | 4. 15年以上20年未満 (11.4) |
| 2. 5年以上10年未満 (14.7) | 5. 20年以上 (32.7) |
| 3. 10年以上15年未満 (23.5) | |
- (66)

- F 6 お宅の住居形態は次の区分のどれになりますか。 (5.1)
- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1. 一戸建の持家 (77.9) | 4. 2DK以上の賃貸マンション、アパート |
| 2. マンションの持家 (0.7) | 5. 借家 (ワンルーム・1DKのアパート) |
| 3. 一戸建の借家 (11.0) | (1.8) |
- (67)

- F 7 お宅に70才以上のお年寄の方が同居していらっしゃいますか。
- | | |
|--------------|---------------|
| 1. いる (13.6) | 2. いない (84.2) |
|--------------|---------------|
- (68)

- F 8 お宅に中学生以下のお子さんが同居していらっしゃいますか。
- | | |
|--------------|---------------|
| 1. いる (44.9) | 2. いない (51.5) |
|--------------|---------------|
- (69)

調査にご協力ありがとうございました

関 連 文 献

著編者名	書名・報告書名	発行所	刊行年
行政管理局	行政責任の明確化に関する調査研究報告書	行政管理局	'83年5月
西尾 勝	行政学	東京大学出版部教材部	
辻 清明	行政学講座		
政策科学研究所	地方自治体における行政ニーズと効率化	政策科学研究所	'77年3月
地方自治研究資料センター	行政の効果と限界()~() 特に ()公共領域の実態とその変動に関する研究 ()行政サービスの供給形態に関する効率度調査研究	地方自治研究所 センター	'79年3月 '81年3月
地方自治研究資料センター	公共サービスの内容と負担	総合研究開発機構	'78年
公企労協・平和経済国民会議編	80年代と公共部門	勁草書房	'83年4月
自治総合センター	大都市におけるまちづくりと地方公社の役割	自治総合センター	'83年3月
高 寄 昇 三	地方自治の経営	学陽書房	'78年12月
古 田 精 司	公共部門の経済学	千曲秀版社	'79年10月
原 豊 編			
国土庁 計画・調整局	社会的サービスと地域政策	ぎょうせい	'81年9月
地方自治協会	市民意識と地方地治 町田・金沢調査 全国調査	地方自治協会	'79年3月 '82年3月
籠 山 京 編	大都市における人間構造	東京大学出版会	'81年1月
横浜市立大学	横浜市立大総合研究	横浜市立大学	
京浜社会研究会	京浜社会の研究	京浜社会研究会	'84年3月
神奈川県県民部	神奈川県民意識調査	神奈川県	'83年8月

著編者名	書名・報告書名	発行所	刊行年
横浜市都市科学研究室	横浜市民の生活意識とボランティア意識に関する調査	横浜市都市科学研究室	'83年3月
行政管理研究センター	行政とボランティア活動に関する調査	行政管理研究センター	'83年3月
神戸都市問題研究所編	地域住民組織の実態分析	勁草書房	'80年12月
蓮見音彦編	地方自治体と市民生活	東京大学出版会	
シエレミ・リフキン	エントロピーの法則	祥伝社	'82年
I.イリイチ	シャドーワーク	岩波書店	'82年
J.リップナック&J.スタンプス	ネットワーキング	プレジデント社	'84年
奥田道大他 辻清明 (編集代表)	コミュニティの社会設計 「行政学講座 2 行政の歴史」	有斐閣 東京大学出版会	'82年
山岸健他編著	「生活の学としての社会学」	総合労働研究所	
斉藤昌男	「都市生活と自治の社会学」	文化書房博文社	
経済企画庁 国民生活局	「自主的社会参加活動の意義と役割」		'83年11月
〃	「コミュニティ形成に資する自由時間活動の構造分析調査」報告書		'84年2月
(財)地方自治協会	「市民の団体活動と都市行政の対応に関する調査研究」		'82年3月
行政管理庁 行政監察局	「公的余暇施設の現状と問題点」		'77年12月
自治大臣官房 地域政策課	「生活の質的变化に対応した公共施設の効率的な管理運営方法に関する調査報告書」		'82年3月
国民生活センター	「公共サービスの実態把握に関する研究」		'81年3月
	「全国まちづくり集覧」 (ジェリスト総合特集)	有斐閣	'77年12月

著編者名	書名・報告書名	発行所	刊行年
神奈川県自治総合 研究センター編	「もうひとつの地方自治論」	ぎょうせい	'83年3月
地方自治研究資料 センター編	「自治体事務の外部委託」	第一法規	'82年9月
嶋本 久寿弥太	「ベンチャーミックス」	日本能率協会	
日本地域開発 センター編	「トオノピアプラン」	清文社	
カンファレンス ボード編	「マトリックス組織」	日本能率協会	'80年9月
蓮見音彦他編	「地域生活の復権」	有斐閣	
ジョン・ネイスピッツ	「メガトレンド」	三笠書房	
佐藤 竺 編者	「コミュニティをめぐる問題事例」	学陽書房	'80年2月
佐藤 竺 監修	「行政と住民をめぐる問題事例」	学陽書房	'78年7月
丸尾 直美	高齢化社会対策の推進のために、高齢 化社会部会提言	神奈川県総合福祉 政策委員会	'84年
高森 敬久他	社会福祉とボランティア、新しいコミ ュニティと家族の論理	ヨルダン社	'78年
小泉 晨一	空きかん回収革命	リサイクル文化社	'82年
藤原 房子	もうひとつの働き方	海竜社	'83年
マリリン・ファーガン	アクエリアン革命	実業之日本社	'81年
Office of Approp- riate Technology in State of California	Working Together	Office of Appropriate Technology in State of California	'81年
暉 竣 淑 子	公共サービスと国民生活	産業統計研究社	'83年
婦人総合センター	かながわ女性ジャーナル2号	婦人総合センター	'84年
門脇 厚司	ニューライフ点描	リサーチ出版	'77年
電 通	80年代のセンス オブ ライフ		'79年
全国高齢化 社会研究協会	高齢化社会年鑑 '84	(株)新時代社	'84年2月

著編者名	書名・報告書名	発行所	刊行年
副 田 義 也	老年社会学 老年世代論 老後問題論 老齡保証論	垣内出版(株)	'81年5月
経 済 企 画 庁	2000年の日本シリーズ1 2000年の日本 国際化、高齢化、成熟化に備えて	大蔵省印刷局	'82年7月
足 立 忠 夫	地域市民自治の公共学	公務職員研修協会	'81年11月
中 川 剛	“公共性”と人権 (ジュリスト総合特集 「行政の転換期」)	有 斐 閣	'83年1月

調査のご協力いただいた団体一覧

団 体 名	所在地・連絡先	電話番号
株 式 会 社 ニ ー レ	横浜市神奈川区松本町3 - 25 山川ビル4 B	045 - 324 - 2143
あ す な る の 会	厚木市下荻野123 - 2	0462 - 42 - 0101
は た ら け バ ン ク	町田市下小山田中3160 (町田リサイクル文化センター内)	0427 - 97 - 7111
盛岡市民福祉バンク	盛岡市紺屋町2 - 9	0196 - 52 - 0879
神奈川県消費者の会連絡会	平塚市公所442	0463 - 58 - 0618 (端山)
日本消費者連盟藤沢グループ	藤沢市亀井野1053	0466 - 81 - 6904 (高木)
生産者と消費者が手をつなぐ会	大和市下鶴間4241 (神奈川県農畜産物供給センター内)	0462 - 75 - 3171
か ま く ら 土 の 会	鎌倉市雪の下2 - 14 - 2	0467 - 24 - 1605 (岩沢)
横浜ファミリーサービスクラブ	横浜市中区宮川町3 - 70 (婦人コーナー内)	045 - 242 - 7515
福祉の風土づくりの会	横浜市戸塚区中田町 1364	045 - 802 - 0281 (井上)
神奈川県ボランティアセンター ワーカーズコレクティブにんじん (登戸ランチ)	横浜市神奈川区沢渡4 - 2 川崎市多摩区登戸1818	045 - 311 - 1421 044 - 933 - 7899
グ ル ー プ カ ー ム	藤沢市本鶴沼4 - 5 - 5	0466 - 33 - 0232 (小澤)
丹 沢 グ ル ー プ	秦野市西田原133	0463 - 82 - 1531・1277
横浜市シルバー人材センター	横浜市中区山下町253 - 1 (横浜市職能開発総合センター 6 F)	045-651-2444 - 6
藤沢市生きがい福祉事業団	藤沢市鵠沼神明1 - 3 - 18	0466 - 27 - 1100
茅ヶ崎市地域づくり市民会議	茅ヶ崎市茅ヶ崎1 - 1	0467 - 82 - 1111 (広報課)
青少年のための地域環境づくり	相模原市中央2 - 11 - 15	0427 - 54 - 4141 (青小年 課)
日立市民運動推進連絡協議会	日立市助川町1 - 1 - 1	0294 - 22 - 3111
茅ヶ崎市に公民館をつくる会	茅ヶ崎市ひばりが丘5 - 28	0427 - 85 - 9331 (渡辺)
菅生こども文化センターにつどう会	川崎市宮前区菅生2949	044 - 977 - 1154 (十文字)
川崎市市民自治財団	川崎市中原区小杉3 - 1	044 - 733 - 1232

団 体 名	所在地・連絡先	電話番号
町田市花とみどりの会	町田市中町1 - 20 - 23	0427 - 22 - 3111 (公園緑地課)
グリーンヒルズ横浜緑の会	横浜市保土ヶ谷区狩場164 - 38	045 - 711 - 5514 (柏)
盛岡市グリーンバンク委員会	盛岡市内丸12 - 2	0196 - 51 - 4111 (環境保全課)
鎌倉風致保存会	鎌倉市御成町18 - 10	0467 - 23 - 3000 (都市計画課)
あすを築く盛岡市民運動実践協議会	盛岡市内丸 12 - 2	0196 - 51 - 4111 (環境保全課)
橋本まちづくり懇談会	相模原市中央2-11-15	0427 - 54 - 4141 (都市計画課)
こども文化センターと老人いこいの家	川崎市川崎区砂子1-8-1	044 - 200 - 1111 (青少年課・老人福祉課)
トオノピアプラン	遠野市東館町8-12	01968 - 2 - 2111 (企画財政課)
たかむろ水光園	遠野市土淵町山口宇高室	01968 - 2 - 2839

- 1 () 内に個人名がある場合は、所在地、電話番号とも団体の代表者の自宅のものである。
- 2 () 内に担当課名がある場合は、所在地、電話番号とも団体の事務局を担当する市役所の担当課のものである。
上の両方がある場合は、事務局の所在地、電話番号を記載した。

(その他取材にご協力いただいた団体)

団 体 名	所在地・連絡先	電話番号
藤沢市市民活動課	藤沢市朝日町 1 - 1	0466 - 25 - 1111
川崎市新城こども文化センター	川崎市高津区末長 1289	044 - 877 - 8055
茅ヶ崎市小和田公民館	茅ヶ崎市美住町 6 - 20	0467 - 85 - 8755
在 研 究 所	盛岡市上田 3 - 1 - 4	0196 - 23 - 3663
盛岡市福祉事務所	盛岡市若園町 2 - 18	0196 - 51 - 4111

おわりに

雪に足を滑らせながら各地での活動の調査を始めて、予定していた最後の団体の話を聞き終えた時は、もう半袖姿になっていた。この半年間に話を伺った市民の公共的活動団体と、それを支援する組織は35に及んだが、必ずしも十分なものとはいえない。

生活の論理に根ざした市民の公共的活動は行政に対立的なものもあれば、行政と協力関係を形成するものもある。その現実、まさに混沌としたものである。しかし、本調査結果には現在の行政・市民関係のひとつの実態が映し出されている。今後、公共サービスを考える時、単に「対象」としてでなく「主体」としての市民の存在は、大きな要素になってくると思われる。この調査においても、市民の公共的活動の果す役割は認められたといえよう。

市民の団体から聞かされた要望や問題点は、法や制度、補助金、行政組織、職員、市民との役割分担など、多岐にわたっており、それらの声を集約すれば、「行政の文化」の問題に帰着するところとなろう。活動の阻害要因や活動資源の問題でも行政のかかわりが大きな比重を占めている。団体が行政に期待しているところも多いであろう。市民の公共的活動は新しく興ってきたものであり、その組織原理や行動様式は、既存の機関のそれとは異なったものがある。今後、これらの団体と行政は、相互に影響を及ぼし、補完しあい、その関係についても一定の変容を迫られることになる。私達は意識のレベルから具体的な施策まで、行政の文化の市民化を真剣に考えなければならない時期にきていると思われる。

この研究では、市民の公共的活動の生成発展過程の分析や定量的な分析、都市社会と農村社会に

おける活動の相違、あるいは、それを踏まえての市民参加のあり方といった考察はできなかった。本研究の残された課題として今後の研究に引きつぎたい。

ヒアリング調査は内容の正確さを期すための照会などを行ったが、本報告書の記載内容に実情と相違する点がある場合はすべて研究チームの責任であることをおことわりする。最後に、心よく調査に応じてくださった団体のリーダー、事務局をあずかる皆様、アンケートにご協力いただいた藤沢市長後地区の皆様、適切なアドバイスを頂戴した学識経験者の方々に紙面をかりて心から感謝の意を表したい。特に、報告書を作成するにあたり、御指導を願った方々を巻末に次のような形で掲載させていただきたく事でお礼にかえさせていただきたい。

（昭和59年8月）

(指導助言をいただいた方々)

木 島 繁 治 横浜新都市交通株式会社業務課長
黒 川 和 美 法政大学助教授
斉 藤 達 三 地方自治研究資料センター主任研究員
似田貝 香 門 山梨大学助教授
野々下 純 生 松戸市すぐやる課長

(50音順、敬称略)

「新しい公共サービスの供給方法」に関する研究チーム

朝 倉 幸 子 消費生活課(サブリーダー)
武 内 真 自然保護課(前青少年センター)(リーダー)
蛭 名 喜代作 団体育成課(前相模原保健所)
川 上 和 宏 住宅建設課(前生田東高校)
本 地 昭 勝 厚木児童相談所(前障害福祉課)
水 谷 明 企業庁水道局業務課
金 子 延 康 横浜市都市計画局調査課
国 重 正 雄 自治総合研究センター(コーディネーター)